

穩便唯一

兵威を以て嚇さる

川越兵の憤激

在に漕ありき、御固四家の人數は、岸の上にて見物するのみ。夜中はバッテイラを、船の前後に指出し、警固の體也。火攻などを恐る、故歟。如何にも穩便政策の模様が想ひやらる。穩便は當時外交の唯一手段にして、亦た當時の執政阿部正弘の、恐らくは唯一の要諦としたものであらう。

一 六日九時半時(午後一時)蒸汽船一艘、小の方江の方へ向ひ馳出す。先へはバッテイラ四艘にて、海の淺深を測量しながら行く。川越の手にて差留候處、劍を抜き、船ぶちに顯れ、寄らば斬んとする仕方を致し馳通り、或は劍付鐵炮に、眞丸を込、此方船の二三間先を頻に打をどかし、馳通候。川越人數怒に不堪、早船にて浦賀へ問合せ、只今乗込候、異船輕侮の致方忍難き儀也。切しづめ申へきとの事。浦賀にて御尤に候へ共、御内意は、何れにも穩便との儀に有之、且又彼一艘切しづめ候とも、事濟候と申には無之、諸家申合行届かず、疎忽に手出し致し、却て兵端を開候ては、恐入候間、先々穩便に有之様にとの挨拶に及ぶ。

諸家疎忽制禁船

會見所模

夫より諸家怒に堪へず、大事を引出し候ては相成らずとて、役船貳艘を差出し、異船の跡へ附警固致し候。されば右役船は、異船を取押へる爲めに、なく、陸上諸家疎忽に手出し致さぬ様制禁の爲也。右に付、異船へ早船を以て、只今一艘江戸灣へ乗込候は、如何の趣意と尋候處、答、此度持參の書翰御受取不相成一節は、存意通相計候こと故、内海測量致し度、わざと指遣候處也。尤晩景には歸申べしと、右船富岡まで測量し、七時半時(午後五時)過元の處へ漕戻し候。

尙ほ久里濱會見の模様就ては、左の如く云うてゐる。

蒸汽船二艘、波を分け迅速にはせ來る。岸を隔ること十町許にして、(此所深さ九ひろ位)夫よりバッテイラを貳艘の蒸汽船より拾五艘卸し、上陸終て、太鼓、ホラ貝、笛を鳴し繰込、小屋の脇を浦賀人數にて固める。小屋の左右を彦根、川越の人數にて圍む。異人何れもゲヘル劍付鐵砲にて備を固む。彦根、川越の備前を歩行き、組頭様の者、劍をひらめかし杯して、指圖す。浦賀人數

多人數上

の固を見て、異人共耳こすりし、或は指さしなどして、盡く嘲弄の體に相見、無念いはん方なし。又異人調練の能整候こと、奇妙驚入候。前日掛合には、上官共廿人程にて上陸の筈の處、案に相違し、大人數上陸、其上不意に六十人計押込、上官奉行の脇立塞り、此方何れも仰天し、彼是制し候はゞ、直に奉行を虜にもすべし様子故、其儘に致し置候。先無事にて相濟、異船バツテイラ本船に引取、浦賀に向て馳す。軍船と申合、一同出帆の儀と心得居候處、案外に軍船を引連れ、波を蹴たて、内海へ乗込、本牧の前へかゝる。右に付如何なれば約定に違、出帆も不致、却て内海へ乗込候やと掛合候處、答に、此後返簡受取に參候節は、數艘引連大軍船も貳艘參候。此と也。浦賀は船がかり宜しからず、因て此邊測量致し置爲乗込也。尤此後は一艘は掛合の爲殘置、あと不殘此邊にかゝると云り。同日大師河原へ一艘乗込、十日には野島へバツテイラ貳艘漕寄、上陸水を汲んとす。役人取押

内海測量の廣告

情意疏通を缺く

へ、水を汲て與ふ。此時も劍を抜き、ピストウルを放ち、見物をおびやかす。以上の記事を以て、米國側の記事(參照 二四一—二八)と對照すれば、自から彼我の事情が、瞭然とするであらう。互ひに情意の疏通を缺く爲め、雙方から誤解もあり、見よせ、聞よせ、種々の邪推もあり。中には一方では好意的のことが、他方では惡意的に受取らるゝこともあつた。

川越兵の憤慨

此時川越衆申候には如何に奉行所より免し候とて御備場を乗越し、陣屋下へ度々上陸し、測量等致し、我儘夷賊共玉込して打拂ふべし。一應浦賀へ向合(問合か)申べし連、早船にて何候得ば奉行申には、江戸表より打拂堅く相禁じ有之、尤變事も有之候はゞ、是より差圖に及ぶ、夫迄は差扣罷在べしと申渡候故、川越衆大に力を落し申けるは、是程の耻辱を夷戎に請ながら、變事有之ば申遣すなども申渡ならば、陣屋引取、酒でも飲み踊でもするがよし、各陣裝束を取、打くつろぎて、小屋々々に引取候由、彦根衆にては一言申者もなし。前日自分領内の持場を通り抜られ候を耻とも思はず、漸催促して出し候漁士或は村役人共に不足を受、士が百姓にしかけられる様なる始末にて、一向物の用には立不申、取々の風評も有之由なり。(維新史料所收浦賀日記)

川越兵捨ばち

【三〇】日本側の觀察 (二)

會津兵の
頭激

尙ほ浦賀附與力、合原總藏よりの開書によれば、

一 會津侯より、浦賀奉行へ使者を以、此度の異人前々渡來の砌とは事變り、ことごとく諸方にて亂妨、日本を蔑にいたし候段、心外無此上存候。拙者御預り場へ參り、右様之儀有之候はゞ、拙者召連候家來共、見留候て、逆も堪忍致間敷と存候。萬一事起り候ては、公邊の御趣意にも背き恐入候。左様の節は、當所の百姓共差出し、相押候様可致候間、兼て此段御承知置被下候様にとの御事、誠に御尤の儀と一統風評罷在候。

米兵の亂
妨

ことごとく諸方にて亂妨とは、聊か事實相違であるが、米人が無遠慮に、何處でも勝手次第に乗り廻したるは事實だ。従前の渡來外人とは其の態度や、模様が異りたるとは、勿論の事だ。警衛の一部に任ずる、會津人が憤慨したのも、

浦賀人民
の恐怖

不思議はない。

又た浦賀附與力、飯塚久米三郎よりの開書に、

一 異船入津の節、市中(浦賀)騒ぎ立、荷物等持運び、其混雑中々言ふ計なし。奉行申論し、決して右様騒動に及申間敷、萬一の事あれば、此方より差圖致し、爲立退候間、静り候様精々相違候へ共、落付不申、逆支度のみ致し居、其内には色々雜説流言ありて、益人氣を動し、致し方なし、甚嘆息也。

御備の薄
弱

とある。左もある可きことだ。又た同人よりの開書に、

一 御備之儀、是迄の姿にては、逆も致し方なし、此度異船の儀も、將軍様の御耳へは六日に申上候由、個程のことを、右様遅く御耳に入候は、如何の儀に候歟、是又嘆息の至に候。

幕閣秘密
策の迂愚

と云うてゐる。又た浦賀附與力、樋田多太郎よりの開書には、

一 此度入津の異船、一昨年と覺候。蘭人を以申込有之候儀にて、石

炭置場土地借用、並交易を通ずることを願ふといふ事、兼て御承知の儀にて候處、ことごとく秘密に而已被ニ成置、一向御手當の儀被ニ仰出、も無レ之候付、筒井肥前守(政憲、西丸御留守居)殿より、嚴重の御手當無レ之ては不ニ相成、旨、類に御申上に相成候處、更に御取上無レ之。よふく昨暮に至り、四家へ御達に相成、浦賀奉行へも同時御達有レ之候處、又候奉行秘し置、與力へは一切通達無レ之。扱當二三月に至り、追々時節にも相成候に付、紀伊守殿より、御手當向御申出之處、一切御取用無レ之由。乍レ恐當時の御役人は、異船何程來るとも、日本之鐵炮にて、打放さば、直に逃歸るべし位の御腹合なるか、慨嘆に堪ず候。

總て蘭人 警告通り

一 蘭人兼て申候通り、上官の名、船數すべて符合す、只四月と申處、六月に相成候儀而已相違せり。

秘密策の 馬脚

とある。此れは如何にも幕府の秘密政策の馬脚を現はしたるを、分明に語りてゐる。此の秘密政策が、從來幕府を支持したる所以であつたかも知れないが、

應接方威嚇さる

又た幕府をして、其の末期に、彼が如き醜態を演せしめたる所以であつた。

一 九里濱上陸の異人、人數之繰出し、訓練能整ひ、其美なる事言語に述がたし。一同幕内へ乗り込、入口の所に列を一行に立、上官、將官、副將、小屋の内へ乗込と、直に六七十人程、俄に踏込、上段之間へ立塞る。何れも劍を佩び、六挺仕掛のピストルに玉を込め、すはと云はど、切て放つ勢ひにて睨み控ゆる。下の間に居る應接方、既に踏倒さる、程の様子。奉行見兼、是へ上がれと申付、漸々上段之間へ上り、其場を凌ぎ候程のことにて、大に臆を拔れ、中々差留る事坏、出來不申、一同無念の齒がみをなしたるのみ。

無念の事のみ

是と申も全く公邊穩便の御沙汰嚴敷故、たま〜鐵炮はあれども玉を込ず、火繩に火を付ず。大に異人共に威を示され、返す〜も無念のことに候。

又た浦賀附與力、近藤良次よりの聞書に曰く、

一 此度の異船、蘭人より通達有レ之候儀、昨年暮奉行へ内々御達に相成

與力掛合の困難

糧便專要
の取扱

候由。併夫も只來夏は來るかも知れぬ位の事故、與力共も一向辨へ居不
申故掛合の節、大に困り候事有之候由。

とある。又た當時の應接主任たる浦賀附與力、香山榮左衛門よりの開書に曰く、
一 此度の異人、英吉利に比すれば、溫順の方なり。惣て法則の整ひ居る事
妙なり。乍去書翰不_レ受取以前は、盡く殺氣立、色々ねじけし言を申、應
接甚難澁致し候處、請取相濟候後は、大に落付候様子にて、格別扱
ひよく相成候。此方御備いかにも手薄き事故、萬一事を起されては大變に
候事故、どこがどこまでもだまし込、糧便專要に取扱候。併不遠内
又々來舶の様子、此後は如何相成候もの歟、どの道參るには相違なしと存
とある。要するに何れも我が不準備、不用意、全く彼に致されたるを、告白
してゐる。

第六章 幕府對策評定

【三一】 米使來航に關する伺書

幕閣無率
備

此より廟議に就て語らねばならぬ。幕閣は固より米艦渡來の豫報を受取つてゐ
た。されどそれに就て、和戰何れとも其腹を決しかねてゐた。而して其の準備
に就ては、積極的即ち大船巨船を建造して、之を海外に防ぐものと、消極的
即ち堅牢なる堡壘を築造し、武器を精撰し、戍衛を置くこと、何れも殆んど實
効的に見る可きものは無つた。消極的の防禦には、多少骨折らぬことはなかつ
たが、それもほんの申譯ばかりにて、米艦の渡來まで、寛永の遺法を墨守し
て、大船巨船製造の禁をさへ解かなかつた。

香山江戸
關付の事

米艦の浦賀港に闖入した際、浦賀奉行戸田伊豆守の命を受け、與力香山榮左衛
門が、江戸に駆け付け、その旨を在江戸浦賀奉行の一人、井戸鐵太郎―石見守

書應接方何

弘道一に報告し、井戸から老中阿部伊勢守に上申し、其の指揮を請うた願末は、既記の通りだ。(參 一七一三三)

異國船應接之義に付、取計方奉伺候書付 戸田伊豆守

昨日御届申上候、アメリカ船四艘鳥ヶ崎沖え滞船仕、尤蒸汽仕掛け等に、別に深意御座候哉、外貳艘 碇入不申漂罷在、追々組之もの遣、御國法爲ニ申諭、假令國王之書翰にても、通信無之國々之書翰請取難申、且浦賀表之儀は、外國應接之地に無之候間、長崎表え相廻候様、種々利解仕候處。西洋諸國と相違仕、共和政治の國法は嚴格に有之、御國法之儀は、厚相分り、其段は尤に承知仕候得共、國許出帆之節より、何程於ニ當地ニ被ニ申諭候共、長崎表えは相廻申間敷。江戸表え罷越候様被ニ申付候事故、此儘歸帆仕候ては、使命を過候大罪を受候事故、此處承知致吳候様落涙仕候迄之存切にて、申聞候事故、國王之書翰受取候義は、國命に相背候事故、國都え伺御下知無

此儘差戻の困難

格異船の殿

尤往返一兩日にて相決候様申聞候故、何程取急候とも、國都之評議も有之候事故、三四日餘は相掛可申旨申聞置候處、其段承知仕、尤兵糧薪水等は用意有之、差支不申段も申聞候。右書翰此上當地にて不ニ受取候節は、存寄次第取計候旨をも申聞候間、此儘御差戻之御差圖に相成候は、即刻異變に罷成可申哉と心配仕候間、得と御勘辨被爲在、取計方早々被ニ仰出候様仕度候。

扱又此度軍艦數艘事々敷渡來之義は、使命を重し御當國を尊敬仕候諸邦之先格にて、不審可仕儀は、無之旨申聞。都て渡來船中是迄に無之嚴格にて、外船々々寄附不申、船將乗組之船へ組之者一人、通詞一人の外呼入不申。日本語にも通候もの乗組有之、不ニ容易一様子柄故、早々御

圖方手薄

下知無御座候ては、通船差支。且彌手切之御差圖に相成候ては、都て御固方御手薄にて、浦賀表も御警衛向取調中故、御外聞に相成候儀は、相違無御座候、先此段早々奉伺候。以上。

丑六月四日

戸田伊豆守

右書付阿都に呈出

與力香山榮左衛門は、同心組頭福西源兵衛と共に、在江戸の浦賀奉行井戸鐵太郎に、此の書付を差出し、井戸より之を阿部伊勢守に提出した。

國家品格の失墜

是を受取つたる阿部正弘等は、豫て聊か覺悟はしてゐたが、随分驚愕したらしい。若し此際世界の大勢を洞察し、日本が斷然開國の國是を定め、一切の方針を、此の一點から割り出したらんには、日本の開國史は、必らず見る可き異彩を放つたであらう。然も阿部正弘は、和戦の間に依違し、首鼠兩端、遂ひに何とも譯の解らない苟且、曖昧の政策を取り、此れが爲めに我が國家の信用を害し、我が國家の品格を失墜したる、それ幾許ぞ。

【三三】當局者當初の一大失策

開國策如何とらば

若し彼理提督來航の際に、我が日本の當局者が、彼の來航の眞意を詳かにし、決して日本に向て、戦争を仕掛くとか、若しくは日本を侵略するとか、併呑するとかと言ふ野心なく、只だ日本と和親を修め、交通を開らさ、貿易を爲し、而して日本を以て、加州から支那へ赴く一種の仲次所となすに止まる事を詳にし、此の大勢をば、到底沮止することの不可なるを知り、茲に斷々乎として、開國進取の國是を確定し、之を實行したならば、日本の開國史は、現在のものと、頗る其の趣きを殊にしたであらうことは正しく前記の通りだ。然も之を以て阿部正弘等に期待するも、或は無理の注文かも知れない。されど如何に考へ直しても、此れだけは返すくも遺憾千萬の事であつた。(第一)當時の當局者には、世界の大大勢を、達観するの見識が無つた。(第二)政治は大勢に順應して、變通す可きものであることを知らなかつた。(第三)衆愚の器

當局の不

鎖國墨守の不可能

當局只恐々焉

鷲を排して、其の所信に向て、直前邁往するの勇氣に乏しかつた。而して其の勇氣に乏しかつた所以の一は、其の見識の透徹を缺いてゐた爲めであらうこと、推測せらるゝ。

開國乎、鎖國乎。問題を煎じつむれば、只だ此の二者だ。日本は果して鎖國の祖法を、今後に於て、墨守し得可き乎、否乎。實際の問題は、只だ此の一事だ。阿部正弘等も、固より墨守し能はざるを知つてゐた。若し之を墨守し得可しとせば、雑作なく浦賀灣に入り來れる彼理の艦隊に、退去を命ず可きだ。而して若し開入れざるに於ては、力を以て退去を強制するだけだ。

然るに事實は全く反對だ。艦隊は二艘の汽船と、二艘の帆船だ。而して此の四艘の艦隊は、幾千里海路を経て、漸く浦賀にたどり著いたのだ。云はゞ四艘の艦隊と、日本全國との取組だ。彼と我とは客と主との相違がある。寡と衆との相違がある。然るに彼を畏る、虎の如く、只だ惴々乎として、恐々焉として、彼の臆に觸れんとを、是れ虞れてゐた。四艘の船にさへ、斯く恐怖するに於て

當局只苟且依違

幕閣政策の悪影響

は、それ以上の船には、猶更らであらう。されば如何に祖法を墨守せんとするも、事實の上に於て、到底不可能であるとは、當局者の面々は、一人として之を知らざるものは無かつたであらう。

鎖國は理に於て不可なるのみでなく、勢に於て不可だ。假令理に於て不可なる所以を理解せざる迄も、勢に於て不可なる次第は、何れも皆な承知の上であつた。然るにそれを何人も公々然として明白に語るものなく、互ひに言葉飾りて、其の所思をばかし。而して互ひに其腹を探り合ひ、表裏、反覆、只だ當座通れもて、嘉永の末から、慶應の末まで、十有餘年に互りて、苟且、依違、口是腹非、若しくは口非腹是の政策を襲用したるは、何たる醜態であらう。

凡そ何事でも最初の間違は、最終までも其の影響を免かれ得可きものではない。彼理來航の當初に取りたる幕閣の政策は、維新回天の大舞臺が開かるゝまで、其の悪影響を及ぼした。吾人は今更ら當時の閣老阿部正弘に向て、苦情を云ふものではない。阿部は當時の群小政治家中では、先づ傑出した一人であつ

罪魁阿部

た。阿部が居てさへ、此の如き醜態を演じたから、阿部が居なかつたならば、猶更らであつたらう。吾人は阿部に苦情を云ふよりも、或は阿部其人に向て、寧ろ感謝するが、至當であるかも知れない。

されど若し備はらんとを賢者に求めば、其の罪魁は、斷じて阿部正弘其人にありと云はねばならぬ。若し阿部が一命を賭して、此の開國の議を主張し、當初から公々然として、萬國の通義に則り、開國する旨を天下に公布せば、朝廷と雖も、諸侯と雖も、之に對して——縱令若干の異存はあつても——大なる妨害を加ふるに違なかつたであらう。然も之れが爲めに、阿部は或は犠牲となつたかも知れない。然も日本開國の爲めに、其血を流すは決して犠牲者に取れて、不名譽の事ではない、又た不甲斐なき事ではない。

【三三】 米艦來航に關し阿部正弘と

水戸齊昭との往復書簡

齊昭の意見

阿部正弘は、浦賀からの報知を得て、一方には其臣石川和介を、浦賀に遣し、其の事情を探らしめ、他方には水戸齊昭に向て、左の如き書簡を送り、其の意見

一筆申上候。俄に嚴暑相成候得共、益御機嫌能奉ニ恭悦一候。陳は一昨三日未上刻、浦賀表へ異國船渡來、別紙之通届書、(參照 三三)且通辯之義申出候。右は不ニ容易一義、乍レ不及同列共初、夫々懸り之面々、其外共厚く評議有レ之候得共、兼て尊所様には異船之義に付、御憂苦不レ少、品々御建白も有レ之儀、此一舉必御良考も可レ有レ之と奉レ存候間、爲ニ國家一

議之趣は不洩様達ニ御聽、其上之御果斷奉願上候儀に御座候。尤差急候義に付、明日登城比迄には思召之處、被仰下候様仕度奉存候。依之別紙相添此段申上候。以上。

六月五日

阿部伊勢守

尚々別紙は明朝一緒に御返却に仕度奉存候。扱此度之異船萬々一内海へ乗入候義も有之候節は、内海御固も肝要之義に付、左之者共へ、先極密内意申示置候事に御座候へ共、卒爾に出張は不爲仕事に御座候。

内海固めの内命

- 松平越前守
- 松平阿波守
- 松平讃岐守
- 細川越中守
- 松平大膳大夫
- 酒井雅樂頭

立花左近將監

右等に御座候、全御含迄に申上候。以上。

而して齊昭は、此の來書に付き、

齊昭返書

六月五日夜、大急之由にて、老中伊勢守より申來と附記してゐる。而して齊昭は即刻左の返翰を認め

如レ諭俄之暑に相成候處、無御恙令ニ大悦候。扱は兼而沙汰も有之候。異船去る三日渡來、右に付御別紙御添兼々異船之義に付ては、拙老憂苦不レ少、追々建白も致候に付ては、良考も有之候は、早々可ニ申上候。旨被ニ仰越、何も承知致候へ共、拙老憂苦致し建白致候事共、御取用に不ニ相成候へば、今更如何共可致様無之、只々當惑致候計恐入申候。乍然夫は夫、今更申候てもせんなき事故、今は今にて何とか被成候外有之の間敷、拙老にては、今と相成候ては、打拂をよきと計は申兼候。打拂候は、幸と戦争に及び可申、たとひ御勝利に相成候て、浦

打拂ひの不利

書簡收受
後の懸念

賀をば引拂候とも、伊豆之島々八丈等、勝手に取り可申、其上は日本廻
 之島々勝手に奪候は、鏡にかけ候様に被存候。
 さればとて彼が書翰を御取受に相成候は、十が十、難題計にて、御濟せ
 にて宜敷事は、一ツも有之間敷。此書翰は喧嘩之種を認候か、又は日本
 を手に入候はしごの義（原註 警へは通信、交易、土地を借るの類）認候事と存
 候。通信、交易又不毛の土地たり共、苟安姑息の思召にて、御濟せに相成
 候は、打拂よりも益後憂と相成り、又長く異船駈有之候へば、自然
 内地よりも事起り候。浦賀に三四ヶ月も居候は、夫計にても兼て申候
 如く、江戸中騒ぎ立可申、何れにも御大切の事に至り恐入申候。兎角衆
 評之上、御決断之外有之間敷、御別紙返上、此段急ぎ申進候也。
 六月五日夜即刻

勢州殿 御報

齊昭

不得要領
の返事

而して齊昭は、此の控に附記して曰く、「即刻認、夜八ツ時（午前二時）に出す。
 御城付にて、勢州出仕前に遣し候様、小姓頭取へ申付る」と。此の如く即
 刻返事はしたが、此の返事は、極めて不得要領にて、打拂にも賛成出来兼、
 さりとて受納れは猶更ら危険、此上は衆議を盡くして、御決断の外あるまいと
 云ふに過ぎない。然も異船が浦賀に三四ヶ月も滞在せば、江戸中大騒ぎとなら
 んなどとの、掛念なども申添へてゐるが、當人の斷乎たる意見は、一も掲げ
 てない。

阿部所期
如何

此れでは阿部も失望したであらう。或は今一層深く立入りて考ふれば、平生や
 かまし屋の齊昭から、先づ言質を取りて置く必要上、斯く諮問したるまでにし
 て、此の不得要領の返事は、宛も阿部の目的に適中したかも知れない。

齊昭阿部宛返書の事情を戸田忠敬、藤田彪に内示せし手書

本文之通り我等答遣し候儀、有志の人々聞候は、定て不歸服にて打拂可然と可申候へ共、先年の

打拂の不

勝利見込なし

處は先より戰爭を仕かけ候に無_レ之候へば、打拂候へば、退散可_レ致候譯にて、此度のは戰爭に來り候故、此方より打拂候を待申候もの故、打拂候へば、彼が術中におち入候事にて、一發打放し候へば敵對に相成候故、たとへ浦賀は引退候ても、大島八丈島、無_レ遠慮_二土地人民不_レ殘奪はれ、其上運米等妨可_レ申、又其上にも度々浦賀へ來り可_レ申候處、兼て我等申候船も無_レ之、筒も不足故、逆も可_レ勝事に無_レ之候。扱又彼方國王書翰御取受無_レ之候へば、又夫ニ付戰爭可_レ致模様、又運々致居り候はば、果して何れの島へか上り可_レ申、_二選々故云々と何れにても、兩てん棒と存候。一昨年より我等考付候事は有_レ之候へ共、是は先ツ不_レ申候。實に_レ天下の一大事、弘安四年以來の御大變故極密とは乍_レ申、兼々異船の儀には心を御用候仲間故、何ぞ良策も有_レ之候はば我等心付に致候て成とも、兎角公邊御爲に相成候が專一に候へば、極密承り申候。眼氣不_レ宜、且五日より少々中暮にて腹痛み此段のみ漸く認、極密爲_レ見申候。他へ洩れ不_レ申候やう致度候也。(水戸藩史料)

【三四】所謂る一時の權策

幕閣只當座逃れ

當時幕府の議は、何等公明正大なる、黑白分明なる、一刀兩斷なる措置に出

づることなく、只だ當座逃れの苟且手段を廻らすに過ぎなかつたことは、左記を見て知らるゝ。

衆議區々

一時書翰受取に決す

六月四日 浦賀與力香山榮左衛門、同心組頭福西源兵衛兩人にて、注進旁持參(戸田伊豆守の何書、參照 三一) 榮左衛門は翌五日歸浦申付、伺書は伊勢守(阿部)殿へ差出、追々御評議に相成候得共、衆議區々に難_二相決_一併此上御拒絕に相成候はば、如何様之不法に及び候哉も難_レ計、既に阿蘭陀本國よりの忠告等も、全く是等之時機之處置、只舊制に而已泥み、一向に被_二相拒_一候はば、必_レ永_レ御國害を醸し候儀は必定に付、宜可_レ注進_二と之趣申し立、夫而已ならず、外夷之情實難_レ計、天保年間渡來之支那人共より、長崎奉行へ追々申立候、同國阿片烟騷亂之先縦も有_レ之、大國之支那にて、竟に國を狭められし程之國害に立至り候。御國之儀は環海之御國柄、若し外寇を引受候に、至候ては、海岸之武備不_レ充實、不_レ容易_一御國難に付、先一時之權策に、書翰は浦賀表に於て受取、其後の御處置は、徐々御運

に相成候御方策も可有之と、御評議相決し、同六日左之通書取於新部屋、備前守(牧野)殿井戸石見守へ御渡

覺

書翰請取候様可被致候、尤取計方等之儀は、委細口達之通相心得、兩人(井戸、戸田)申合、得と熟慮いたし、御國體をも不レ失、後患無レ之様可被取計候事。

六月

右今日(六日)御渡、即刻一昨四日より、相控居候、福西源兵衛持參(町奉行

書類所收外國事件書)(參照 一八一三)

只一時の權策

此の如く當時の廟議は、「先一時の權策」と云ふにて、書翰を受取るととなつた。而して此の「先一時の權策」と云ふとが、幕府の倒る、迄、殆んど始終附き纏うてゐた。凡そ國運一轉の機に際し、百年の長計を定め、後世子孫の爲めに、其の進む可き針路を指點す可き場合に際して、先づ一時の權策とは何事ぞ

齊昭意見亦曖昧

齊昭正弘求む面談を

や。當時一人の經世家らしき者が無かつたとは、日本國の爲めに、頗る遺憾千萬であつた。

自から識者を以て任じ、天下からも識者として仰がれたる水戸齊昭の如きさへも、其の意見は、既記の如く、(參照 三三)頗る曖昧のものであつた。戦には此の如く不利があり、和には更らに此の如くより大なる不利がある。されば衆議によりて、御決斷の外はあるまいとは、彼の意見だ。何たる無責任の言であらう。其の當否は何れにもせよ、何故に何れが行ふ可く、何れが行ふ可らずと、明々白々に、其の意見を開陳しなかつた乎。

齊昭も自から願ひて慊らぬ感を生じたものであらう。彼は更らに左の書翰を阿部正弘に送つた。

昨夜(五日の夜)深更貴答認候、定めて今朝は御一覽と存候處、利害得失、中々書面にて盡し候、義に無レ之、實無レ此上、御大切に候へば、登城いたし、貴兄より衆評も承り度、又乍不レ及愚存も有レ之候義は、御咄し申度候。

最初に御不策有之候へば、御仕直は六ヶ敷様にも存候。御大切之事故、御沙汰次第今日にも、明日にも、登城致し、愚存御咄可申哉、此段御聞申候也。

六月六日

齊昭

勢州殿

而して阿部は、翌七日を以て、左の返書を送つた。

昨日は御城へ御文通拜見仕候。益御機嫌よく奉ニ恐悦一候。陳ば今日退出いたし候後、即刻供揃申付、其御館へ私儀罷出萬々申上度趣、且御相談申上度趣共有之候に付、後刻參殿仕候間、左様思召可被成候。必御構等不被爲在様奉願候。只今取急申上候。以上。

六月七日

阿部伊勢守

尚々委細罷出申上候間、尊館へ參上之義而已急ぎ御案内申上度、如レ斯

正弘齊昭
訪問通知

御座候。右故御城より申上候事御座候。以上。
此の如くして兩人會見となつた。

【三五】水戸齊昭の所謂る密策

齊昭正弘
面談

水戸齊昭と、阿部正弘と會見の顛末に就ては、齊昭自から記する所、左の通りだ。

右之通（參照三四、阿部訪問の先觸書）七時半時（午後五時過）に届き、勢州は六半時頃（午後七時頃）參る。表にて一寸逢、兩御所様御機嫌伺、直に大奥住居へ通し、公邊御役々、海防懸りよりの申出書（原註 御用箱持參、右へ入て持來る）一々一覽、其上にて我等了簡をも聞候故、色々申談終て、有合の品にて、菓子、茶、吸物等遣し、又茶づけを遣し、扱又虫干に居間に出し置候。拙老の鐵朋

齊昭の了簡

具足遣し申候。歸りは九ツ時(夜十二時)頃也。とある。却説齊昭の了簡は、何事であつたらう乎。此事は齊昭が松平慶永に與へたる書中に、詳悉してある。而してそれに就ては、福地櫻痴の幕末政治家には、左の如く記してある。

烈公は書を裁して、阿部に送り、面談す可き旨を自薦せられたると、其六月七日越前侯春嶽へ寄せられたる書中に、右に付昨日書面のみにては行届兼候故、不苦候はゞ、明日にても今日にても登城の上、勢州等へ面談可申と申遣候處、今に何とも不申來候へば、愚老には聞候に不レ及との了簡と奉存候。(按ずるに此書は六月七日附であるが、同日晩景、阿部から訪問の書簡来り、やがて同人來邸した頭末は前記の通りだ。されば此書を認めたるは、その以前の事と知る可し)尤も五日夜には、内々了簡有之候はゞ申聞候様、阿部より申來候故、一通りは申遣候へども、密策は認め候儀も六ヶ敷(中略)阿部閣等にて早く拙老を呼候て、面晤致候はゞ、乍不レ及一昨年頃より密策

密策認め難し

と存候事も嘶し可申處、はや願書も御受取に相成候上は、チト遅く候

(中略)

斯る一大事の時に候へば、老中へ不レ申、直に登城いたし逢候ても、宜しき譯に候へども、此世態ゆゑ、左様も致兼……とあり。されば此夜六月七日阿部伊勢守が、駒籠邸に赴きて、烈公に面談したること、素より阿部が、御病中ながらも、將軍家の台諾を得ての事とは云へ、烈公が熱心に面談を望まれたるに出で、阿部も亦烈公の事ゆゑ、多少の良圖も是あるべく、中にも其揚言せらるゝ密策こそ、阿部が尤も聞かんと欲せし所なりしならん。然るに阿部が烈公に面談するに至りて、蓋し阿部も烈公も、相互に案外の思を爲したる歟。其故は烈公が越前侯へ送られたる書翰に(上略)昨夜俄に勢州隱宅へ参り、色々勢州よりも承り、尙又愚存も申聞候。乍併察するに苟且に落入可申候。乍然夫も無レ據事も有之候。(中略)密策も勢州へ申事は申し候へども、逆も行はれ候事は有之の間敷(下略)と

面談の結果

所謂齊昭の密策

あるを見て察知すべければなり。去るにても烈公の密策とは、抑々如何なる名策かと尋ぬるに、是も其書翰に愚老密策とて、外には無之、彌々戦争に相成候と御見拔の上は、彼が申品に寄云々、扱人も船も取り候て然るべく。左候へば、直に四艘の御船も出来、それへ積候筒も御手に入り候故云々申候處。相成だけ荷安にて御歸しの御評議、中々拙老申す事は、不レ被レ用様被レ存候……とあり。米艦四隻は、手を濡らさずして、之を奪ふの策が、即ち烈公の密策なりとすれば、是れ取も直さず、林子平が海國兵談の名策中より來れるものにして、苟も外國軍艦の如何を目撃せる者は、捕風の論として、之に同意せざると勿論なり。阿部が兵事に暗らさも、争でか容易に此密策に左袒して、國難を惹起する事を敢てせんや。

以上によりて、七日の夜に於ける齊昭の阿部に告げたる、所謂了簡の何物たるとは、判断せらるゝであらう。

何れにしても阿部は當初から、齊昭を便りとしたのでなく、又た齊昭の意見に

只諸問の形式のみ

よりて、幕議を定めんとしたのでもなく、寧ろ幕議を豫じめ定め置き、諸問の形式もて、之を齊昭に納得せしめんとしたのであらう。云は、齊昭の位置は、當時に於ける元老の随一なれば、彼を敵とすると、味方とするとは、幕閣に取りては、決して輕からぬ事であつた。況んや衆議黨々の際に、齊昭を反對者の魁首に追ひ遣るは、極めて幕閣に取りて不利なれば、寧ろ彼を懐柔するの手段を取つたものであらう。而して齊昭は、又た一方には硬論を主張して、その方面の人望を博しつゝ、他方には阿部と握手して、其の一種の虛榮心、自大心を満足せしめたのであらう。

第七章 對策皆無

【三六】 上下の周章狼狽 (一)

彼理提督の來航は、上は將軍より下は市井小民に至る迄、如何に恐慌を惹起したるかは、とても想像の及ぶ所ではない。今も水戸齊昭の手記によれば、連枝讚岐守(讃州高松城主)御固被ニ仰付一候へ共、合藥なく、用達町入にて、常々受合居候由ながら、此騒にて大小名にて、皆鉛炮購買入候へば、町人にて何程働さ候ても、無レ品漸々高直にして、炮硝貳貫目買入候由、一貫目筒にも候はゞ、僅に二三發のみ、笑止千萬の事也。

又大將軍には(將軍家慶を云ふ)異船之義御聞候へば、御驚故、相成たけ中途にてうむし置、不ニ申上、此度のも五日六日頃漸く申上に相成候よし。六日には奥にて御能有レ之處、申上に相成候へば、大に御驚さ御フルエ被遊、

鉛炮硝の 缺乏
將軍に知 らせず

小田原評 議のみ

水戸大筒 指登の 依頼

御熱氣出、今以御不例之よし、右故どこ迄も御かくし申候有様、如何とも可レ致様無レ之。右故閣老初、俗に曰ふ小田原評議のみにて、更に決斷不ニ相成。一體の處なれば、我等へ被レ命候とも、御辭退可レ申と常々存居候へども、かゝる有様故、不レ得レ已、代々定府同様、願之外は御當地に居候義は、是非之節、御名代も相勸候譯にて、尾紀と相違に候處、如此度一節にては、御用に立不レ申候様にては、其せん無レ之、且又御手薄之儀、承知致候ては、自分筒の義、此節柄故、指登候方にも可有レ之哉と申趣にて申遣候へば、早速左之通り申來る。

貴翰拜見仕候。如レ仰打續大暑難レ凌御座候へ共、益御機嫌能奉ニ恐悦候。扱は先夜縷々御相談申上候通り、穩かに参り候へば、無ニ此上候處、萬々一昨日達之通り之趣に至り候節は、逆も筒不足に付、縷々被ニ仰下候趣、逐一拜承仕候。思召之通、今般穩に相濟、見込通り出帆候共、跡々之御備にも宜候間、兎に角是迄御丹精有レ之候大

銃百挺内外、内川廻しに被成、小梅御屋敷へ御入れ置、又御人數不足之分は、御國許にて、御人を御撰ひ置、萬々一、事六ヶ敷節は、直に御呼寄せ罷成候方、至極御手厚之儀にて、可然存候間、早々左様御取計置御座候様仕度存候。此義は同列共へも、申談不レ申候得共、昨日達面之趣も御座候事故、非常御備之義可然義、御尤と乍憚存上候間、不取敢御請申上候。台慮に而防禦筋に委任云々、是又至極御尤之義存上候。此義は能々同列共へも談合委細可ニ申上候間、左様御承知可レ被成下候。以上。

六月九日

阿部伊勢守

江戸市中の狼狽

所謂の昨日の御達とは、外船内海乗入の場合に關する防禦手當の事だ。當時如何に府下の人心が、洶々として騒ぎ立てたる乎は、左記によりて之を想像するに足る。

かくて浦賀その外、諸處の陣屋より晝夜を分たず、注進の汗馬、並に海陸の

元狼狽の本

飛脚往來、櫛の齒を挽くよりも忙しく、江戸の大都繁華の巷も、俄に修羅の衝に變じ、萬の武器調度を持運び、市中古著きなふ店には、陣羽織、小袴、裁付等をかけならべ、下駄傘をひさぐ家には、一時に簑笠を商ひ、又鍛冶を業とするものは、家毎に甲冑を鍛ひ、武器あきなふ店には、古き物具をかさね、其價平日に百倍せり。且海邊に屋敷あるものは、老幼婦女その處を立退き、家財雜具を持運び、さしも廣き大江戸も、錐を立べき處もなく、奔走狼狽して、往來實に混雜したり。(續々泰平年表)

而して幕府の防禦取締も、頗る周章狼狽したるものであつた。乃ち異國船萬一内海に乗入る場合には、八代洲河岸の火消役にて早半鐘を打鳴らし、右を惣火消屋敷にて受繼ぎ、早半鐘を打鳴らし、何れも火事裝束をして、人數を纏め、持場を固め、若しくは登城す可しと觸れた。乃ち其の周章狼狽の本元が、幕閣であつた。

異船内海乗入の際の心得諭達

異國船萬一内海へ乗入、非常の場合注意有之節は、老中より八代洲河岸火消役へ相達、同所にて平日の出火に不レ紛様早半鐘を打出し、右を惣火消屋敷にて請繼、同様早半鐘打鳴し可レ申候。右之通火消役へ相達候間、火消屋敷ニ而早半鐘打候は、諸向共御曲輪内出火之節之通相心得、登城又は持場々々相固候様可レ致候。大火事具著用候積可レ被ニ心得候。且又右ニ付而は場末々々迄は、半鐘行届不レ申候間、萬石以上火之見櫓有之面々、其節に限り、早半鐘打鳴し候様可レ被ニ致候。右之趣可レ被ニ相觸一候。

六月

〔町奉行書類所收外國事件書〕

【三七】 上下の周章狼狽 (二)

昭和二年九月一日、大森山王草堂に於て、此稿を作る。大正十二年九月一日の

米船内海
乗入時の
恐慌

大震當時を追憶し、感慨轉た深し。

彼理提督の薬は、餘りに利き過ぎた。國書受渡の後、幕府の當事者は、米艦は直ちに退去するものと安心してゐた。然るにそれが案に相違して、内海に乗り込み來たに就ては、スは一大事と、騒ぎ立てたのも、無理はなす。今晚(六月九日)申刻過(午後四時過)川越侯より今九日朝、九里濱に於て、異船より指出候書翰、御受取済に相成候處。夫より渡來の蒸氣船四艘共、逐々内海に乘入候に付、其段備前守殿(牧野忠雅、老中國防掛)へ御届有之趣爲(松平慶永に)の儀を願はる、に付、御對面遊ばされしに、目今異船の状況、事既に急に迫りぬとて、御心得方之儀共、御密談あつて無程御退出なり。御人拂なりし故、其由を知るものなし。此れは松平慶永の老臣、中根雪江の昨夢紀事に掲げたる所。又た同書に曰く、

品川海邊
警備入敷
練出

今夜亥の上刻過(夜十時過)長岡侯(牧野備前守)へ御留守居之者を被召呼、異船内海へ乗入るに付、品川御殿山へ御警衛御人數被指出候様御書付を以て、御達ある故、兼て御手配り之通り、靈岸島の邸にて勢揃あつて、十日曉寅の上刻(午前四時)御人數を被指出たり。

都下戦争
の如し

此れでは全く戦闘準備とも云ふ可き模様であつた。

六月十日、此頃の廟議にては、使節の持参せる國書をだに御請取あらば、異船共は、速に退帆に及ぶべきとの事なる由、漏れ聞きたるに、昨日其事済たる後より、却而追々に内海の方へ乗入、此日暮近くなりては、大砲を打放つ音、遠雷の如く、總房の山々に響き渡りて、夥敷聞えたれば、都下の人心洶々として、今にも早半鐘を打出すかと、心も空に周章狼狽し、道行人の顔色は、常に變りて見るも、陣笠火事具にて、持運ぶ物としては、鐵砲著具を初戦闘の具ならざるはなし。此夜半過て老若三奉行の衆中、急登城あり。各火事具にて、軍器を持せられたり。十一日の明方近くなりて、御退出あ

糧食準備
の職

りしとぞ。「昨夢記事」
此にて其の周章狼狽の一斑が想見せられる。畢竟彼を知らざるために、斯る醜態を演出したのだ。

尙ほ六月八日附にて、水戸齊昭から、松平慶永に與へたる書中には、尙々遲早はとも格も、一事起候は無疑被存候。玉薬と糧米は何分今の中、御手當がよろしく、米には不限、麥稗にても豆にてもよろしく、今に高直に相成候得者、御買入も御損と存候。今の中可然事に候。又御買入計に無之、只今の中よりかて食にても用候様致し候はゞ、高直に相成候ても、夫丈は食延し可申譯合と存候。御如才も無之事に候得共、心付候故申進候。何程甲冑、薬、玉、劍鎗有之候ても、空腹に相成候ては用はなし兼候事に候。御火中々々。

眞相看破
の人無し

とあれば、水戸齊昭なども、先づ騒動起るものと覺悟したものであらう。されど彼理の方では、日本から喧嘩を仕掛ければ兎も角、米國の方から、無暗に武

一たび覺悟

力を用ふるが如きは、決して是れ無つた。其の目的は平和的解決にありて、只だ平和的解決の方便として、武装し來りたるに過ぎなかつた。此の真相を、當事者中、一人も看破するもの、無かつたことは、如何にも氣の毒の至りであつた。尙ほ六月十二日附にて、阿部正弘から松平慶永に答へたる書中には、假令此度長崎へ參候事に表向致し承知候共、必長崎へは來年參り申間敷、矢張浦賀へ罷越可申哉と、今日より覺悟可然存候事。

貴翰受取後、是迄之掛場より却て内へ入、夏島沖へ四艘共滯船、右之内蒸氣二艘は、右之邊致し測量候由、餘り輕蔑之所行、切齒之事故、直に打拂迄と覺悟も決候處、彼方にては異心無之趣、精々申立候に付、書翰受取迄之手續共、寛猛相違之事に相成候に付、段々爲レ及應接、彌承伏之上、昨十一日浦賀沖へ四艘共退帆いたし、多分今朝は浦賀沖を無二故障一歸帆致可申旨、昨夜浦賀奉行より申參候事。(中略)

此度出帆之上は、何時又々可參哉は、異船之情態難分候得共、多分來

英船渡來の懸念

年可罷越一哉と存候事

掛引なき所報

但當年萬一參候は、アメリカを開付、イギリス參り候はねば宜と奉存候。尤此儀は更に風聞も無之候得共、其邊迄も致し懸念一居、只今より彼是覺悟罷在候事に候。

と云うてゐる。阿部と慶永とは、親類の間柄だ。阿部の前妻は、越前藩主松平治好の次女謹子にて、其の後妻は、越前藩主松平慶永の女謹子(實は糸魚川藩主松平直春の長女)であれば、兩者の關係の親密なる可きは、固より云ふ迄もなす。此れば阿部の所報は、何れも其の掛引なき所と見て、差支あるまい。

諸家窮迫と物價昂騰

人足代等の騰貴

一、賊船滯留中は市中日雇人足(但、平日壹人ニ付代錢百三十貳文)壹人ニ付銀七匁五分に相成、右之日雇代銀差出候而も、人足壹人も無之由、且諸家御固メ持場々々にて、陣小屋取建候ニ付材木代も引上ケ候由、大工手間も壹人ニ付代銀拾五匁、其外手傳人足運送等の賃銀迄も、殊之外高直ニ相成候由、借馬杯も足留仕候計にて、代金壹分も仕候由にて、家々にては莫大之金高に可

武器代贖

相成一事に御座候。三軍之行千金を費と申儀、ケ様之節ニ可有御座候。此度之一條にて、大家之分は左迄之事も有レ之間敷候得共、小家之分兼て勝手向不レ宜面々は、必至と差支可レ申、拜借ニても不レ被レ仰付候は、此以後出陣之用意行届間敷哉に御座候。

一、當時、武器は下谷御成道邊に數多有レ之候所、此度は大方賣切申候由に御座候。平日代金十兩程も仕候具足は、代金七八十兩位に相成、破レ具足ニて漸三四兩も仕候品も、二拾兩三拾兩位に賣候由、乍併、陪臣之者多く買取候趣にて、御旗本には未だ着料之具足用意不レ仕者も有レ之哉に御座候。米價は餘程引上ケ、五斗代迄に相成候由。其外諸色之直段少々、引上げ候由、蠟燭直段引上げ不レ申由ニ御座候。(幕末外國關係文書所引、鈴木大雜集、高麗環雜記等)

【三八】 上下の周章狼狽 (三)

幕府の祈

幕府に於ても、例によりて御祈禱沙汰があつた。

七日(嘉永六年六月)浦賀港に異國船渡來す。よて日光門主のもとに、高家宮原

正大弼御使して、世上静謐の祈禱料白銀百枚をつかはさる。(慎徳院殿御實紀)

此事に就て水戸齊昭の、松平慶永に答へたる書中に、

於此地は上野御祈禱のよし、珍ら敷世の中故、佛風にても吹可レ申敷。是迄聞及びも無レ之事に候。少々たりとも玉藥の御入用にも相成候は、可レ然御事と奉存候。

と云うてゐる。即ち小額の祈禱料でも、それを玉藥の方に用ひた方が有効であらうと云ふことだ。而して老中から、異國船内海に乗入れたる際には、早鐘を打鳴らすとの達に付ては、

所々にて早鐘打候は、騒々敷計にて、婦人女子は譯なくなげき、さげび、逃げ惑ひ可レ申候。弓鐵の沙汰無レ之候へば、詰候ても大銃に敵對兼、何人居候ても、逃げ候外無レ之、又勇猛の士は無術に打死候斗と存候。其上此大暑に火事装束候は、暑氣中り斗多と存候。扱々一より十迄相違したるものに御座候。

早鐘打鳴に就き齊昭意見

同しく火
事装束に
就き

と云ひ。又た火事装束着用登城云々の達に付ては、
火事装束云々、埒もなき事に候。火事装束と申物は、兼て下官大嫌、異船の
固衛に出候ならば、甲冑にて可然候。又左程にも無之御見込に候はゞ、野
服の方よろしく、此大著に火事装束、不便利なる計と奉存候。第一火事
の節さへ不用の装束にて、火方へかゝり候者は、右様の品は用ひ不申、ま
して防禦には、如何に御座候。是にても世態相分り申候、こまりたる事
に候。

一般の衝
動

斯く云ふ齊昭さへも「遅早はとも格も、一事起候は無疑被存候」
と云うてゐる程だ。其の世上一般衝動の程度、以て知る可きだ。今ま試みに當時の
市井文學たる落首、川柳の二三を掲げんに、
日本を甘く見たのか浦賀沖へ、べつたりとつくアメリカの船。
唐人が早く歸つてよかつたね、又來る迄はすこしおあいだ。
唐人の米のねがひを餅につき、おそなへばかり先へ出來。

當時の落
首

同じく川
柳

陣羽織唐人が來て洗ひ張り、よくよく見れば浦賀大變。
而して尤も痛快なのは、
唐人も伊勢の風には驚きし、今は阿部こへ伊勢が驚く。
又た川柳に曰く、
蒸汽船(上喜撰)四はいばかりで、ねられない。
アメリカが來ても、日本つゝがない。「恙がない、筒がない」
威されて、跡で具足師おどして居。

武備弛廢
知るべし

お備は固いやうでも柔らかし。
何れも當時の事情を穿つてゐる。泰平の天下、如何に武備が弛廢したる乎は、
今更ら云ふ迄もなかつた。固より水戸家、薩、長など、各藩には、それ〴〵外
患を豫期して、それ〴〵準備をなしたるものも有つたが、それもほんの先憂者
の施設に止まり、天下一般、泰平の夢尙ほ酣であつた。されば當時幕府から、
江戸灣内、品川附近の固めを命せられたる大名中に、鐵砲や玉藥の不足して、

具足貫ひ
の話し

盜に接し
すて類を修

當惑したる事の多かつたことは、云ふ迄もない。此事に就て水戸齊昭は、先年大坂一件の節(天保八年大鹽騷動) 松代(眞田幸貫) へ出入候 旗本甲冑所持無之故、無心申に付、兼て懇意の者故、極密一領遣候處、貫ひ候を隠しは不致、却て同役へ金を懸不申、ケ様の品もらひ申候とて吹聴致候故、我もくと出入無之人迄、道具屋へ来る如く、よき具足有之由、貫ひ度の借度のと申來り、松代も餘り馬鹿くと申、かし不申由。貫ひ候を恥辱とも不存、是迄なき事を、人へ咄候 如くの話にて、三河侍の名はいつか拂地候へば、かゝる事になり候も理りに候。

と云うてゐる。天保八年から嘉永六年まで、中間十五年を隔てゝゐる。然も其間緊張よりも、寧ろ一般の趨勢は廢弛に傾いてゐた。所謂盜賊に接して、始めて塙垣の修理を思ひ付いたも同様であつた。

嘉永丑年異船渡來之記

異船の勢

世上騒動

人氣荒立

異船見物

第七章 三七 上下の周章狼狽(三)

一六九

當六月三日異國船四艘程浦賀沖へ乗込、其儘碇泊いたし、品に寄品川近海へも乗込候程之模様、諸家より注進櫛のはを引く如く、彼地にては番船差出し相糾候處、更に受付け不申、奉行へ直に可ニ相渡一書輪持參候由にて事情少しも不二分、是迄近海へ渡來之容體とは事替り、自若として少しも騒がず、船中嚴重之様子、追々注進に付、品々御政度も有之内、萬一近海へ乗込候節は速に御打拂に相成候條御觸出し、尤相圖次第火消役にて、鐘鼓打鳴し候間、引續武家町家とも、早板木打鳴らし可申、左候は、彼地事起り候儀と心得、兼て出張被三仰付候面々は、直に乗出し、町家のものは妻子を引違、心ざす方へ立退可申様、御觸有之に付、世上の騒動一方ならず、晝夜寢食を忘れ、其日其日の營も不致、行末如何なるやらんなど、打こぞつて評議とりくするのみ。大小名へは彼地並近國の御固、夫々へ被三仰付、出張之者は銘々其用意を致し、武器不足の屋鋪にては、俄に物の具其外とも夫々へあつらへ、或は鎗をとき、矢の根をみがき、鐵炮の玉を鑄立、御固之人數は日々甲冑、或は陣羽織に白き鉢巻等にて、いかめしく出立、大小炮又は拔身の鎗など携へ、日々往返に人の目を驚かしむ。都て今般の一儀は平常之論議と違ひ、非常異變の場合故、人氣常ならず、やゝもすれば行違ひ行當り、互ひに抜き合、又は町人へ對し、少しの不禮にては鯨けき沙汰に及ぶなど、實半亂の有様とも言つべき。女子供老人など、其成行如何有るべきなど、寄るもさわるも夫のみにて、晝夜片時も安堵の思ひなく、今にも早板木の鳴りもやせんと、只夫のみを氣づかばしく、中にはまだ出張の士の内には、はや出陣あれかし、けなげなる一戦して、武威を顯はさんなど、流石に大和だましいこそ勇ましけれ。とやかくするうちに、一日一日と打過て、はや少しは事慣れ、中には異船見物として、神奈川邊迄遊山がてらに行もありて、實御膝元の御武徳と人々舉て賞しける内、

異船一ト先退帆之御觸にて一同安心の枕に付にけり。只此度の仕合は武器あきのふ物にこそあれ。

川柳

武具馬具師アメリカさまとそつといよ。

〔花吹雪隈手廻塵〕

第八章 朝廷と米船來航

〔三九〕 朝廷異船調伏の御祈禱

朝廷奏上の前例

所司代の奏上

從來内外の政治一切は、朝廷から幕府へ御委任となり、總ての政務は、將軍之に當り、朝廷では御干渉なきと云ふが、幕府根本制度の要點であつた。然るに外交問題起りて以來、朝廷よりの御沙汰ありて、之を朝廷に奏上する例を發いたることは、既記の通りだ。〔參照 彼理來航以前の形勢、二一四〕されば彼理來航に付ては、固より之を朝廷に奏上す可き前例が出来てゐる。六月十五日所司代脇坂淡路守は、武家傳奏に向て、左の書面を送つた。

此度浦賀表へ北亞墨利加船四艘渡來候。右は深く致ニ心配一候程之事にも至間敷候得共、近來度々近海へ異國船乗寄候儀に付、殊に寄候はゞ、御國體に拘候儀有レ之間敷とも、難レ申候間、防禦筋之儀、格別嚴重に被ニ仰出、

武邊之御備等有之事に候得共、於二當地一猶更彼是取沙汰も可レ有レ之事に候間、右之趣、御兩卿（武家傳奏、三條實萬、坊城俊明）へ御達置可レ申旨、年寄共より申越候事。

六月

異國船渡來之儀、御達申候上は、被レ達ニ叡聞一候儀に可レ有レ之候。左候は、叡慮にて御祈禱被ニ仰出一候儀にも、可レ有レ之哉。此儀は私心得を以て、内々及ニ御示談一候事。

此に於て朝廷からは、左の如く所司代へ達した。

此度浦賀表へ北亞墨利加船渡來候由、達ニ叡聞一候處、防禦之御備格別嚴重に被ニ仰出一候由候得ば、別條は無レ之儀と被ニ思召一候得共、萬一御國體に拘り候儀有レ之候ては、誠に不安被ニ思召一候間、以ニ叡慮ニ七社七箇寺へ御祈禱被ニ仰出一候。仍爲ニ御心得一申入置候事。

幕府の祈
願希望

此の如く朝廷の御祈禱も、其實は幕府から希望と云はねば、少くとも期待した

御祈禱仰
出し

る所であつた。而して六月廿日に至り、京都所司代は、更らに左の如く武家傳奏へ申し越した。

浦賀表へ北亞墨利加船四艘渡來之處、去十二日不殘及ニ退帆一候。此段御兩卿へ及ニ御通達一候様、年寄共より申越候事。

六月

浦賀表へ渡來之異國船及ニ退帆一候儀、御達申候は、叡慮にて被ニ仰出一候御祈禱も最早御沙汰止可レ被ニ仰出一哉に候得共、異國船調伏之儀は、御先蹤も有レ之事に候得ば、退帆之有無に不拘、神國之光輝彌相顯候様有レ之度事に候。此段御兩卿へ及ニ御示談一候様、年寄共より申越候事。

此の如く朝廷へ向て、米船歸帆に拘らず、異國調伏の御祈禱御中止なき様、江戸の老中共より申し越した。之に對する武家傳奏の答書は、則ち左の通りだ。

浦賀表へ渡來之異國船及ニ退帆一候儀、被ニ相達一候上は、叡慮にて被ニ仰出一候御祈禱も、最早御沙汰止可レ被ニ仰出一哉にも候得共、異國船調伏之儀は、御先蹤

祈禱中止
されず

も有^レ之事に候得ば、退帆之有無に不^レ拘、神國之御光輝彌相顯候様有^レ之度事に候。此段兩人へ可^レ被^レ及^ニ御示談一旨、老中方より申來候由被^ニ示聞^ニ之趣、令^ニ承知^一、則^ニ別紙之趣、達^ニ叡聞^一候處、退帆致候段、御安心被^ニ思召^一御沙汰候。但^ニ過日被^ニ仰出^一候、七社七箇寺御祈禱之儀は、先^ニ一七箇日勤修被^ニ仰出^一候間、右退帆に不^レ拘、御差止は不^レ被^ニ仰出^一、彌四海靜謐、萬民安穩候様可^レ抽^ニ丹誠一旨、夫々へ被^ニ仰出^一候。但^ニ再度御祈禱且此分は先御見合に相成候。尙又御模様も有^レ之候は、被^ニ示聞^一候様致度候。先此段及^ニ御答^一候事。

七社七箇寺御祈禱教書

而して七社七箇寺御祈仰せ出されたる御教書は、左の通りだ。此頃夷船相模の國御浦郡浦賀沖に來る。其の情實知り難し。防禦の備嚴重たりと雖も、近來度々近海に寄る。叡念甚だ安からず。偏へに神明佛陀の冥啓を仰ぐに在り。速に夷類を退け攘ひ、國體に拘る莫からしめよ。四海靜謐、

天下泰平、寶祚長久、萬民娛樂の御祈、今日より一七箇日、七社、七箇寺丹誠を抽んで勤行す可きの事。(原文)
 以上は單に形式上の事に似たれども、此の如くして幕府の専有したる政權が、何時の間にやら、漸次に朝廷に復舊し來りつゝある徵象として之を見れば、是亦た特筆す可き理由が無きにもあらずだ。

【四〇】米國大統領書翰と朝廷 (一)

米國書の進奏

七月十二日に至り、幕府は彼理提督の齎らしたる、米國大統領の書翰譯文を進奏した。此れも全く新例だ。外交の事に就ては、家康以來、未だ曾て朝廷を煩はしたることはなかつた。然るに此の如き次第に至つたのは、是れ朝廷が外交に就て、幕府に干涉の端を啓らきたりと云はんよりも、寧ろ其の徵象と云は

ねばならぬ。

七月十三日丙辰 今度浦賀表來夷船 北亞墨利加國東へ書翰呈之、不_レ容易_一事。右書翰和解寫可_レ及_一言上、自_二關東_一申上由、武傳卿被_レ附、予披露附_二女房_一申上了。國家一大事爲_レ之如何。(實久卿記)

惟ふに幕府は弘化三年八月、異國船渡來に付、海防の勅を賜はりし行き掛りからして、此の如く上申したものであらう。尙ほ實萬公(三條、當時武家傳奏)手録には、左の如く記してある。

七月十二日、今日爲_二關東_一使、所司代脇坂淡路守參内、退出之後、爲_レ持女房奉書一行向之處、其以前公用人送_二書狀于雜掌_一、行向節、從_二關東_一申來事に付、可有_二用談_一由也、得_二其意_一行向之處、卽示_二開條_一々々以_二切紙_一授_レ之、如_レ左。

今度浦賀表へ渡來之亞墨利加船より差出_レ候書翰之趣は、實に不_レ容易_一事に付、於_二關東_一も品々評議致居候得共、此度之儀は、國家の御一大事に候

内所司代參

問 右之趣被_レ達_二御兩卿_一(三條、坊城)へ御達可_レ申、右書翰之和解寫二冊御渡可_レ申旨、年寄共より申越_レ候事。

七月

米國書に就ての釋

亞墨利加國書翰之内、大皇帝御覽、陛下、九五、至尊、貴京、名京、來京、右等之廉々は、皇朝へ對し候様には候得共、素より外夷之事にて、其邊之差別無_レ之、直に關東へ申上候分と被_二相心得_一、且又文中に船内裝有_二數件_一、巧藝布帛進_二呈_一之と有_レ之候得共、右品は此度間に合兼不_二持越_一一段、通辯を以_レ其段申聞候間、右之心得を以_レ御兩卿へ御達申置候様、年寄共より申越_レ候事。

七月

此れは合衆國大統領の書翰が、將軍を直ちに日本國皇帝と見做したることに就ての釋明と、而して書中にある、献上品の間合ひかねたる次第に付ての、次第を陳述したるものだ。尙ほ實萬公手録には、左の如くある。

第八章 四〇 米國大統領書翰と朝廷(一)

關白に披

書翰寫和解二冊入宮加封之。則家來へ可ニ授置云々(中略)甚恐愕無極。淡州演說之事條、別に無之者、承諾起座了、與ニ同役ニ示合、歸路參關白(鷹司政通)亭、申ニ入前件之事。但未レ寫且熱覽不致旨申入者、各返給、明朝可ニ披露被レ命、且寫可ニ進入旨被レ命了。(原註 書翰寫於二兩家一取分申付了)

斯くて十三日、愈々觀覽に供し奉ること、なつた。實萬公手録に曰く、

十三日 參内。昨日到來武家書取、並書翰和解寫二冊入ニ觀覽ニ附ニ議奏。橋本

小時猶可被レ遂ニ御覽被レ示了。

關白意見

而して之に對する、關白の意見に曰く、

今朝自ニ殿下(關白鷹司政通)賜レ書云

昨夜は從ニ所司代。今度浦賀渡來之書翰之寫、荒涼披見候。早々寫之上可レ在ニ披露一獻と存候。昨夜情々往昔を、勸に、毎度呈書他邦國史にて所見候。弘安元世祖通路之親呈書有レ之候得共、不レ及ニ返報一使節も殺害、後年發レ怒

正保時と比較

元軍艦來ニ平戸海。勘中記に書ニ記文治以來之例。難風にて破舟。太宰府艦狀有レ之、併荒涼也。其後元史舶來事分明。慶長以來にては正保二年、明鄭芝龍援兵呈書、正京皇帝二通、上將軍二通、長崎王、是迄奏聞之事不ニ傳承。林氏作華夷變態と申書に、委敷所見候。尙勘考爲ニ存知之分。申入候事。尙又面上萬々御示談可レ申候事。昨日淡州演達も無レ之哉、心得に承度候事。とある。全く此の通りにて、正保の明末援師請求の件は、幕府一手限りにて、奏聞を遂げなかつた。此れは事件が小なるが爲めばかりでなく、當時の幕府の勢力は、斯る事件の、奏聞の必要を認めしめなかつたからだ。

【四一】 米國大統領書翰と朝廷 (二)

關東商量
を左右せ

三條實萬公手録は、尙ほ七月十三日、鷹司關白政通と會見の次第、其他に就て、左の如く記してゐる。

右爲謝之(鷹司關白の來書に付き、参照 四〇)參入之處、令相逢一給、條々有被命旨、其大略如左。

一件處置は、當時關東商量之間、於朝廷不能左右一歟。但關東評議、今度所乞之事有許容一歟。又無承引一歟。其次第如何、御祈等被仰出之時、御教書之趣有之間、及尋問一置可然歟云々。

此の如く關白政通は、外交一件は全く關東にて商量すれば、朝廷に於ては、米使の所乞に應諾するとも、拒絕するとも、之を左右する能はず。但だ御祈禱等の事もあれば、何れとか尋問には及ぶ可きものであらうとの意味だ。即ち我より幕府に斯くす可しと命ずるでなく、幕府に向つて如何であらうと問ひ質すだけの事だ。尙ほ關白の話は以下に續いてゐる。

新資料の
事

御祈可被仰出様、既に先日有御沙汰一通、廿一社可有之、其餘諫訪熱田

只尋問す
べし

米國書評
取暗黒

幕閣の寸
暗黒

等可然、御幣料凡銀十枚許歟。(中略)件等之用脚、唯今關東混雜之時分、申立如何。先朝觀行幸御用途利金など被用可然歟。追て關東より別段調達取替仕埋相成候様、可談歟。

今度公卿詮議には不及歟と存候。議奏中など評議可有之歟。尙ほ實萬公手録には、十三日の項に、左の記事がある。

自所司代以一封中申越條如左。此度亞墨利加船持參之書翰、於浦賀表一請取候儀は、全く一時之權道に有之候間、此段心得迄に年寄共より申越候事。當時の幕閣が、如何に寸前暗黒であつたかは、此にて知らる。彼等は浦賀にて書翰を受つたを以て、一時の權道と云ふが、既に權道と云へば、その時限りの事にて、次には正道に復歸す可きではない乎。而して彼等は果してその見込あつたのである乎。見込ありと云へば、是れ不見識見込なきを知りつ、斯く云うたとすれば、是れ不正直だ。

通商許否
に關する
關白意見

源大納言久我建通卿入來、異國船事内々尋問、彼卿存ニ國忠一人也。仍難ニ
黙止、内々被ニ問來一也。互に議論區々。

尙ほ十四日の項に曰く、

十四日東坊城(菅原廳長)所意、被レ從ニ博陸之意一歟。聊異ニ愚意一也。殿下所存
は、右書翰甚平穩、仁慈非レ可レ憎歟。近代他邦通商堅被レ止レ之とも、往古
は諸蠻之來信有レ之歟。故に交易は何も子細無レ之事歟。但其所來長崎と
相定、他港へ來は、背レ制之間可ニ打拂一とか有レ之テ可レ然歟。但寬に過と衆
說可レ有レ之歟、如何と也。此論可レ然否、不能ニ愚決。虜情後代之害可レ恐
歟。

關白意見
の妥當

惟ふに關白政通の意見は、如何にも當時に處して、妥當と云はねばならぬ。鎖
國は近世の事、往古は諸蠻往來したとの史實によりて、長崎にて通商を開くと
は如何にも、天下の大勢と、直膚に接觸せざる公家の意見としては、立派なる
見識と云ふも差支あるまい。されど公家一般の議論は、とても其通りの議論に

兩奏評議
の要

は落著せぬであらう。

議奏當番廣橋へ送書狀云、昨夕(十二日)殿下被レ命、異國書翰早々於ニ役所
寫可レ有レ之、且議奏評議も可レ有レ之旨被レ命旨申入。

十五日 殿下御參(中略)後刻參ニ入于殿下、過日被レ命所司代へ通達之事、此頃
先日被レ命候通可ニ申達一儀哉。過刻可レ伺不得ニ其期一候間、更に以ニ式部少
輔(諸大夫牧式部少輔)申入之處、面會給、條々被レ命。

今度の儀、雖ニ關東指揮之事、於ニ禁中一も、兩役(議奏、傳奏)評議被ニ聞食置一可レ
然。自然之節、各了簡不ニ一致一は如何。所司代へ先日之儀申置に付ても、心
得可レ有レ之、今日漸書翰一同被レ爲レ見、熟覽之上、可レ有ニ勘辨一、於レ予も勘
考有レ之候はゞ、可ニ申出レと被レ命了。(中略)予申云、攝家中別段殿下御演達
有レ之候哉如何。予尋申之處、當時皆々非ニ其器一歟。右府(近衛忠熙)へは可レ被
申入一歟。唯今被ニ申入一無ニ其詮一歟。凡評定も附候はゞ、其上にて可レ申
歟之旨被レ命了。

何は兎もあれ兩役の意見だけは、纏め置く必要ありとして、その評定を開くととなつた。攝家の面々には、其上にて通告するとした。

〔四二〕米國大統領書翰と朝廷 (三)

評定

嘉永六年七月二十一日には、愈々議奏、傳奏の評定があつた。三條實萬公手録に曰く、

二十日 殿下(關白鷹司政通)兩役へ令談給之間、明二十一日、可參合被命由、議奏卿被示之(中略)入夜烏丸中納言議奏入來、内談多端、於彼卿は予同意至極也。

關白の閑意見

二十一日 兩役參合、先當役兩人於御學問所、殿下被尋仰。但殿下之御了簡如先日、粗被命、聊愚意欲申述は、不快之時宜也。仍不申左右、

關白と幕府の一致

類に異國之仁愛賞給。且當時武士怠惰怯懦、所詮難相敵。夫よりは交易を爲し、利を得る方上計歟之旨被命。人々之所按、齟齬之御説以何爲是候哉。非凡愚之所及、種々被命旨、一々不甘心に候。爲執政之臣、被沈溺異類之虚偽、可嘆可悲。然而強て雖申所存、無益歟。莫言、莫言。惟ふに關白鷹司政通は、寧ろ露骨に、率直に、阿部正弘等の思ふ所、言はんと欲する所を、云うたのであらう。朝廷にも斯る意見の人あれば、若し幕府が當初から、斷乎として、開國貿易と、其腹を極め、之を公々然として天下に號令せば、縱令異論百出するも、此の問題だけは、それにて決著したるやも、未だ知る可らずだ。然るに幕府當局は腹是口非、左抵右梧、臆病と、遂巡と、苟且と、曖昧の爲めに、遂ひに自から誤り、且つ天下を誤るに至つたのは、返す返すも残念の事であつた。

被命云、明日所司代行向候は、過日達二報聞。當時、關東へ御任せの儀、左右は不被爲在候得共、右書翰返答尋來候時、如何之處置に可相

成哉、御祈念之叡慮も被爲在之間、右内々可ニ申越一様被レ命了。此儀は至極御尤也。

朝廷命令

右の一儀だけは、三條實萬も、鷹司關白の所言に同意してゐる。要するに當時の朝廷は、外交に就て、何等其の政策の内容に立ち入りて、命令は在らせられざるも、幕府からの通告を、要求あらせられたのだ。されど願みて、弘化三年八月廿九日、海防に關する御沙汰書を下し給はりたる前例に徴するも、時と場合によりては、更らに何等の御沙汰書を下さる可きは、幕府に於て、固より豫期す可き事の一であらねばなるまい。

今後の方針尋問

二十二日 依ニ御使之事、行ニ向所司代亭、其儀了。更立歸、行ニ向於例、所一面會。同役(坊城俊克)被ニ申述云、異船渡來、書翰差出、趣達ニ叡聞。右に付此後渡來之節、如何之取扱に相成哉。寛猛之内、内々可レ被ニ聞食、其邊相含可ニ申達ニ被ニ申述、淡州承諾了。予云(三條實萬) 右は平日御拜御祈念之叡慮も可レ有レ之、且又依ニ事次第、幣使

從來史家の誤り

發遣も可レ被ニ仰出一哉。時宜令ニ承知一度旨申入了。從來の史家、或は曰く、阿部正弘が、彼理來航の件に就き、奏上したのが、第一著の失策だ。此れからして朝廷の幕政干渉の端を啓いたものだ。されど此れは實際に當て箴らぬ論だ。何となれば朝廷の幕政干渉の端は、嘉永六年六月に發せずして、既記の如く、弘化三年八月に發してゐる。(參照 彼理來航以前の形勢、四)

阿部奏上の可否

且つ假りに阿部等が奏聞せざるも、朝廷より奏聞す可き旨を諭し給はらば、之を如何せんとする。而して當時の朝廷は、とても之を閑却せらる可き模様ではなかつた。されば阿部等が此事を奏上したのは、必らずしも咎む可きでなく、寧ろ當時の大勢に處して、其宜しきを得たものと云はねばならぬ。但だ彼等自から其腹を極めずして、當初から其の態度を鮮明にし、之を明々地に奏上しなかつたことが、間違ひだ。當時に於て、我が國策を一定したらんには、後日に於て物議は、起るとは起るとするも、それを處置するに於て、左程困難はなか

幕府取上
方針案に決す

つたであらう。されば幕閣の失策は奏上其事でなく、奏上の内容である。乃ち幕府から確乎不拔の定策を、當初に於て奏上せざることである。尙ほ嘉永六年八月十三日には、左の如く、所司代から申越した。

八月十三日自所司代申越如左。印封

今度浦賀表へ渡來之亞墨利加船より差出候書翰之和解寫差進候に付、被達二報聞一候處、此後渡來之節、御取扱振、御内々被二聞食一度由、御沙汰有之候間、被二仰聞一之趣、關東へ相達候處、御治定之上、追て被二仰進にて可有之候。此段御兩卿へ及二御挨拶候様、年寄共より申越候事。此の如くして朝廷と幕府との交渉は、追々面倒を加へ來つた。

鷹司政通の開國意見

兩役に評
關せしむ

政通は鷹司兩役に諭して曰く、異國船一件は關東に於て厚く評議を盡くし尤當の措置を決定すべしと雖、朝廷に於ても兩役預め評議を盡くし各其所見を一定するを以て肝要とす。否らざれば關東より萬一其措置の意見を上奏し、宸裁を請ふが如きこと有らば兩役の議論區々に分れ、寛猛の適否を判

海外往來
の利

斷するに苦しまん。兩役に於ても合衆國の書翰を熟讀し、古を稽へ今を量り、評議を盡くして預め所見を一定し期に臨み狼狽すること勿れと。十五日政通參内し、異國船一件に就き關東評議の模様を尋問せんと奏聞す。二十一日政通鷹司兩役に宮中に召して曰く、予合衆國の書翰を讀むに、語意懇懇にして誠信あり、一概に其要求を拒絶すべきものに非ずと思考す。抑寛永以降海外諸國と交通することを嚴禁すと雖、往古に在ては海外諸國と相往來し、我が國の風氣相開け裨益を國家に貽すこと鮮しとせず。今や合衆國の要求に應じて新に通信通商の道を開くも決して國體を缺損すと謂ふべからず。能く取締の法を設くるときは其要求を許容して可なり。日下武門の輩も太平の風習に浸染し因循姑息に流れて戎旅の事に嫻ぼざるを以て、恐らくは合衆國の軍船を撃擯するの勇氣なからん。軍備廢弛の今日に於て無謀の戰端を開き一敗恥辱を取らんよりは寧ろ通信通商の約を結びて國家の利益を圖るに如かず、諸卿以て如何とす。衆皆默然として答ふるもの無し。是に於て政通は俊明實萬に諭して曰く、卿等所司代の役宅に往き、異國船一件を報聞に達するに、御國政は兼て關東に御委任あるを以て特に異國船一件に就き御指圖は在らせられざるも、伊勢始め諸社御祈願の數慮より御國難を御軫念あらせらるゝを以て、明年合衆國の使節再渡せば其應接は寛猛執れに決するや預め聞召され置きたしとの内旨を傳達すべしと。翌廿二日俊明實萬は安宅に面會し内旨を傳ふ。口狀書に曰く、

天皇宸念

異船渡來書翰差出候趣達二報聞一候。此後渡來之節如何之取扱に相成候哉。寛猛之間内々可レ被二聞食一候。其邊相合可二申達一候。是より上深く國體を屈辱し、禍患を後來に貽さんことを宸憂し給ひ、時々關白鷹司兩役に御前に召

第九章 幕府の對策諮問

〔四三〕 川路筒井水戸齊昭を訪問す(一)

米艦再來
の豫期

翻て幕府側を願るに、米艦は六月十二日浦賀を去つた。此にて先づ一息ついた。されど彼等は返答書受取に、やがて渡來するとを宣言した。而してその時には、更らに大艦隊を率ゐて來るとを宣言した。而してその時には、浦賀よりも、更らに江戸に接近したる地點に碇泊するが如く、内海の測量さへ爲した。斯る次第であれば、其の息をついたのも、束の間だ。阿部正弘の如きも、多分來年來るとと豫期してゐた。而して此事を聞きつけて、英吉利が來らねばよいかと心配してゐた。〔昨夢紀事〕

幕閣第一
著の仕事

此からが天下多事だ。如何に表面に泰平を粉飾したる、幕府の閣老共も、追々と焦眉の急に接するの危機を豫想しては、それに應ずる對策をも、考慮せねば

水戸齊昭の意見を求む

川路筒井の齊昭訪

ならぬ。それに就ては、當時の元老とも云ふ可き、水戸齊昭の諒解を得るが、第一著の仕事だ。此に於て阿部は、當時幕吏中の能者とも云ふ可き川路聖謨、筒井政憲を、水戸齊昭に遣はして、其の諒解を求めた。

その以前阿部は、六月十三日附にて、異船四艘昨朝浦賀出帆相濟申候。右に付此後渡來迄之御備、急務之處、積年御苦心之明謀奇策、無御腹藏一被仰下度、尤急務之次第、御箇條書に被成、呑込能様に御認被成下度奉願候。

と云ひ。此に就て齊昭からは、乍然此上又々可參は勿論に候へば、積年苦心も致候義故、拙策も有之候は、内密申上候様にとの義、畏候へ共、逆も御取用に相成候義は有之間敷候へ共、愚者之一得と申も有之候へば、何れ存付候箇條は認候て、其内指上候様可仕。

と十三日の夜答へてゐる。然るに翌十四日には前の兩人が、阿部正弘の代理と

問

してやつて来た。齊昭の所記に曰く、

六月十四日八郎麻呂甲冑にて、杉馬場にて、乗馬するを見物し居る所へ、七ツ半頃(午後五時頃)に相成り、御勘定奉行川路左衛門尉、御留守居筒井肥前守兩人參上致候由、馬場迄申來る。

兩人派遣の目的

と、而して同時に阿部よりの状箱が届いた。それには内密申上として、退出から川路、筒井兩人を差出す旨を告げ、更らに、

差懸り差出し御不都合之義も可被爲在哉と存候へ共、何分品々心配之事共有之候間、小生罷出候代りに、兩人差出申候。兩人存意も得と御尋高慮之程も、無御腹藏一被仰示可被成下候。

見兩人の意

とある。此によりて阿部の目的は、必らずしも齊昭の意見を聴くばかりでなく、實は川路、筒井の兩人をして、其の意見を開陳せしめ、其の諒解を得る爲めであつたと判知る。以下齊昭の手記に曰く、

右に付上下に相成り、大奥迄兩人を呼び、咄承り候處、御役人共の論

齊昭意見

も區々にて、不二一定候得共、詰る所は、公邊初諸大名備向手薄く、且二百餘年の太平にて、武衰へ、亞米利加は、萬國に勝れたる強國にて、蘭人杯も恐居候程の儀、なまじい打拂候て、負候へば、御國體を汚し、不_レ容易_一候へば、蘭人へ被_レ遣候品を半分分けて、交易御濟せ可_レ然哉云々申候に付、夫れは何れの地にて、御濟せ被_レ成候哉と聞候へば、まだ何れの地とも其所は御評議無_レ之云々申故、交易御濟せに相成候へば、其尾に付て、又持込候は無_レ疑、且蘭人へ被_レ遣候品も、昔より見候へば、半は銅杯は御減に相成候哉にも承_レり候へば、又其半を亞米利加へ被_レ遣候は、蘭人方にて差支、亞米利加も、初には夫にて承_レ知致候も、知_レ不_レ申候得共、遠國より態々來り、交易致候に、引合不_レ申候へば、又何のかと申、たとへ長崎にて交易濟候ても、出入を拵御當地迄來る様相成り、終には戦争に及候事情を存候上、戦争に相成候へば、今よりも六ヶ敷、何に致し候ても、祖宗の御嚴禁故、交易御濟せば不_レ宜候趣相答ふ。

川路、筒井の意見は、則ち阿部の意見だ。彼等は曩きに和蘭人の忠告通りの事を、當時に於て行はんとしたものであらう。(參照 幕府實力失墜時代、五四―五六)而して齊昭は祖宗の嚴禁一點張りにて之に反對した。

【四四】 川路筒井水戸齊昭を訪問す(二)

幕府の主義

齊昭は祖宗の嚴禁一天張りにて、飽迄貿易不可論を唱へたが、(參照 四三)之に答へて、

川路筒井曰く、御備へさへ御手厚く候へば、心丈夫に候へ共、如何にも御手薄故、俗に申ぶらかすと云如く、五年も十年も願書を濟せるともなく、斷ともなくいたし、其中此方御手當此度こそ嚴重に致し、其上にて御斷に相成可_レ然(原註 追々理不盡に内海へ乗入、測量等致し候義、不敬に付云々。尙又此上とも右様の事

幕府の致命病

致候はゞ、夫も申草に致し可レ然哉云々との事
元 來此の所謂「五年も十年もぶらかす」と云ふ了見が、徳川幕府の末期に於ける、一大失策であつた。乃ち黑白を不鮮明にし、曖昧摸稜、姑息苟且、只だ當座凌ぎの口上にて、一時を囁過せんと圖りたるが、其の致命的病因であつた。此に就て齊昭は又た斯く答へた。

齊昭亦ぶらかすに異議なし

左様存 候通、五年も十年もぶらかす事、無ニ相違ニ出来候はゞ、御内地の騒もなく、人へも疵付不申、其内御手當も嚴重に相成候はゞ、其義は可レ然。乍去拙者は左様ぶらかされ候處、何共安心不致由申聞候へば、先も願有レ之、右願書御取受に相成、御判談中の事故、格別の事は致し申聞敷見込の由申聞候。
其他色々談合も致候へ共、詰る所、我答は、當節御手薄に付、御備御手厚に相成迄ぶらかし候義、しかと御見留有レ之出来候義に候はゞ、其義存意無レ之。異船來り候へば、大騒致し、歸り候へば、御備向忘れ候事さへ

齊昭の満

兩人往訪の成功

無レ之候はゞ、ぶらかすも時にとりての御計策に候へば、無レ已候へ共、少々たりとも、交易御濟せの義は、祖宗の御嚴禁故、拙者へ御相談にては宜敷とは不申上由申す。
要するに齊昭も所謂「ぶらかす」と云ふ事には、別段異議は無かつた様だ。但だぶらかす方便の一として、米國に、和蘭貿易の若干を分配すると云ふには、絶対に反對した。尙ほ齊昭の手記によれば、
相談相濟後、兩人へ菓子薄茶、一寸吸物遣し、又我等拙作の拵付、(常々帶候品)大小遣す。川路へ大、筒井へ小刀の鐔へは自詠金像眼
がふ紅葉も、散らすはいかで人の見る可きわきし脇差の鐔は、西行の「道のべに清水流る、柳かげ」の歌、是亦自筆也。つばは角つば。(新伊勢物語)
とある。されば川路、筒井の往訪は、定めて齊昭も満足であつたであらう。少くとも全く齊昭を、幕閣の意見通りに説得し了らざる迄も、阿部正弘の齊昭に對する、懐柔政策の目的の一半だけは、達し得られたものと見て、差支ある

内情

尚ほ川路が齊昭の重臣藤田誠之進（東湖）に與へたる書中の一節には、川路、筒井等の齊昭に説いたる内情が、能く打明けてある。

費御事手入

御登城に付ては（按ずるに齊昭幕命を奉じて、七月三日以來、隔日登城するとなつた）先達而以來、阿闍老より被ニ申上候御勝手御入費之事など、秘中の秘に御内慮被ニ相伺候事と奉レ存候。……扱又右の書面類御覽被レ遊候はゞ、これはと御驚も被レ遊、一體之事情も、直に御承知可レ被レ遊候。右之御勝手之様子にては、外國と戦争いたし、縦令御勝利計にても、一年ともちこらへ候義は、出來申間敷と奉レ存候。間、薪に臥、膽を嘗、上下一致いたし候て、十年の末には、是非御國力を復古いたし、御武威相立、攘夷狄、尊王室候と申候。征夷府之御職掌、明に相立候様仕度ものと、毎度私謀迄えも、阿闍老嚴敷垂誡有レ之候儀に御座候。右之譯故、此節は逆も被レ成方無レ之次第、外より御覽被レ遊候とは違ひ、奥

に成り難

し

ふかく内輪之咄を、御承知被レ遊候ては、容易に戦争等は難ニ相成、今般墨夷之御穩に御取計可レ被レ成との御趣意、實に無ニ御餘義、御間然被レ遊候義は、不レ被レ爲レ在候義、折にふれ御示し被レ成下候はゞ、老君様（齊昭）之御沙汰は、世人如ニ龜著一仕候事故、天下之人氣もげにもと靜に相成、御取締も相立可レ申哉。

幕府の本音

此れが幕府の本音である。乃ち此の意味をもて、阿部正弘は、川路、筒井の兩人をして、齊昭を駒籠邸に訪問せしめたのであつた。

【四五】 水戸齊昭幕政參與の内定

將軍家慶の死

幕府に取りては、正に是れ内憂外患の時節到來した。將軍家慶は、彼理來航の爲めに發病したとは云はぬが、少くとも此れが爲めに病勢を亢進せしめた。

彼は其父家齊の後を承け、父の驕奢の惡果を、自から引き受けねばならぬ場合に立つことを、餘儀なくせしめられた。惟ふに彼は先づ平凡にして、温良なる、中主と云ふ可き程度の將軍であつたらう。然も彼の死は、當時の幕府に取りて、決して其の強味を加ふる所以でなかつた。何となれば彼の相續者家定は、彼に比して、更らに庸劣の將軍であつたからだ。

松平慶永
の齊昭推

將軍不例
の心配

越前福井藩主松平慶永は、嘉永六年六月廿三日、阿部正弘に向て、水戸齊昭を推薦した。此れは恐らくは、當時識者の輿論を代表したものであらう。云ふ迄もなく將軍家慶は、六月廿二日既に逝いて、幕府はその儘喪を秘してゐたのだ。將軍御不例、尋常の御病氣と被爲替、行末御按じ申上候。御様子相伺、嗚々貴所様にも不ニ容易御心配と遙察、於ニ小生一も乍レ恐御案じ申上候。別而先日來世世も何か動搖いたし居候中に候得者、萬一不諱の御儀も可レ被爲在哉と、深く心配仕、只々御快然奉ニ祈念一候。外他事無ニ御座一候。右に付存寄候儀御座候に付、御近親御懇意に任せ、犯ニ萬死一有體に申上候。

世土安堵
の必至策

右は今般之御病氣被爲レ及ニ御大漸一間敷も難計、平世とも違ひ、外寇の取沙汰も強く、追々傳承之趣にては、覬覦の夷情も、深重に被レ察候得者、方今の廷議、乍レ恐皇國の榮辱盛衰に相拘り可レ申御儀にて、一大事至極の御時節に當り、右様の御大變有レ之候。而は、舉世當惑、無ニ此上、何となく、洵然可ニ相成一哉に致ニ暗察一候。勿論西城公(世子家定)被爲レ在候得者、一統安心仕居儀とは乍レ申、御初政の艱難實以奉ニ恐察一候。右に付當時天下の矚目、英明老練、一に駒邸老君に止り候事に候得者、此時にあたり、此人をして西城公の御羽翼に被レ充候はゞ、(原註)やむことなくんば痛首敷)列侯は不レ及レ申、士民所レ嚮を得、猶更安堵可レ致は必定と奉レ存候。右は忌諱に涉り候事共にて、恐懼不レ少候得共、箇様に無ニ御座一候。ては、實以て難ニ相叶一御時勢と存込候故、天下之御爲難ニ黙止一及ニ建白一候事に御座候。僭躰不敬の儀は、幾重にも御亮察御宥恕被レ下度候。死罪頓首。

六月廿三日

尙々本文の趣は、嘗に天下の御爲のみならず、貴所様の御爲に謀候ても、かくあるべき御儀と奉存候。吳々も不ニ容易ニ御時世難レ安ニ寢食候以上

慶永の齊昭傾倒

慶永は元來田安家より出て、越前家を繼ぎたるもの、而して其の養女は實に阿部の夫人だ。而して當時彼自身亦た水戸齊昭に傾倒し、殆んど心酔してゐた。されば彼が此の如き言をなすも、決して不自然ではあるまい。

阿部返書

阿部は即刻左の如き返書を與へた。陳ば極密に被仰下御別紙、委細御返事も可ニ申上處、甚取込居、何分認取兼、略御請申上候。

被仰下候趣、至極御尤之儀にて、小生も過日中より愚考仕居候事共も有之、誠に符合大悦の至奉存候。乍不レ及彼是心配、夫々能々申談、取計方も可有之哉と存候。今に不レ初御深切之儀、且爲ニ天

阿部の齊昭訪問

下實に感悦仕候。

惟ふに阿部當人も、此際水戸齊昭を利用するを以て、已むを得ざる策と考へたのであらう。阿部も齊昭の何人たるを知り、頗る五月蠅き相手でありとは承知しつ、も、背に腹は代へられず、斯く決心したものであらう。此の如くして阿部は自から六月晦日、齊昭を訪問した。齊昭の手記に曰く、

兩人對談

六月晦日、御城退散より伊勢守來る。(ハツ過比なり)色々對談終候後、さとう水二三盃吞せて歸す。

對談の大意は、内實將軍家薨御、新政にも相成候折柄、異國船の一事實に天下の安危にかゝはり候一大事の御時にて、右大將様(家定)にも深く御心配、老中始も日夜心配致候處。外に相談相手に相成候人も之なく候へば、是非共出勤候様にとの事故、再三御免に仕度よし申述候得共、右大將様にも、深く御心配も被遊、同列共におきても願候よしにて、承知不致候故、左様候は、奉レ畏り候由申上候。

とある。されば此の往訪にて、齊昭の幕政參與は、愈よ内定したものであつた。

阿部正弘齊昭依頼の決心

正弘の齊昭訪問

天下皆齊昭に嚮望

戸川鶴殿等建議

六月晦閣老阿部正弘駒込邸に來り、齊昭に謁して防海の大議に參與せんことを請へり。初め米艦の退去するや、幕府は大に善後の策を講じ衆議紛然として起れり。蓋し彼の強請に迫られ國法を枉げて浦賀に國書を受取りたる一事は、恰も幕府の虚實輕重を内外に示し二百年來保続せし威力も始めて茲に一點の毀損を生じたるが如く、首相阿部正弘は殊に苦心に堪へず、乃ち齊昭の威望に頼りて物情を鎮せんとの意あり。又海内有志の士も率皆望を齊昭に屬し、幕府諸有司も亦齊昭に依りて國家の長策を立てんことを望む者多し。六月十四日目付戸川安鎮、鶴殿長鏡、大久保信弘の建議の略に曰く。

今般浦賀表渡來之異國船持渡之書簡御請取相成退帆仕、先御安心之御姿には御座候得共、最初入船之御より傲慢之處置振等品々相聞云々(中略)。實に御治世以來御大事之御場合、急々御警衛向御畫策屹度御立不_レ被_レ遊候而は相成同敷不_レ存候。就ては水戸前中納言殿積年武邊御精練御威望も被_レ爲_レ在、先年御憤も御免被_レ仰出、此程は水戸殿之御縁組も有_レ之、格別の御間柄にも被_レ爲_レ在、時々御登城御對顔等も御座候上は、今般御入國以來未曾有之御國患之御儀御家柄御逃れば無_レ之儀に付、此末々御計畫筋都而御同人之御相談被_レ遊候は、御安心に御取扱方も御出來、往々御國難を御

林家の反對

閣老中亦反對者あり

家臣等の苦諫

除き諸大名も御英明之程奉_レ感激、御備も一際嚴重相立可_レ申奉_レ存候云々。是の建議あるや、阿部正弘は乃ち要路の諸有司をして評議せしめ、衆議に因りて臺命を乞はんとせり。時に諸有司の議皆之を贊襄し他に異議もあらざりしが、獨り林式部少輔禮は之を不可として曰く、水戸老侯は嘗て嫌疑を以て退隱を命ぜられたるほどなるに、今さら之を延いて大議に參與せしむるは事體其の當を得たるものに非ずと。又正弘は之を林大學頭健に諮問せしに、健も亦趨と同意の旨を答へたりき。(中略) 正弘既に齊昭に依りて時艱を濟ばんとする志あり。會々目付の建言あるに及び之を機會として其の志を成さんとせしに、備官の反對説あるを以て未だ之を決すること能はざりき。是れ或は備官の説のみならず、内部には閣老の中にも亦姑息の平和を冀ふ情よりして水戸の宿論を忌み、併せて正弘の措置をも非とし之を排斥せんとする者ありしなり。故に正弘は低徊躊躇して未だ此の議を提起するに至らず。而して他の輿論如何と願れば、皆外船の驕横を憤り幕府の姑息を非難せざるはなく、其の實盡く正弘一人に歸するが如し。正弘はかく内外の刺戟に迫られて憂悶に堪へず、殆ど冠を掛け職を退かんとするに至れり。然るに其の家臣等は之を苦諫して曰く、今にして職を退くときは徒に難を避け安に就くの嫌あるのみならず、斯くの如くんば、廟議も愈々姑息不振に歸すべし、若かず、斷然水戸老侯を推して防海の大議に當らしめ、以て類勢を挽回せんにはと。是に於て正弘も亦飄然として退官_レ志を改め遂に再び齊昭を推戴するの意を決したりと云ふ。(水戸藩史料)

【四六】幕府の諮問

未曾有の事

米艦渡來は、固より我國に於て、未曾有の事だ。渡來其物は、未だ必らずしも然らざるも、威力を以て開港を迫りたる事は、全く未曾有の事だ。されば此に處するにも、自から舊制にのみ憑據す可らざるは、洵に當然の事だ。此の意味に於て、長崎に於て迎接せず、浦賀に於て迎接したるも、權道と云へば權道だが、致方はあるまい。而して此の事件を朝廷に奏上し、若しくは米艦再渡に先ち、其の對策を諸大名若しくは諸吏僚に諮問したるも、未だ必らずしも失當の措置ではあるまい。

幕府の隠病と不見識

但だ此際に遺憾なるは、幕府當局の隠病と不見識だ。彼等は何故に自から信ずる所を、公々然と天下に發表しなかつた乎。攘夷の行ふ可らざるは、彼等は何れも百も承知の事ではなかりし乎。何故に之を明白に公言せざりし乎。又た一步を進めて考察すれば、米艦渡來は、戦争が目的でなく、和親が目的だ。但だ

奉行目付への申達

日本が容易に和親の相談に應ぜざる爲め、武力もて之を威嚇すると云ふ芝居に過ぎなかつた。彼等は何故にその真相を看取せざりし乎。其の所信を公言しなかつたのは、隠病であり、其の真相を看取せざりしは不見識である。隠病と不見識との譏りは、到底阿部正弘を首として、當時の執政者共の辭する能はざる所だ。

何は兎もあれ、幕府當局は嘉永六年六月二十四日、寺社奉行、勘定奉行、海防掛、大小目付等へ、左の通り申達した。

此度於ニ浦賀表、アメリカ船より差出候書翰、請取に相成候處、未だ内海御備向等不相整一内、返答承りに參り候節之挨拶振、且は其砌深く内海へ乘入候は、其節の御所置、或は他の國にて、アメリカ書翰請取に相成候趣傳聞いたし、何時浦賀表は勿論、他の湊杯え參り候儀も難計。若右様之儀有之節之挨拶方等、豫め評議いたし置候は、可レ然と存候。右之趣評議致し、早々可レ被ニ申聞一候事。

家門諸侯への詰問

此れは屬僚に向て、詰問したるものなれば、先づ體を得てゐると云うても差支あるまい。然も七月朔日に至りては、幕府家門、及び國持外様、譜代詰衆、奏者番各席へ、亞米利加合衆國書翰の翻譯書を示し、忌諱を憚らず、其の意見を建議せしめた。

今度浦賀表へ渡來の亞米利加船より、差出候書翰の和解寫二冊相達候。通商之儀は、是迄の御仕來も有之、御許容の可否は、不容易事にて、實に國家の御一大事に候間、右書翰の趣意、得と遂ニ熟覽、一體の利害得失、後來の所迄も、厚く思慮を被レ盡、假令忌諱に觸候事にて、不レ苦候間、銘々心底を不レ殘見込之趣、十分に可レ被ニ申聞一候事。

此度亞米利加船持參の書翰、於ニ浦賀表ニ請取候儀は、全く一時の權道に有之候間、右に不ニ相泥ニ存寄の趣、可レ被ニ申聞一候事。

此れは一面から云へば、國家の大事を、國論に諮つたものとして、最も政治家の筋道を、能く辨へた仕方の様でもある。併し他面から見れば、此の難局に對

勇氣と責任心無し

して、當局者が、自家の責任もて、國の大事を裁斷するの勇氣と、責任心とを缺き、其の難題を他の肩上に打ち掛けたる、極めて臆病に、且つ極めて狡猾なる手段とも見られないこともない。

阿部の底意

要するに阿部正弘は、一代の政治家であつたが、其の手練は餘りに多きに失し、其の勇氣は餘りに少きに失した。惟ふに彼の底意は、斯く詰問したらんには、何れも當座餘儀なきを以て、姑らく彼の言を容れ、徐ろに武備を整へ、然る後打拂に従ふ可しとの答申をするであらうと、期待したのであらう。而してその答申を以て、天下に臨めば、何等の物論をも生ぜずして、極めて平易に、此の難題を解決するを得可しと、期待したのであらう。されど其の期待は、殆んど全く裏切られ去つた。

第十章 米國の要求

【四七】 米國大統領の書翰 (一)

米國書翰

抑も幕府から朝廷へ所司代を経て奏上し、若しくは其の吏僚、及び諸大名等に諮問したるに際し、其の配布したる文書、即ち米國の書翰なるものは（英文が本書であるは云ふ迄もないが）原書を漢文とし、又た別に蘭書を添へてあつた。幕府では、漢文の原書と、その和譯と、又た和蘭文からの和譯と、都合同じき文を、三通りとしたる二冊の和訳寫書を調製した。何れも同一意味であるから、此處には蘭文和解だけを掲ぐるであらう。

蘭文和解

合衆國伯理璽天德書翰和解

北亞墨利加合衆國の伯理璽天德ミルラルド・ヒルモオレ（ミラード・ファイルモア）

書を日本國帝殿下に呈す。

予今水師提督、マッテウ・セ・ベルリ（マッシュウ・シ・ベリー）を以て書を殿下に呈す。此者は即合衆國の海軍第一等の將にして、今次殿下の領地に航到せる一隊軍艦の總督なり。

予已に水師提督ベルリに命じて、予が殿下に對し、且貴國の政廷に對し、極めて懇切の情を含むことを告明せしめ、且又今次ベルリを日本に遣すは、他の旨趣あるに非ず。唯我合衆國と日本とは、宜く互に親睦し、且つ交易すべき所なるを、告げ知らしめんと欲するに在るのみ。

合衆國の基律及び諸律は（英文にては憲法及び諸法律）固より、其各個民人に禁戒を下し、他邦の民の教法、政治を妨ぐることを得ざらしむ。予特に水師提督ベルリに命じて、是等の事を嚴禁せしむ。是貴國の安穩を妨げざらんことを欲してなり。

北亞墨利加合衆國は、大西洋より大東洋（太平洋）に達するの國にして、就中其

日本教法
政治を重
んず

角里伏爾
尼亞の富

交易を欲す

舊制改更を智とす

オレゴン州、及び角里伏爾尼亞の地は、正に貴國と相對す。我が蒸氣船角里伏爾尼亞を發すれば、十八日を経て貴國に達するを得るなり。我角里伏爾尼亞の大州は、毎年凡金六千萬ドル（原註 按に、一ドルは、和蘭の二ギユルデン五六一に當ると云ふ。今一ギユルデンを、銀四匁五分に當るとし、銀六十匁を金壹兩に當ると定め、算すれば、六千萬ドルは、本邦の銀一千一百五十二萬四千五百兩に當る。）銀若干、水銀若干、寶石若干種、及び其他諸種貴重物の物件を産す。日本も亦た豊富肥沃の國にして、幾多貴重物品を出す。貴國の民も亦諸般の技藝に長せり。予が志、二國の民をして、交易を行はしめんと欲す。是を以て日本の利益となし、亦兼て合衆國の利益となさんことを欲してなり。貴國從來の制度、支那人及び和蘭人を除くの外は、外邦と交易することを禁ずるは、固より予が知る所なり。然れども世界中、時勢の變換に隨ひ、改革の新政行はるゝの時に當ては、其時に隨ひて、新律を定むるを智と稱すべし。蓋貴國舊制の法律、初めて世上に聞へし時は、今よりこれを見れば、既に

兩國交易の利

穩當平和の書狀

無禍心一も

甚だ古りたり。（蓋貴國云々、英文を文字通りに譯すれば、貴國の舊法が初めて制定せられし時代もありしなり。）
 此時代に當りて、亞墨利加洲、始めて見出され、或はこれを新世界と名づけ、歐羅巴人これに住棲せり。此頃在ては、（英文には「久しき間」とあり）亞墨利加は、人民稀少にして、其民皆貧陋なりしが、當今は人口大に蕃息し、交易亦甚だ弘博となれり。故に殿下若し舊律を改革し、兩國の交易を允准するに於ては、兩國の利益極めて大なること、疑なし。
 以上によりて見れば、米國大統領の書狀は、如何にも穩當平和にして、之を見て騒ぎ立つる程の事は一もないではない乎。
 固より加州が毎年六千萬弗の金を産すと云ひ、蒸汽船が、加州から十八日間に、日本に達すと云ふが如きは、當時の日本人を或は驚かし、或は嘆せしめたらんも、然も之を以て、彼等が禍心を包藏すると思ふ可き理由は、一も是れなきではない乎。然も法は時と與に變通す可しとは、日本にも支那にも行はれたる政治

家の要諦にして、今更ら之を米國大統領から聞いたとて、別に之を以て米國が日本に對する野望の徵象として認む可き理由は、一も是れ無いではない乎。

【四八】米國大統領の書翰(二)

米國大統領の書翰は、尙ほ以下に續いてゐる。

暫定盟約
亦可なり
破船救済
の願

然れども殿下若し外邦の交易を禁停せる古來の定律を、全く廢棄するを欲せざるときは、五年或は十年を限りて允准し、以て其の利害を察し、若し果して貴國に利なきに於ては、再び舊律に回復して可なり。凡合衆國他邦と盟約を行ふには、常に(英文には「しばしば」とあり)數年を限りて約定す。而して其事便宜なるを知るときは、再び其の盟約を尋ぐことゝす。予更に水師提督に命じて、一件の事を、殿下に告明せしむ。合衆國の船、毎

石炭食料
を求む

歲角里伏爾尼亞より支那に航するもの甚多し。又鯨獵の爲め、合衆國人日本海岸に近くもの少からず。而して若し颶風あるときは、貴國の近海にて、往々破船に逢ふことあり。若し是等の難に遇ふに方ては、貴國に於て、其難民を撫卹し、其財物を保護し、以て本國より一船を送り、難民を救ひ取るを待たんこと、是予が切に請ふ所なり。予又水師提督ペルリに命じて、次件を殿下に告げしむ。蓋日本國に石炭甚多く、又食料多きことは、予が曾て聞知れる所なり。我國用ふる所の蒸氣船は、其大洋を航するに當て、石炭を費すこと甚多し。而して其石炭を亞墨利加より搬運せんとすれば、其不便知るべし。是を以て予願くは、我國の蒸氣船及び其他の諸船、石炭食料及び水を得んが爲に、日本に入ることを許されんことを請ふ。若し其償ひは、價銀を以てするも、或は貴國の民人好む所の物件を以てするも可なり。請ふ殿下貴國の南地に於て、一地を擇び、以て我が船の入港を許されんことを、是予が深く願ふ所なり。

彼理使命

右の故を以て、予今水師提督ベルリに命じ、一隊の軍艦を以て、貴國有名の大府江戸に到らしむ。和親交易、石炭食料、及び合衆國難民の撫卹は、即其の件々なり。

土物貢獻

予更らに水師提督ベルリに命じて、殿下に菲微の土物を獻せしむ。願くはこれを容れんことを。其物固より甚だ貴からずと雖も、亦以て合衆國中、諸物製造局の概を見るに足るべく、(英文には「合衆國に於ける製造品の標本として、見るに足らん」とあり。)且つ予が正實敬愛の微衷を表するに足らんか。

伏して祈る、皇天殿下の爲に、祥垂れんことを。爾書し畢りて、爰に合衆國の大印章を印し、且つ自ら名姓を署す。時に千八百五十二年十一月十三日、我嘉永五年壬子十月二日、予が政務の本所、亞墨利加「ワシントン」府に於てす。

伯理璽天徳の命を受けて

ミルラルド・ヒルモオレ親筆

外國事務宰相

エドワルド・エベレット親筆

大日本古文書幕末外國關係文書所載による

米國要求の總括
幕閣人無只狼狽

此の如く合衆國大統領「フィルモア」の書翰は、如何にも穩當である。固より單に調子を柔ぐるだけの方便に過ぎぬけれども、若し開國を危険と思はゞ、五年乃至十年を限りて、之を試みては如何など、如何にも下手から出てゐる。而して其の要求も、日本の南方に、一港を開けと云ふに過ぎない。而して其の要求の全體を總括すれば、和親、交易、石炭、食糧、及び合衆國難破船者の撫卹と云ふに過ぎない。如何にも當り前の話にして、此の書翰に對して、何等上を下へと大狼狽す可き理由はない。

若し幕府に其人ありて、大名などに諮問するが如き、自から責任を回避する手段に出でず、從來幕府の制規に則り、幕閣の議に據りて、斷々乎として、此の書翰通りの件々を承諾したならば、而してその方針に據りて、國內の庶政を施行したれば、假令國內は一時鼎沸するも、國論は一時沸騰するも、要路の大官中には、或は

刺客の難に遭ふとありとするも、幕府の晩節としては、如何にも鮮かなる、如何にも立派なるものがあつたであらう。然るに幕閣人無く、此しきの書翰に周章狼狽し、自から策の出づる所を知らなかつたのは、如何にも氣の毒至極であつた。

【四九】 彼理信任狀と彼理の書翰 (一)

彼理信任
狀和譯

尙ほ米國大統領の水師提督彼理に對する信任狀は、左の通りだ。此れも漢文を原書とし、蘭文を添へてゐる。左に掲ぐるは、蘭文の和譯である。

合衆國伯理璽天德副翰和解

北亞墨利加合衆國の伯理璽天德ミルラルド・ヒルモオン(ファイルモア)書を日本國帝殿下に呈す。

合衆國水師提督(英文には a captain in the navy of the United States) ヲ ヲ ヲ

彼理權限

セ。ペルリは、其の人と爲り誠實周密、才能あるを鑒識し、拔擢して全權の任に薦らしめ、合衆國の使節として、貴國の同等權要の位に在る官人一人、若しくは數員に遇ひ、語言を交へ、且つ一次若くは數次の會同を爲して、兩國の親睦、交易、航海、及び其他兩國の民人に切要なる諸件の和約を締めて、これを書記し、更らに名姓を親書せしむ。(英文には「兩國の和親、交易、航海及び之に連絡して、兩國民の利害に關する諸件の一約定、又は數約定、一條約又は數條約を商議し、締結し且つ親署せしむ」とある。) 是皆合衆國參政合議して、更に伯理璽天德の允准を経し所なり。(案するに是れは誤譯だ、英文には「此は合衆國議會の合議協賛を経て、合衆國大統領が最後の批准を與ふるものとす」とある。) 爰に云へる所の事件を證するため、合衆國の印信を印して、ここに附す。

千八百五十二年、即ち北亞墨利加合衆國獨立建國以來、七十七年第十一月十三日、嘉永五年壬子十月二日ワシントン府に於て

ミルラルド・ヒルモオレ親筆

伯理璽天徳の命を奉じて

外國事務宰相 エドワード・エベレット親筆

彼理書簡
而して更らに水師提督彼理自身から、左の如き書翰を呈してゐる。此れも漢文を原書とし、蘭文を添へてゐる。

蘭文和解

合衆國水師提督上書和解

日本國帝に上つる書

外臣ペルリ (英文には、本書署名者とある。) 東印度、支那、日本海に備へたる北亞墨利加合衆國の兵勢を統帥せる者なるが、今度本國より命せられて、好意を以て、此國に差撥し、便宜に應じて、事を行ふべき大權を假して、日本の政廷と事を謀らしむ。其事體は、我が合衆國伯理璽天徳の書牘中に詳に記載す。右書牘及び外臣ペルリ(人名)欽差全權の任を寄託せる書は、共に英吉利、和蘭、支那の文に翻譯し、併せてこれを呈す。

從來日本
人の米船
取扱方
遺憾

亞墨利加
人の仁慈

伯理璽天徳より上れる本書及び欽差の本書は、共に日本國帝殿下の高貴なる爵位に應じて、調度せり。外臣當に親しく自繳納べし。願くは殿下豫め交收の日期をトして、告示せん事を。某更に殿下に上告すべき命を受く。伯理璽天徳は、日本に對し、友愛の意思を抱けるに、合衆國の土人、彼是の緣故にて、(英文には故意にとある。)貴國の地方に來り、或は船難に遇ふて、此地方に漂到せるときは、貴國是れに待遇すること、讐敵のごとくなるは、實に驚駭痛心する所なり。是蓋し往年貴國にて、亞墨利加船モリソン、ラゴタ、ラウレンセ(ローレンス)(共に船號)に遇するの處置に就て云ふなり。亞墨利加人は、猶基利斯督宗諸國 西洋諸國を云の習俗の如く、其國の海岸に漂到せる者は、何れの地の人たるを論せず、愛し容れ、且つ拯救、撫卹を以て、仁慈の所爲とせり。是を以て貴國の民人、合衆國の領地に漂到するもの、皆是を撫卹せり。

仁慈處措
を求む

凡貴國の海岸にて難船せる者、又は逆風狂浪に遇ふて貴國の港内に入る者は、貴國の政廷、仁慈を以て、これを處措せんとの明證を得んこと、是合衆國政府の切に貴國政府に望む所なり。
何れも事理分明なる申分だ。此に對して兎や角申す可き言葉は、此國に於てあり得可きものではない。然も幕府は何の爲めに、之を審議するの必要を感じたる乎。

【五〇】 彼理信任狀と彼理の書翰 (二)

米國信教
の自由

彼理の書翰は、尙ほ左の如く續いてゐる。
又某に命じて貴國に告げしむ。合衆國は歐羅巴諸國の中、何の國とも合従することなし。又其政律にては、國內各人隨意の教法を奉ずるを許す。況や他國人の宗旨教法に至りては、固よりこれを是非することなし。

米國最近
の發達

亞墨利加人は、日本と歐羅巴との間にある大國に住す。此大國は歐羅巴人初て日本を見出せし頃、發明せる國にして、其初は此大國の内、最歐羅巴に近き地方に、歐羅巴より家を徙して來れる者のみ居住せしに、人民速に繁庶して全國に及び、竟に南太平洋(英文に南の意なし)の海岸に達し、今は國內に、幾多の大都府ありて、其府より蒸汽船に乗りて發程するときは、十八日若くは二十日にして、日本に至るべし。然れば我國の交易速に貴國に繁盛し、(英文には「我國と世界の此方面との交易は、方に急速の繁昌を加ふ」とある。)我國の船舶、

修交を望
む

日本海中に粟散するに至ること遠きに非ざるべし。
合衆國と日本とは、追日次第に相近づき、相交るに至るを免かれざるが故に、伯理璽天德殊に日本國帝殿下と好を結び、交を修めんことを欲す。然れども貴國にて、亞墨利加人に對遇すること、寇讎を視るが如くするの風習を、禁止するに非ざれば、其交信豈能く久しからんや。
外國と交りを絶ち、これを仇視する貴國の法制は、其始め法度を立つる時に

舊法固守
の愚

彼理自身

在ては、智慮ある處置と云ふべしと雖ども、自今は兩國の相交ること、昔日に比すれば至て易く、且つ速かなるに至りたれば、此舊制を固守せんと欲するも、是れ無智の謀にして、自今決て行ふべからざる所なり。

外臣某以上の説を陳し、専ら願くは日本の朝廷にて、兩國の民争鬭を致すを防ぐの策を以て必要とし、正實友愛の誠情に答ふるに好意を以てせんことを。日本へ存問せんが爲の、大軍艦數隻未だ此海に到着せず。某等徒らにこれを待つのみ。某今聊か其友愛の情を表せんが爲に、四小船を以て貴國に至れり。明春當さに事體に應じて、尙ほ數船を増加し、再び航し來るべし。

然りと雖も、日本國帝殿下の政廷、願くは某が再び來るを待たず、伯理璽天德が書中に載せたる、公平和好の策を採用あらんことを。但し其書中の本旨は、近日便宜を得るを待て、某當さに自詳悉すべし。

日本國殿下に對し、深く崇敬し奉り、誠心に殿下の康寧福全、萬壽無疆を祈る。

東印度支那日本海に在る合衆國海軍の統帥

マツテウ・セ・ベルリ親筆

情理兼具

千八百五十三年七月七日 我六月二日に日本の近海にて、合衆國の蒸氣フレガト船、シヌスケハンナ（船名）中に於てす。

以上は如何にも、情理尤なる書き振りである。固より大艦隊を率ゐるなど、多少威嚇の意味も含有してゐるが、然も表面の文句だけは、別に非禮の言葉ありとは認められない。而して尙ほ六月八日附にて、彼が差出したる書翰の蘭文和譯は、左の通りだ。

蘭文和解

予が日本の政堂へ差出せる一書は、甚だ重く且つ大切なる問題を載せたるものにて、これを評決せんため、多少の時日を要すべき者なる由を領承せり。予此事を熟考し、明年早春予復江戸海口に來りて、右呈書の報告を請はん

とす。其時は諸事親しき所法にて、且つ雙方の民人互ひに安全を保つべき、

明春來朝の豫告

款待を受けんことを希ふ所なり。(英文には「其時は諸事親睦に、且兩國國民の満足するやうに整へられんことを、信頼して望む所なり」とある。)

東印度支那海及び日本に現存せる、合衆國の全部海軍の總督マッテウ・セーベ
ルリ、(人名)合衆國蒸氣フレガット船、シユスケハンナ(船號)上に在りて、
千八百五十三年七月十三日我嘉永六年六月八日(英文には七月十四日とある)江戸海
口浦賀港に於て謹白。

尙ほ漢文の方には「來年春季」とあり、その和譯には「來年三月頃」としてあ
る。而して英文には、單に來春(in the ensuing spring)としてある。何れに
しても明春來るとは、決して間違ひなき。

第十一章 水戸齊昭の起用及其の意見

〔五二〕積弱の幕府

幕府威信
既に失墜

抑も諸問と云ふことに就ては、幕府當局が、其の責任を畏避し、其の大勇斷を
缺乏したるが爲めと云ふ可きは勿論だが、然も當時幕府の内外に於ける威信が、
既に失墜せられてゐたことも、計上せねばならぬ。慧敏なる阿部正弘は、米艦
去りて後、其の老臣に語りて曰く、

阿部の述
懐

「扱も時勢の變遷とは申しながら、幕府今日の衰態は恐悚の至りに禁へない
事よ。文化年中、露國の使節長崎に來り通商を乞ふや、滯留半歲、其間船中の
武器は皆我に收めて保管した。而して終ひに許容を得ずして歸航した。此れは
僅かに五十年前の事だ。當時固より泰平の餘を承けて、人心萎靡したるも、尙
ほ此の如き威力があつた。然るに現状は如何。外人の來り迫るは、從來とても

願慮しないことはなかつた。防備にもそれ／＼力を竭した。されど諸事遅々として進まない。且つ有司とても悉く具限者のみではない。蘭人の忠告に就て議すれば、彼の爲めに遊説すると云ひ、水戸老公に親くすれば、故らに奇を好むと爲す。予老中の首班として局に當るは、中心安せざれども、替人なきを如何」と。(阿部正弘事蹟)

内兜見透

此れは阿部其人の本音であらう。要するに當時幕府積弱の勢、以て如何ともする能はざるものあつた。されば朝廷からは干渉せられ、外國からは威嚇せられ、而して諸大名其他からは、其の足元に付け込まれ、其の内兜を見透さるゝの餘儀なきに立ち至つたのだ。

齊彬齊昭に贈るの書

されば諸大名中の大立者、島津齊彬の如きも、米艦渡來の當時は、在府でなかつたが、彼は七月十日(嘉永六年)附にて、鹿兒島から在府の水戸齊昭に向つて、送つたる書中には、左の如き一節がある。

又々書添奉ニ申上候。極内傳承仕候處、此節異船之儀、兎角御秘

隱密主義の愚

見局無定

しに相成候哉之由に相伺候。此儀乍恐人氣之動亂を、老中共恐れ候故にも可有之候得共、餘り御秘事過候へば、猶更人々疑念を起し、小事をも大事に申ふらし候譯に御座候。日本に生れ候ものは、一人として皇國をあしかれと存候者は無レ之事ゆへ、此度之如き儀、御秘しに不レ及、御三方、御三卿方は勿論、國持諸大名へも委敷被ニ仰聞、存寄之御尋等も御座候而、御評決に相成候へば、人心一和之基ひにも可ニ相成。當時のごとく、御秘事計りに而者、如何程之御良策に而も、人心疑惑可レ仕は必定に奉レ存候。加様之儀申上候者、誠に恐入候得共、何分にも後來之處、心配奉レ存候而、外に愚考申上候所も無レ之候間、書添此段奉ニ申上候。彼を知り、己を知て、後の御評議に無ニ御座候而は、兩全之御良策は出來申間敷、乍恐閣老中、格別心得候ものは無レ之候間、異國之事情、十分御教諭被レ爲レ在候而、御評議被ニ仰付候様、奉ニ願上候。(照國公文書)

幕府が秘密一天張りであることを非難したるは、尤の言だ。特に「日本に生

れ候ものは、一人として皇國をあしかれと存候者は無之の事ゆへ、此度之如き儀、御秘しに不_レ及」とは、如何にも堂々たる意見だ。併しながら何もかも當局者に定見ありての事だ。當局者が無定見にて、只だ衆議に一任すると云ふが如き仕方では、とても其の落著先が付くものではない。

齊昭意見
論議の危

且つ彼を知り、己を知るは、評議の前提に相違なきも、水戸齊昭に向て異國の知識の教諭を求むるも、随分危険の事と云はねばならぬ。齊昭は若干外國の知識を持つてゐたが、然もそれは極めて褊狹のものであつた。彼は外國を全く夷狄視してゐた。彼は世界の大勢に就ては、全く井底の痴蛙に過ぎなかつた。されど盲目國では片眼も亦た帝王だ。世間では齊昭以下に、海外の知識を持つた者が、先づ以て多數であつた。

大宰相
の缺乏

要するに其の周邊を察知するに、最も機敏なる阿部は、諸問が當時の人氣に副ふ所以であることを、看取したのであらう。従來からの行掛りとしては、先づ此處に出づるの他はあるまい。されど當局者彼自身に定見なくして、受身的の

地位を占めて、難局を排せんとしたるは、大宰相の膽識に於て、大いに缺乏してゐる事は争はれない。

【五二】 水戸齊昭愈よ起用せらる

昭和二年九月廿一日、大森山王草堂に於て、衰態を力めて稿をつゞく。吾が唯だ一人の弟は、去る十八日、伊香保の寓所に於て逝いた。その前後史筆を執らざる凡そ四日。

齊昭登城

水戸齊昭起用の内議既に決定したるは、既記の通りだ。(参照 四五) 而して其事は愈よ嘉永六年七月三日を以て、實行せられた。水戸前中納言殿、海岸防禦筋之儀に付、此節御用も有之候間、以來暫之

齊昭起用の経緯

内、隔日程にも御登城可被成候。御隠居後之御事に付、御表通に不_レ及、平川口より御登城、御風呂屋口より、御兩卿方御控所へ御通可被成候。右伊勢守(阿部正弘)え家老中山備後守呼直達。斯くて齊昭は、七月五日に登城し、將軍は病氣(其實は死去)の故を以て、世子家定に拜顔し、海防筋萬端、年寄共申談じ、宜しくとの諭旨があつた。事の此に至りたるには、固より種々の経緯があつた。勝海舟編「開國起原」に曰く、

家慶將軍、其病革の前日、偶米艦の來るに會し、殊に憂慮せられ、一日近臣に命じ、病褥の上、肩衣を加へしめて後、伊勢を呼べとありければ、阿部伊勢守直ちに罷出たりしに、近く枕邊に召し、近日の事、實に國家の大事にして、予が深く憂ひ思ふ所也。當時外國の事情にも通じ、此等の事を相談すべき者は、水戸前中納言の外あるべからず。速に此命と傳へ、汝等一和して、よろしく事を計ふべしとの旨ありしと云。

起用に對する齊昭の氣持

此れが事實とするも、將た風説とするも、先づ斯くありさうな事であつた。此の起用に對して、水戸齊昭は如何なる氣持であつた乎。彼が七月五日附にて、松平慶永に答へたる書中の一節に曰く、

御尋御悔兩度の貴書、其時々披閱、毎々御懇之儀、忝奉_レ存候。晝夜御看病申上。拙老御同年の事故、今一度は是非々々御引戻可申と張込申候處、天命無_レ已、残念至極仕候。(此れは將軍家齊の女、水戸齊修夫人、即ち齊昭の嫂にして、且つ義母である峰壽院の死亡を云ふ) 夫に付ても、異船手當向害に相成り、困り入申候。

扱又去る三日には忌御免被_ニ仰付_一登城候儀、被_ニ仰出_一驚入申候。則今日登城仕候處、於_ニ御座之間_一、右大將君へ(家定)御目見へ被_ニ仰付_一、其後閑老一同、異船之儀に付對談有_レ之、身に餘り難_レ有事には候得共、御承知之通、不才何一ツ御爲に可_ニ相成_一、良考も無_レ之、吳々も恐入候事に御座候。何ぞ御良策も有_レ之候は、御申聞にいたし度候。先づは過日の貴答、

今日登城の御吹聴も申進度、旁早々申進候也。

七月五日

水隠士

越前守殿 御報

齊昭の感

齊昭の満足や以て知る可く、而して此の起用も、松平慶永の阿部正弘への進言、亦た與りて多少の効あつたことは、疑なきことなれば、齊昭は吹聴とは申しながら、其中には自から感謝の情も、加はりぬたものであらう。

齊昭の人
物手腕

若し齊昭にして、大元老であり、大宰相であり、大政治家である標度があつたならば、其の慶を享くるものは、幕府のみではなかつたであらう。されど其實齊昭は何れでもなかつた。彼は世襲の大名中には、最も卓越したる一人であつた。而して其の頭も手も、普通一遍の人に比して、固より傑出してゐた。されど不幸にして彼は、天下の期待する程の人物ではなかつた。彼には意見があつたが、其の意見は、寧ろ枝葉に密にして、大體に疎であつた。彼には知術もあり、手練もあつたが、それは餘りに見え透いたるもので、天下の人心を服する

期待却て

には足らなかつた。其の期待が裏切られたのを以て、齊昭を非難するは、寧ろ酷であらう。有體に云へば、期待す可らざる代物に、期待した者共が、却て其の不明を恥づ可きだ。

齊昭目的
を達せず

されど何れにもせよ、齊昭が天下を誤つたとは云はぬが、彼が天下を濟ふ可き地位に、千曲萬折を経て躋りながら、遂ひに其の目的を達する能はなかつたのは、如何にも遺憾だ。假りに島津齊彬をして、彼の地に立たしめば、恐らくは其の規模、施設は、必らず見る可きものあつたであらう。されど此れは唯だ史家の想像に過ぎない。

家慶遺言して齊昭を召す

米利堅船渡來一條に當り、十二世(家慶)偶々疾大に起れり。最初は中巻との事なりしが、乍ら病勢大に進み、不起の際に當り、遺言せらるゝに、外國の事決して忽にすべからず。眞に憂ふ可しと雖も、予病に嬰り其局を了する能はず、幸に水戸中納言は此等の事に多年心を用ひ居たれば、處分するの志慮あるべし。予が死後に起して登城せしめ共に外事を謀るべしとありしは、當時世間の皆知

る所なり。
 十二世既に薨するの第三日、勢州は同列の老侯を忌み憚る徒の議を排し、儲君十三世の命を奉じて、親しく水戸邸に参し、老侯に謁して前將軍の遺命を傳へ、幼主を輔翼して外事の處分參贊あらん事を請ひしに、老侯速に諾せられて、爾後隔日登營して衆議を聞かる事に成り、老侯も多年の憂鬱を開くを喜ばれて、封にありし日、親しく裁して鑄造せられたる加納砲の毎口封爻を彫刻せる者、乾坤より既未済に至る六十四門を獻せられ、又洋圖に依りて模様ありし軍艦艦形を利根川を航して江戸海に運し、上覽に供せらるゝ等の事ありて、憂國の至誠を表せられたる一にして足らず。(宛庵遺稿)

【五三】 水戸齊昭の海防愚存 (一)

隔日登城の水戸齊昭は、何事を以て、其の殊遇に答へた乎。彼は七月(嘉永六年)九日に至りて、海防愚存十條五事を、閣老阿部正弘に示した。

和戰決定の急要

一 和戰之二字、御決著、廟算一定、始終御動き無之儀、第一之急務と存候事○

和の不可なる理由

本文和戰之利害、戰を主と致候得ば、天下之士氣引立、假令一旦敗を取候ても、遂には夷賊を逐退け、和を主と致候得ば、當座は平穩之様にても、天下の人氣大に緩み、後には滅亡にも至り候儀、漢土歴史の上にも明證有之、古今識者の確論有之候得ば、委細は不及し申候得共、今試に其大略を論候に、決して和すべからざる筋合十條有之候○

一 扱神國は幅員廣大ならず候得共、外夷にては帝國とあがめ尊び、恐怖致し居候義は、畢竟往古神功皇后三韓御征伐、中古弘安之蒙古御退治、近古文祿之朝鮮征伐、慶長寛永之切支丹御禁絶等、其明斷御威武、海外に振ひ居候故にて有之候○然に此度渡來之アメリカ夷、重き御制禁を心得ながら、浦賀へ乗入、和睦合圖の白旗差出し、推て願書を奉り、剩内海へ乗込、空砲打鳴し、我儘に測量迄致し、其驕傲無禮之始末、言語

同斷にて、實に開闢以來の國恥とも可レ申候。城下之盟は、國の恥と承候處、右之通御制禁を犯し、大城程近き内海に乗込、我を劫し、我を要し候。夷賊を御退治無レ之而已ならず、萬々一願之趣、御聞濟に相成候様に、乍レ憚御國體に於て、相濟申問敷、是決して不可レ和之一ヶ條候。

切支丹宗
再起の恐

切支丹の儀は、御當家御法度の第一に相成居、國々末々迄も、高札建置候處、夫にてさへ文政年中於て大阪表、右宗門内々相弘候もの有レ之、御仕置に相成候由、邪教之毒、夢々御油斷不ニ相成候。況、アメリカを新に御近付ケに相成候は、何程御制禁有レ之候ても、自然右宗門再起之勢、必然之儀、乍レ憚、祖宗之神靈に被レ爲、對御申譯無レ之、是決して不可レ和之一ヶ條に候。我金銀銅鐵等有用之品を以て、彼が羅紗、縞子等無用之物に換候儀、大害有レ之小益無レ之候間、和蘭陀之交易さへ御停止にても、可レ然時勢に

貿易上の
不利

露英諸國
の恐れ

候處、却て和蘭陀之外に、又々無用之交易御開に相成候は、神國之大害、此上は有間敷。是決して不可レ和之三ヶ條に候。フロシヤ、アングリヤ等、先年より交易を望候得共、御許容無レ之候處、アメリカ夷へ御許容被レ遊、萬一フロシヤ等より願出候は、何を以て御斷可被レ遊候哉、是決して不可レ和之四ヶ條に候。異國人は外に惡心無レ之、交易さへ御許容有レ之候得ば、何等之次第無レ之候旨、世俗にて唱候得共、初は先交易を以因を求め、遂には邪教を弘め、又は種々の難題申掛候儀、彼等の國風に有レ之、遠くは寛永以前、邪宗門の患ひ、近くは清國鴉片烟之亂、前車之覆轍に候。是決して不可レ和之五ヶ條に候。

夷國人の
惡計

外國押渡
の空論

萬國之形勢、往古と相違致し候處、我神國而已鎖國の趣意を守り、大海に孤立致し候儀、始終無レ覺束候間、矢張外國え往來致し、廣く交易之道を通じ候方可レ然との説、蘭學者流杯、窃に相唱候歟に候得共、神

奔命に疲
れ人心懈

國之民心固結、武備充足、中古已前の國勢にも回復致候はゞ、外國造も押渡り、恩威を弘め候事も相成可申候得共、當時太平遊惰の風俗、外國より僅に數艘の戰艦渡來候てさへ、人心恐怖致候間、彼に要せられ候て、交易相始候様にては、外國へ渡り、遠略を施し候事、眞に席上の空論に候。是決して不可和之六ヶ條に候。浦賀邊彦根、若松等へ守衛被仰付、既に此度などは會津家來共、炎天を犯し、七八十里の遠路、日夜兼行馳付候由、其外俄に内海警固被命候大名、速に人數繰出し候向も相聞、奇特之事に候處、夷賊内海へ乗入、我儘に測量迄致候ても、打拂之儀不相成、諸國之士民空敷奔命のみ疲れ候様にては、人々懈躰之勢可有之、是決して不可和之七ヶ條に候。

以上は固より主戦論の骨子を陳述したる一半である。

【五四】水戸齊昭の海防愚存(二)

黒田鍋島
兩家の氣

齊昭の國老阿部正弘に致したる意見書は、以下尙ほ續いてゐる。

國民憤情
の情

長崎の海防黒田鍋島え被仰付候儀、清國和蘭陀え御手當而已には無之、惣而外夷への御手當に可有之處、浦賀近邊に而外夷の願書、御請取に相成、萬々一於二同所願爲ニ御濟に相成候様にては、譬へば上にて間道之往來を御許し、右兩家へ無用之關所番被仰付置候姿に相當り、兩家之氣受如何に可有之哉。是決而不可和入ヶ條に候。此度夷賊之振舞、眼前一見いたし候者は、匹夫にても、心外に存、かく迄無禮之夷賊御打拂も不被爲遊候ては、御臺場御備は、何之御入用に可有之哉と、内々相歎候者も有之由、實地にて夷賊驕傲之振舞を見候ては、いかさま右様も存候筈、小民ながらもさすが御國恩に沐浴致し居候故と、實は頼母敷事に候。無智の匹夫さへ、右様相歎候に、打拂

武備全備
不可待つの

之義、御決定に不_レ相成、餘り寛宥仁柔之御處置而已にては、御懷合不_レ分
 候故、奸民共御威光を不_レ恐、異心を生じ、候も難_レ計、國持始め御取締
 にも拘り候様成行候も難_レ測、是決而不_レ可_レ和之九ヶ條に候。
 夷賊打拂之儀は、祖宗之御舊法殊に文政之度、重而被_レ仰出候儀候得ば、
 御懷合は固より戰之方に御決定に相成候而も、何を申も、太平打續き武
 備御備り兼候故、容易に夷賊の氣にさかへ激し候は、其禍難_レ計、
 其節に至り不得_レ已、和議御取結に相成候而は、益御威光を損候故、
 先々當節は極而御忍、夷賊之氣を御なやし被_レ指置、其内専ら武備御世話被
 爲_レ在、追而御手當御全備之上、彌御舊法之通り、嚴重に可_レ被_レ仰出と
 申も、尤之論に候得共、當時宴安姑息苟安之人情、朝暮御勵し被_レ成候
 而さへ、必死之人氣に相成兼候。況上より無事を御示被_レ成候は、幾
 年を歴候ても、諸家之武備相整候義、何共無_レ覺束、既に寛政蝦夷騒
 動より御武備御世話御座候得共、御行届に不_レ相成、又去ル寅年（天保十三年）

天保寅年
の前例

打拂御猶豫被_レ仰出、畢竟先外夷之氣を寬め、其内武備御整之御趣意と相
 見候得共、十二ヶ年之間、諸家之武備、格別行届候とも不被_レ存、此度
 夷賊渡來に而、一統狼狽致、夷船滞留中は少々本氣に相成候者も有_レ之
 候得共、出帆に付、平日之通り心得候様被_レ仰出候へば、一統又々無
 事に安んじ、俄に相集候武器も直様散失も可_レ致風情、假令は椽之下へ火
 の廻り居候にも不_レ心付、火防之手當も忘れ居候も同様之姿、實に淺間
 敷土風に候。されば廟堂にて聊も和議之御含有_レ之候得ば、武備之義日
 に御觸に相成候而も人氣引立不_レ申、從而臺場其外之手當も皆文具に
 而、實用に適し申問敷、今日にも彌打拂之方に御決定被_レ成候得ば、天
 下之士氣十倍致し、武備は不_レ令して、相整候儀影響よりも早く可_レ有_レ
 之、左候而こそ乍_レ憚征夷之御大任にも被_レ爲_レ叶、諸國一統武家之名目
 にも相當可_レ致候。是決而不_レ可_レ和之十ヶ條にて、尤御肝要之急務に
 候。

齊昭眞意如何

惟ふに齊昭は、果して戦争を打始むる覺悟にて、斯く不可和の意見を建てたのである乎。將た戦争の覺悟さへすれば、戦争には成らないとの高をくゝりたる爲め乎。將又た戦争の覺悟さへすれば、外に向ては平和を維持することを得、内に於ては武備を充實せしむるを得るものとして乎。

不可行なも強ひたる

齊昭とても開戦して必勝の見込なきことだけは熟知してゐたに相違ない。即ち「假令一旦敗を取ても、遂には夷賊を逐退け」と云うてゐる程であれば、それを見ても知る可きだ。されど當時に於て齊昭が鎖國論者であつたことは、「和蘭陀の交易さへ御停止にても可然」と云ひし程にて、海外貿易を以て「大害有之小益無之」と云うたのを見ても知る可しだ。何れにしても齊昭の意見は、行ふ可らざるものを幕府に強ふるものであつた。

【五五】 水戸齊昭の海防愚存 (三)

水戸齊昭の和親十不可は既に掲げた。更らに五事がある。

和議に泥むの徒輩

扱和戦之利害、右にて粗相盡候得共、是を知は易く、是を行は難く、衰弱之世は、兎角和議に泥み、防戦を好不申、戦を主とし候者をば、事を好み亂を樂候様識言いたし、甚敷に至り候ては、戦を主とし候者を討し候て、敵方へ申分いたし、和議を取結、遂に滅亡を招候類、笑止千萬に候。神國勇武之俗、一旦廟議御一決之上は、右様臆病の小人は有之の間敷候得共、忠言逆耳、良藥苦口、姑息苟安之人情に瀝れ易き者故、兼て御用心有之、一旦御決定之上は、始終御動無之義、海防之第一義と存候。

一體の心力

一、廟議戦の一字へ御決著に相成候上は、國持始、銘々津々浦々に迄も、大號令被仰出、武家は勿論、百姓町人迄も覺悟相極、神國物體之心力一致

爲令簡易
了明を要す

爲レ致候義、可レ爲二肝要一事。

本文號令之儀は、其筋にて取調候はゞ、如才有レ之間敷候得共、多端に相成候ては、御趣意貫不レ申候間、簡易明了、愚夫愚婦迄も、憤激に不堪、人々必死之覺悟に相成候御仕向有レ之度候。奢侈遊惰を禁じ、質素儉約を勸め候義、當節の急務勿論に候得共、萬一交易御許、人氣相緩み候ては、日々儉約等の御觸有レ之候逆も、自然奢侈に趣き可レ申、打拂之義御規定に相成、只今にも合戦之心得に相成候へば、一統の人氣締合、質素儉約は勿論、萬事古之武士風にも立歸り、乍レ憚享保以來之御美事にて、御中興此上有間敷奉レ存候事。

和の一字
嚴封の要

(付箋) 八日にも御話申候如く、太平打續候得ば、當世之態にては

戰は難く、和は易く候へば、戰に御決に相成、天下一統戰を覺悟致し候上にて、和に相成候へば、夫程の事はなく、和を主に致し、萬々一戰に相成候節は、當時之有様にては、如何共被レ遊様無レ之候得

槍劍練習
の事

一 槍劍手詰の勝負は、神國の所長に候間、御旗本、御家人は勿論、諸家一統試合實用の槍劍、悉く練磨致候様有レ之度事。

本文槍劍之儀、神國之長技たる事不レ及レ申、近來試合之槍劍に至候ては、其妙極り候。然に蘭學者風之説被レ行、外夷船艦銃礮之堅利なるに恐れ、所詮外夷には勝事不能様に而已思ふ者なきにしもあらず。是一を知て其二を知らずと云ふべし。戰艦銃礮は手詰の勝負に便ならず。假令彼夷人一旦は邊海之地を侵すと雖ども、上陸せざれば、其慾を逞ふする事を得ず。我壯勇之士卒を撰み、槍劍之隊を備へ、機に臨み變に應じ、我長技を以

槍劍は實
用を尙ぶ

て、彼が短なる所を制し、横合より突て出、或は敵の後より切て廻り、電
光石火之如く血戦せば、彼夷賊を塵にせん事、掌の中にあるべし。
されば神國の武士たらんものは、第一に槍劍の二技練磨せずんばあるべか
らず。然るに諸家には、今以舊弊を守り、或は花法を守り、試合を専らにせ
ず。或は試合も亦新弊を生じ、勝負の分合を而已争ひ、真劍にて成難き業
を講ずるたくひも有之由、是等は精々御世話ありて、諸家一統實用之槍劍
を講じ、道具の輕重長短等、真劍に基き候様、粗御定あらまほしき事。
本文假令ば、彼が艦に乗り入、對談致候様に款待なし、船將を突殺し、
又上板之上に居て、打寄出る所を、長刀太刀等にて切殺、帆繩を打拂等せ
んに、左右前後に何程之大銃を仕掛置候共、内え向て打事は不叶、上
板之上に居候人は、内より不見ば、砲にて打事も不相成、僅の人數にて、
大艦中の人は退治すべし。
如何にも談何ぞ容易なると云ふ可きものであらう。

神劍術の
特長

【五六】 水戸齊昭の海防愚存 (四)

齊昭は尙ほ海防の方法として、左の如き意見を提出してゐる。

外國の長
を採る事

一 當秋出帆の蘭人え被命、軍艦、蒸氣船並船大工、按針役も總て用前文取
揃、尙又大小銃砲近來新工夫之品も有之候は、是又取揃國許え罷歸次
第、不時に積立、献上仕候様御沙汰有之度事。
本文之儀、外國より献上爲レ致候は、御外見如何と申説も起り可申候得
共外國の所長を取て、御用被成候は、却て神國の廣大なる處に有之、
既に五經博士を始、種々之職人共、追々三韓より献上爲レ致候義、古史
に的例有之、聊苦しからざる儀と存候。一體夷狄は新工夫に長じ、扱
右細工を見取候て、製造致し候事は、神國の所長に候間、蒸氣船杯
も、追々彼に勝り候、製造も出來可申、第一委細に其製を明メ居候得ば、
彼を打破候心得にも相成、一舉兩得と可申候。

軍不利益な入

大名に大許可の事

扱和蘭之交易、一廉之御益と承及候處、軍艦等持渡候ては、御酬も不_レ容易、其年之御益無_レ之、却而莫大之御損に可_レ相成_一と、有司之過憂も可_レ有_レ之候得共、蘭船之御益、平年之通相納候ても、別に軍艦等御製被_レ成候は、莫大の御入用に可_レ有_レ之候間、和蘭交易之利を、軍艦に御廻し被_レ成候御見通しに候は、別に御損失と云次第は有_レ之間敷。西諸公邊御始、大名えも、分限に應じ、員數を限り、大艦御開濟に相成、西國大名等海路にて、浦賀より參勤致候は、莫大之失費を省き候而已ならず、右艦羽田、本牧邊内海え掛置、非常の節は直に防戦に相用候はば、此度の如く、夷賊容易に乗込候様之事も有_レ之間敷、於_二公邊_一も、京大阪、遠國勤の往來を始め、御米之運漕等、右大艦を御用被_レ成候は、永世の御益と存候。海防之要務戰艦大銃を主とし候事、近來誰も能申候得共、此方之職人え申付、無益に年月を費し候よりは、献上を命じ候方簡便にて、實用に適ひ可_レ申と存候。扱和蘭陀より献上に相成候上

銃砲の要技

一 銃砲之技、近來追々に相開け候得共、未外夷之精妙には難_レ及候間、公邊御始、諸家にて精々研究致し可_レ申、成丈銃數を増、火藥彈丸等存分備置度事。

本文銃砲は、攻守第一之利器にて、彼專是を以て我を劫す時は、我又是を以て、彼に應せずんばあるべからず。鳥銃と違へ、大炮は未だ盛に不_レ行内に、太平に相成候故、貫目以上の大銃に乏く、其上傳來之器は車架、銃耳等全備せざる者多く、隨て發砲之術も實用に不_レ適もの多く候間、諸家皆實用之器を制し、實用之技を講じ、一發塵賊の妙を心掛け、鳥銃も行々皆雷粉燧火を用候様に有_レ之度候。近來銅材次第に減少致候處、た

玉藥製造の事

とへ佛寺の鐘を潰候迄には至り不レ申共、責て火鉢燭臺等無用之銅器は潰し、右品々銅にて製候儀、以來御制禁に相成、尙又蘭人え御渡之銅も、御差略被レ成候はゞ、銅材も格別之不足有レ之間敷候。

抑、槍劍と違ひ、銃礮而已有レ之候て、玉藥無レ之候ては、其詮無レ之候間、佃島之揚火は勿論、總て花火之類一圓に制禁し給ひ、尙又諸國へ被レ爲命、造焰硝、存分に製造有レ之度、七年之病に、三年の艾を求る如く、一日後れ候得ば、一日不手當に相成候間、何分速に御沙汰あらまほしく候。

前掲和蘭より大艦巨砲を徴し、且つ造船技師、航海士等を需むる一條は流石に齊昭も、其の祖先徳川家康の血を享けたるものと云はねばならぬ。此事は不幸にして急速には行はれなかつたが、他日には幕府の海軍、従つて日本帝國海軍の基礎を築くの基礎となつた。

海防一見

【五七】水戸齊昭の海防愚存(五)

尙ほ海防の方法として、更らに左の如く開陳してゐる。

一 御領、私領、海岸要害之場所え屯戍を設け、漁師等取交、士兵相備度事。

海岸要害屯戍の事

本文海岸之場所、何れの地も、油斷不ニ相成候處、異船渡來之時々、城

下等より人數指出候ては、機會に後れ、平日人數差出置候ては、入費續兼、自然と手當盡略いたし候様に成行候間、土地の漁師共を組分いたし、外に人を撰、小頭指引様之者を立、郷士等、身分を持候者を隊長とし、折を見合、簡便に訓練致し、萬一の節は、軍功に寄り、かくく之恩賞可有之旨、平生厚く申合置候はゞ、筋骨丈夫、殊に海上鍛練の者故、あつばれ働いたし候者も可有之、城下陣屋等より人數指出候迄之一支に可ニ相成候。

漁師等探用の事

城下遊倅
等の屯成

近世日本國民史

二五四

尤要害之濱々えは、右の外、城下遊倅等の内より人を撰み、屯成を設け、平日は文武の修行等迄も爲し致、事ある時は、右士兵を指揮し、大砲並槍劍にて、夷賊退治致し候仕方も可有之候。倭右屯成之制度、士兵之組立を始、或は格式を興へ、或は雙刀を許、或は扶持を興へ、或は夫役を免じ候類、其國風家風土俗に據り、一概に論じ難しと雖も、詰る處は、實用を主とし、永續の手當あらまほしく候。

九日（嘉永六年七月）晚景

以上が水戸齊昭の所謂海防愚存だ。乃ち和親す可からざる理由十個條と、海防の手段五個條とを臚列した。尙ほ此れと共に、左の一書を、閣老阿部正弘に致した。

亦別書を贈る

御別封

一昨八日の箇條書へ註致し候様御申聞有之候故、拙考、拙文、且取急ぎ昨晚腐眼にて認候故、御見せ申候。尤清書の間無之、下書之儘に

候得ば、追ては御返し可給候。御存寄も候はゞ承申度、猶又西城上ヶ金云々の事も、昨日申進候處、今日御用之透も御座候はゞ、御一同へ御逢申、御了簡振承度存候。

十日（嘉永六年七月）

福山殿 御許へ

景山

阿部の需
に應じ需
かたに
かたに
かたに

正弘讀後
の感想

此にて見れば最初齊昭は、其の個條書だけ提出し、更らに阿部の需に應じて、其の註釋を加へて、此文を綴りたるものであらう。固より齊昭當人も、當初から其のつもりであつたのであらう。此れが如何なる心持で、正弘に受け納められたるかは、彼が其後に跋文を書きたるを見て知らるゝ。

貴く、親しく、やんごとなきさには、かゝる忠誠仁智の人、おはしまして、かく正論讜議をたてまつらせ給ふも、かしこしや。東照しますみおやのみたまさはえて、わが神日本の國を守り玉ふならずや。乃ち書名を、みおやのみた

第十一章 五七 水戸齊昭の海防愚存（五）

二五五

まとなづく。

正弘

平凡の見

以上の海防愚存なるものは、別に此れと云ふ新見もなく、創見もなく、又た卓見もない。云はゞ何れも當時の海防論者の範圍の外に出でたるものはない。但だ彼の位地が三親藩の一であり、而して彼が天下の聲望を一身に負うてゐるの故を以て、其の議論も、其の意見も、自から權威があるのだ。此の長文の中に、最も注意すべき一點は、

齊昭眞意

拙策御用に相成候はゞ、和の一字は封じて、海防掛りのみの預りに致し度事に候。

の一節だ。此にて見れば齊昭は表向きには、堂々と打拂を主張しつつ、裏面にては、到底今日の勢にては、戦勝の見込なき故、それ〴〵方便を廻らす下心であつたことが判知る。

齊昭及び水戸派の議論の弱點は、實に此處に存す。彼等は眞成に打拂ふと云ふ

程の大決心なく、只だ天下の人心を激昂作興する手段として、斯る硬論を鼓吹した。斯る手段は、政治家として、未だ必らずしも絶對的に排斥すべきものではない。然も其の行ふ可からざる、其の行ふ能はざるを熟知しつつ、強ひて之を行はしめんとするは、是れ實に幕府を死地に陥るゝものにして、幕府としては、所謂佛を頼んで地獄に墜ちたる謬も、齊昭の起用に於て、實現するとならんとした。

阿部正弘優柔不斷の辯

正弘の施

正弘弱冠にして老中となり、水野越前守が求治の急と革弊の劇との爲め、施政往々刻薄に過ぎ、人心を失ひし後を承け、寛大の治民望を博得せしのみならず、當時親藩にては水戸老侯、強藩にては島津侯みな交を結んで驕心を得しがごとき、官吏登庸の舊格を破りて、有爲の材を擧げたるがごとき、始て洋式の大船を模造し、また荷蘭人を聘して、航海の術を傳習し、我邦に始て海軍あらしめたるがごとき、審書調所を建て、洋學を研究し、講武所を設けて、漸くに兵制の改革を畫せし如き、皆當務の急を急にして、よく適時の政を布きしものといふべく、且其勵精勉力怠曠の譏なく、操守嚴正韓薄篋蓋の諺なし。幕府有数の良相と稱するも、過譽ならざるを知る。此人にして此時に際し、一刀兩斷の勇なかりしは、豈惜むべきの至ならずや。今其所由を釋ゆるに、稍察すべきものあり。

正弘不斷の理由

公明正大
を責ぶ

水戸老侯が嘉永六年七月を以て、正弘に書送せる海防愚存中に『和の一字を封じ候て海防掛ばかり而已に致し置』との語あり。これ此其相と賢侯と、心々相印するの秘にして、實に當時政略の方針となるものなり。其意を尋ねるに現今の勢、固より其職ふべからざるを知れり。又職ふの利あらざるを知れり。然れども無下にかれが請をいれば、あまりにふがひなきがごとし。故に職はんとするの決心を示して、而して後に和に出で、内は二百年來の太平に萎靡せし人心を鼓舞して、敵愾の氣を興さしめ、外は威を示して、侮られざらんを期せんとの方略なるべし。かゝる機變は、爲政者の方寸に藏して、神鬼不知の間に、迅雷風烈を轉じて、景星慶雲を現せんこと、天晴の伎倆なるべしといへども、國時を一變し、人心を一新し、一大經綸を施さんとするが爲めには、公明正大の直道を踏むべく、權謀術數の曲運に由るべからざるを、悟られざりしにはあらざるか。されば鼓舞せし敵愾心は、一變して攘夷の妄舉を企つる一黨を生じ、侮られざらんを期せし示威は、却て黔驢の技と見做され、後來動もすれば、外人の威嚇力過を受くる導火となり、幕府の政治は、左支右吾、この内訌外侮の間に彷徨して、開も閉ならず、攘も撫ならず、權立たず、威振はず、漸衰漸亡に及びし病毒は、實にこれに胚胎せしものといふべし。世に傳ふ、正弘人に語りていふ、米使の來るはこれを來るの日に知りしにはあらず、預言するの暇ありといへども、これを事前に計らんとするに、衆議たゞ好事を以て、これを擯斥せしを如何せん。當時有識有力の士の、これを協賛するものなく、空しくこの良相をして、此嘆を發せしめしは、亦正弘の爲めに、其志を哀ますんばあらざるなり。

(田邊太一著幕末外交談)

【五八】天下の望水戸齊昭に集る

島津齊彬
の齊昭推
舉

時艱にして偉人を懷ふ。天下の望は、殆んど水戸齊昭に歸した。將軍家慶も死に垂んとして、彼に大事を相談せよと遺命した。松平慶永の如きは、極力彼を阿部閣老に推薦した。(參照 四五、五一、五二)而して島津齊彬の如きも、亦た同様の意見を持つてゐた。齊彬は、六月十日附(嘉永六年)にて、尾張慶勝に書を與へて曰く、

今度は老中も大仰天之様子……此後又々渡來は無レ疑……當時の處にては、乍レ恐 水老公へ御委任の外は有間敷と奉レ存 候。……尊前様より、此儀急度被ニ仰立一候て、水老公御登營にて、海防之儀、萬事御委任相成 候様奉レ願度云々。

齊昭爲す
べきの一
時

とある。此の如く齊昭は、實に中外の望を双肩に負うて、起用せられた。是れ彼としては正さに爲す可きの一時である。當時彼は五十四歳、其の年齢と云

されど時勢に運る

敗へて横説を曲げす

ひ、其の三親藩たる位地と云ひ、而して閣老首座の阿部は勿論、大名の島津齊彬、越前家の松平慶永、若しくは伊達宗城、鍋島齊正の如き賢名ある大名、若しくは幕府の能吏、川路、筒井、江川の徒、何れも彼の交遊環内の者たらざるはなかつた。されど齊昭は、不幸にして、此の危局を濟ふ大器ではなかつた。彼は時勢と與に進歩する能はなかつた。天保の初期に於ける海防の急先鋒たる彼は、嘉永の末期に於ては、既に時勢の推移に取り殘された。彼は幕府に接觸し、到底戦ふ可き準備なきを覺知せしめられた。乃ち戦はんとするも能ふ可からず。假令戦ふも、決して必勝の算なきを覺知せしめられた。彼はされど彼は自から攘夷屋の看板を掲げて、之を卸すとを敢てしなかつた。彼は必らずしも自から改むるに、是れ吝かなるのみではなかつた。彼の眞意は、内に戦意を示し、天下の人心を緊張せしめ、而して外には平和を全うせんとするにあつた。されど斯る表裏ある權略にては、到底此の危局を濟ふ能はず、寧ろ愈よ人心を糾紛せしむるの他なからしめた。

勝海舟の

横井小楠の

勝海舟は、其著「籬の茨」に於て、按ずるに景山公の御説、其表に押立つる所あり、また其裏にする處あり。智者は必よく其説の表裏を伺ひ奉らむ。當時士氣の衰弱萎靡を挽めむには、其表に説き給ふ處、所謂頭上の一大針ならめ。若是を察せず、其表説を以て、公の御本意とせば、恐らくは公を知る者にあらず。此れは齊昭を善解したる説だ。尙ほ嘉永六年八月十五日附にて、横井小楠が、熊本から江戸に在る藤田東湖に與へたる書中には、然ば夷賊來航、天下の大騒動と罷成、十年以前其兆顯然の處、廟堂恬然、無事太平に押移られ、一旦狼狽申計なく、眞に痛哭の至り、言語に絶たる事にて候。然しながら夫より跡の事、今更申に及ばず。天命人心、尊藩に屬し、老公様御後見、眞に以て天下中興之大機會到來仕り、何の悦か之に過ぎず。此時に於て列藩總て老公様（齊昭）の尊意を奉じ、二百年太平因循の弊政を、一時に挽回し、鼓動作新、大に士氣を振興し、江戸を必死の戦場と

小楠の齊昭

定め、夷賊を塗粉に致し、我が神州之正氣を、天地の間に明に示さずんばあるべからず。是今日大に馮河を用候の機會、誰か疑を容べけんや。横井小楠は、佐久間象山と與に、我國開國論の一大先達として、天下に識認せられたる者。然も彼の口吻で見れば、全く攘夷家である。

天命人心屬老公。振興士氣一揮中。十年染頭窮陰雪。咲坐廟堂總ニ小戎。

此れが當時に於ける小楠の作だ。亦た以て如何に彼が齊昭に傾倒しつゝあつたか、判知る。而して彼は又た、

婦女還能見死輕。義肝國稱男兒名。紛紛擾海彼何虜。此虜不殲誓不レ生。

天下皆攘夷論

之を以て東湖の「寶刀難染洋夷面」に比し、果して何れが攘夷的熱血の、尤も沸騰しつゝあるかを差別するに苦しむ。小楠尚ほ且然り、況んや其他をや。齊昭が攘夷屋の看板を容易に下さなかつたのも、強ち不思議ではあるまい。但だ

如何ともし難かつたのは、齊昭其人が、天下の危局を濟ふ大器でなかつたことだ。

齊昭に對する天下の期待

齊昭既に出で、防海の大義に參するや、海内の士皆頭を延いて其の運籌を瞻仰せざるはなく、或は其の事の防海に止まらずして大政にも參與あらんことを望み（徳川慶恕の建議）或は將軍家の後見たらんことを要し、（横井時存、安井衝等の所論）或は勅命を以て直接に朝廷より委任せられんことを論じ、（梅田定明の書翰）或は齊昭の深く自ら任じて嫌疑を顧みず、專決果斷あらんことを勧め、（幕下向山源大夫の呈書）其の他の論策紛々一ならずと雖も、率皆齊昭に頼りて國體を維持せんことを欲したるものゝ如し。八月廿九日松平齊彬の齊昭に寄せたる書翰に一首の和歌あり。曰く、
乍レ恐今度御登仰いだされたるをかしこみ奉り候。
雲きりのへたてもはれてさやかなる月のひかりを仰くかしこま

〔水戸藩史料〕

第十二章 諸家對米意見と幕府の施設

【五九】 島津齊彬の意見書

多數は和親反對論

幕府は諸大名、諸有司其他に諮問し、其の意見を徴したが、別段目新らしき説を提出する者としては、殆んど是れ無かつた。要するに其の多數は、和親反對、交通拒絶、彼若し來らば、開戦も辭する所にあらずとの説であつた。即ち尾張、水戸、越前、長防、肥前等の諸國持大名、津、桑名、松代、南部、二本松諸藩主皆然りであつた。而して其の代表的意見は、既記の水戸齊昭だ。(參照 五三一—五七) 其他島津齊彬の如く、姑らく決答を延引し、我が武備の整頓を俟つて拒絶す可しと云ふ者あり。伊達宗城の如く、姑らく通商を許し、武備充實の後之を拒絶し、若しくは我より進撃す可しと云ふ者あり。姑らく寛大に取り扱ひ、武備充實の後、強硬手段を取る可しと云ふは、加賀、仙臺、熊本の諸國主の意見であつた。

制限的和親論者

貿易許可論者

而して或は佐倉藩主堀田正睦、村松藩主堀直央の如く、姑らく彼の要求を容る可しと云ふ者あり。或は制限を附して交易を許す可しと云ふ掛川藩主太田資始、小濱藩主酒井忠義あり。或は長崎に限り交易を許すべしと言ふ筑前國主黒田長博、津山藩主松平齊民、忍藩主松平忠國あり。或は許否を明言せざる藥州の淺野齊肅、彦根の井伊直弼、足守の木下利恭あり。而して彼の要求を許容す可しと明言したるは、中津藩主奥平昌服、郡上藩主青山幸哉に過ぎなかつた。而して其の奥平昌服さへも、貿易を米國に許すを以て、日本の太平を保持する所以とし、他國より貿易を求むるに際しては、米國をして、之を拒絶せしむ可しと云ふにあり。

交易之儀、御許容之方、後年太平御安寧之事に奉存候。又外々より交易願出候はゞ、彼より差押候様被仰付願之筋、御聞濟可然候。此れでは米國の手を藉りて、他國との貿易を拒絶する譯合にて、固より眞の開國論ではなから。

齊彬意見
書本文

尙ほ當時最も海外の形勢にも通達し、進取改善の業に専らなりとの名聲あつた、島津齊彬の意見書は、左の通りだ。

一 亞墨利加人願之儀者、此以前阿蘭陀より申上、琉球え滞留之異人より、毎々噂仕候事にて、一朝一夕之考にては無之。於ニ彼方にも御制禁之段、承知之上、押して渡來仕候間、御國法之趣、被ニ仰渡に相成候共、一通りにては承知も仕間敷、乍然御打拂之儀は、海防御手薄之折柄故、必勝を得候儀無ニ覺束一奉存候。假令一往被ニ追拂一候共、海上自在之夷艦、殊に近來は唐國並無人島之邊え、數艘滯船罷在候様子に相聞候間、時々海運之妨可仕候。

此度之御處置は、實以御一大事之場合と奉存候。且此節御許容相成候ては、御威光も薄き形、其上和蘭國王へ被レ對候ても、御義理合不ニ相濟譯にも相當り、且又戰爭を御厭にて御免に相成候哉と、外國にて心得候ては、永年之爲、甚殘念千萬奉存候。就ては此節御免被ニ仰出一候

返答延期

軍備充實
論

齊昭を海
防總裁と
するの議

儀は、不可然御時節歟と奉存候。乍然來年渡來之節、直に御斷に相成候ては、戰爭之端を開き候も難計候へば、成丈け年を延し候様に無據御譯合被ニ仰聞一候て、歸帆被ニ仰付、其内海岸之御手當十分ニ被ニ仰付一度儀と奉存候。三ヶ年之程は、丈夫に延候御所置可有之奉存候。

左候て三ヶ年相立候は、諸國一統御手當相整候は、必定に御座候。軍備相整候得ば、元來勇壯之人氣に御座候間、打拂被ニ仰付一候共、必勝之計策如何程も可有御座一と奉存候。御手當場所之儀は、浦賀を第一と被ニ仰付、其外要地之場所、御評議之上、委細に被ニ仰付一度、兼て異國に於ても、日本人氣勇壯之儀は、憚り罷在候段、及承候間、御手當殿重に相成候は、無禮之振舞仕間敷、軍船御全備之上は、通船妨げ有之候共、如何様之御處置も可レ被レ爲レ在候間、其上にて急度打拂被ニ仰出一候方可然哉奉存候。

將又海防御手當被ニ仰出一候上は、頭立一身に引受致ニ總裁一候者無ニ御座一候

彼を知り
己を知る
の要

川路筒井
と略同じ

ては、行届間敷事にて、人心第一に御座候間、御連枝方之内御一人、諸
指揮被仰出度、右被仰付候御人體之儀迄、申上候は、重疊恐入候
得共、當時御年輩と申し、人望と申し、異國之事情も委細に御會得被爲在
候は、水戸前中納言殿之外は被爲在間敷と奉存候間、海防之儀御
委任被仰出候様、乍恐奉念願候。

此度之儀は、天下之御一大事に御座候間、彼を知り己を知つて後之御所置
無御座候ては、必勝之御良策は行届間敷奉存候間、能々御評議之上
被仰出候様奉存候。何分にも今度直に御免被仰出候ては、御國體
之處、如何にも恐入奉存候。前文之儀申上候は、實に恐怖之至に御
座候得共、不願恐、愚存之趣不殘申上候以上。

但石炭置場所等之儀は、猶更御免不被仰付候方と奉存候。

七月二十九日
松平薩摩守

以上の意見は、概して阿部閣老を代表して、水戸齊昭を駒込邸に訪問したる川

當時に於
ける安穩
の見

路、筒井の云ふ所と、大差がなす。〔参照 四三、四四〕即ち川路、筒井の所謂る
「ぶらかす」にて、其間に我が武備を充實すると云ふに止まる。

齊彬の意見としては、聊か謙らぬ威がある。是れ或は當時に於ては、此れ以上
の意見は行はれざるを看破して、故らに斯る平凡の意見を開陳したのである乎。
抑も亦た此れが正味掛値なき彼の意見であつた乎。何れにしても此の意見が、
當時に於ては最も安穩なる意見として一般に受用せられたやうだ。

島津齊彬自筆の意見書

按するに左は島津公爵家にて最近發見せられたる齊彬自筆の意見書なり。幕府に差出せるもの
と大に異なるが故、重複を厭はず左に其全文を掲ぐ。

亞米利加之義に付公邊江差出候所存書付
此度亞米利加船より差上候書翰和解寫二冊拜見被仰付。商法之可否不三容易一御一大事に候間、
存慮之趣不殘申上候様被仰付。奉存候。

一、亞米利加人志願之儀は此以前阿蘭陀より申上、琉球江滞留之英人より毎々噂仕候事に而、一
朝一夕之考には無之、彼方に而も御制禁之段、承知之上押而渡來仕候間、御國法之趣に而、被仰

亞米利加
志願の概

渡に相成候共一通に而ば承知仕間鋪、乍ら然當時御打拂之儀は海防御手薄之折柄故得ニ必勝ニ候儀、無ニ覺東ニ奉レ存候。縱令一應被ニ追拂ニ候共、海上自在之夷艦殊に近來は唐國並無人嶋之邊江敷數艘船罷在候子に相聞得候間、時々海運之妨可レ仕候。此度之御所置は實以御一大事之場合と奉レ存候。尤亞米利加國之儀は、御制禁已ニ國立候新國に御座候間、御免相成候而も、御國法破れ候姿にも無ニ御座候間、申出之通四五ヶ年も御試之爲御免御座候而も可レ然候得共、亞國御免相成候上は魯西亞も同様ニ御免不レ成候は、承知仕間鋪、既に此節長崎江書翰持越候由御座候間、御免之上は兩國共御免可レ被ニ仰付ニ候。左候は、佛蘭西夷夷之兩國も追々渡來之上商法可ニ願出ニ者差見申候。右江御許容不レ被ニ仰付ニ時は、強訴可レ仕と奉レ存候。また御免相成候而ば是迄之御國法は不レ殘破れ候間、魯亞兩國江御差免之節兩國之以ニ取計ニ其餘之異國より通商等不ニ願立ニ様可レ仕旨被ニ仰付ニ候義も可レ然事ながら、彼國々兼而同盟之國と承及候間、御受之程も無ニ覺東、縱令一應御請申上候共、心底難レ計奉レ存候。若亦實に承服仕り、外國渡來之患無ニ御座ニ様相成候へば、無ニ此上ニ御事には候得共、右兩國之者共於ニ日本ニは兩國之保護を以て、外患を免れ候と自負仕、殊に寄候は、屬國同様可ニ申觸ニ難レ計奉レ存候。左候得ば乍ら恐神國之御恥辱可ニ相成ニ哉と恐入奉レ存候。先年和蘭國王より書翰差上候節に候得ば、往昔より之御制禁に而不ニ容易ニ御譯合に候得とも申立候趣も尤に候間、何々之國は御免可レ被ニ仰付ニ候間、其餘之國々より不ニ相願ニ様、且亦邪宗之儀念度御制禁相守候様可ニ取計ニ段被ニ仰付ニ候て可レ然候得共、此節御許容相成候而ば、御威光も薄きかたち其上和蘭國王江被レ對候而も、御義理合不ニ相濟ニ譯にも相立、且また戰爭を御厭にて御免相成候と、外國に而心得候而ば、永年のため甚殘念千萬奉レ存候。將又異人多人數入込候而ば、御國地之案内も致ニ熱

一國に許
さば諸國
皆來らん

返答延期

手當急要
の事

吾亞兩國
許の事

知不意之災害を生じ候も難レ計、清國同様之振合相成候而は如何にも殘念至極奉レ存候。就而は此節御免被ニ仰付ニ候儀は不レ可レ然御時節歟と奉レ存候。乍ら然來年渡來之節、直に御斷相成候而は、戰爭之端を開き候も難レ計候へば、成丈年を延し候様に無レ據御譯合被ニ仰聞ニ候而、歸帆被ニ仰付、其内海岸之御手當十分に被ニ仰付ニ度儀と奉レ存候。三ヶ年程は丈夫に延び候御所置は可レ有レ之奉レ存候。左候て三ヶ年相立候得ば、諸國一統御手當相整候は必定に御座候。軍備相整候得ば、元來勇壯之人氣に御座候間、打拂被ニ仰付ニ候共、必勝之計策如何程も可レ有ニ御座ニ奉レ存候。扱又御手當之儀は商法御免之有無に不レ拘、不レ被ニ仰付ニ候而は、外夷之輕異眼前に御座候間、端々進行届候様に被ニ仰付ニ度候。尤是迄通り之被ニ仰付ニ已に而は、行届候儀無ニ覺東ニ奉レ存候間、乍ら恐公邊に而御手始被レ爲レ在、御入用無レ拂海防之御手當被ニ仰付ニ度、左候て當時諸大名困窮之折柄に御座候間、軍賦に應じ金銀御配當被ニ成下、夫々用意仕候様、被ニ仰付ニ度事と奉レ存候。恐入候御事ながら、御用心金も非常之爲之御備に御座候間、十分に行届候様被ニ仰付ニ度奉レ存候。御手當之内大砲相備候軍船御造立無ニ御座ニ候而は、外之儀如何程被ニ仰付ニ候而も、全備之御手當には相成間敷奉レ存候。御手當場所之儀も、浦賀を第一と被ニ仰付ニ、其外要地之場所御評議之上委細に被ニ仰付置ニ度、兼而於ニ異國ニも、日本人氣勇壯之儀は、憚罷在候段承及候間、御手當嚴重に相成候は、無禮之振舞も仕間敷、軍船御全備之上は、通船妨候共如何様之御所置も可レ被レ爲レ在候間、其上に而急度打拂被ニ仰付ニ候方、可レ然哉と奉レ存候。乍ら然近年は西洋諸國之船々、日本近海江罷在候趣に相聞得候間、折々渡來仕永年之煩に可ニ相成ニ難レ計御座候間、十分御手當御全備之上、御國威を被レ示候而、其時之様子次第、別段之以ニ御仁惠ニ魯亞兩國之分は和蘭同様何ヶ年之間御試之爲、商法手

海防手當
を永久連續
を要す

總指揮官
の事

細に御免可被_レ仰付、尤邪宗之儀は、堅御制度相守候様、其餘之國々は急度不_レ被_レ仰付二段、聖人江御達に相成候は、於_レ彼方一も御趣意通承服可_レ仕哉に奉_レ存候。此節直に御免被_レ仰付候は、彼方之存慮十分に申募り、過當之願意可_レ申上は必定に御座候。前文通一度御國威を被_レ示候上は、外國江之御威光も相立交易等之可否は、如何様にも可_レ相成と奉_レ存候。尤通而御免之儀は不_レ宜事に候得ども、多年異船之患御座候得ば、おのづから御國中疲勞可_レ相成候間、軍備相整候は被_レ仰付候而も可_レ然哉と奉_レ存候。扱又海防御手當之儀、致_レ永久連續候處第一にて、諸大名も拜領之金子等に而六七年は取續き可_レ申候へ共、積年之後者、彌困窮に可_レ及ば必定に而、是亦御一大事之儀と奉_レ存候。此處も第一御評議被_レ爲_レ在候は、如何程も御良策可_レ被_レ爲_レ在事と奉_レ存候。將又海防御手當被_レ仰付候上は、頭立一身に引受致_レ總裁候者無_レ御座候而は、行届間敷、疎に人心一和第一に御座候間、御連枝方之内御一人諸指揮被_レ仰付一度、右被_レ仰付候御人體之儀迄、申上重疊恐入奉_レ存候得ども、當時御年輩と申し、人望と申、異國之事情委曲御會得被_レ爲_レ在候は、水戸前中納言殿之外は被_レ爲_レ在間敷と奉_レ存候間、海防之儀御委任被_レ仰付候様、乍_レ恐奉_レ念願候。此度之儀は天下之御一大事に御座候間、彼を知り、己を知而後之御所置に無_レ御座候而は、必勝之御良策は行届間敷奉_レ存候間、能々御評議之上被_レ仰付候様、奉_レ願候。何分にも此度直に御免被_レ仰付候而は、一御國體之所如何にも恐入奉_レ存候。前文之趣申上候儀、實に恐怖之至御座候得共、不_レ及_レ忌憚_レ所存之程申上候様被_レ仰付候付、不_レ願_レ恐愚存之趣不_レ殘奉_レ申上候。以上。

但石炭置場等之儀は、猶更御免無_レ之方と奉_レ存候。漂民御救之義は、是迄通に被_レ仰付、囚人同

様に被_レ仰付候義を、今少し手厚に御手當被_レ仰付候方と奉_レ存候。以上。

【六〇】 黒田長溥の上書 (一)

黒田の見
識

黒田長溥は、島津重豪の子にして、入りて筑前の黒田家を嗣ぎたるもの、其の見識が、尋常一様の大名と殊るは、固より云ふ迄もない。彼の上書は滔々幾千言の長文なれば、今茲に其の旨趣のみを摘記するととする。

一ヶ條

一 商賣 御許容、長崎え出島築立、商館取建、總て心得方、和蘭同様被_レ仰付可_レ然。於_レ南地石炭置場、薪水取場に拜借被_レ仰付可_レ然。食料等極々難所、アメリカ人共石炭置場、薪水取場に拜借被_レ仰付可_レ然。

總て和蘭
同様許可
すべし

蓋之節は、浦賀に於て相渡可然哉。……然るに右之趣、世界え相響候事、如電光、兼々大望之アンゲリヤ、フランス杯、追々數多之軍艦引連、通商之願、必定之儀は、如明鏡御座候。第一ヲロシヤ儀も相願可申哉。右アンゲリヤ、フランス儀は、願立候共、不相成旨被仰付、違背候は、直に打碎候様有御座一度。

露國にも許可すべし

ヲロシヤ儀は、先年使節レザノット罷越候節、御不都合之御取計にて相濟、御外聞も不便宜、右に付、ヲロシヤ儀は、アメリカ願濟承知致候上は、相願可申、其節不相成とは難被仰付、御義理合に相成居候間、右ヲロシヤ儀も、不相願以前に、當年入津和蘭商賣船え被仰付、先年ヲロシヤ使節差越候得共、色々行違事有之、其儘に相成、不都合之至に付、此度以別儀、通商御免、諸事同様に相心得候様、是又於ニ長崎、アメリカ同様被仰付可然。……

夷を以て

此度ヲロシヤ、アメリカ、先以年を限り、五年六年（一本十に作る）之間、通商

夷を征するの術

以別格御免被仰付候事にて、以來はヲロシヤ、和蘭、アメリカ三國に限り、通商被仰付候儀に付、其外之國々より、相願候共、御許容決して無レ之候得ば、萬一アンゲリヤ、フランス等、追々相願可申候間、ヲロシヤ、アメリカより、右様之儀、不相願様取計可申、若又軍艦等引連、押而致ニ推參候節は、兩國より軍船早々差出、通商御免之御禮に追拂可申事可レ爲ニ神妙旨、被仰渡候は、可奉畏候。是則以異國一征ニ異國一皇國之兵不損上策に御座候。旁以兩國共通通商御免可然奉存候。乍去通商御免小害有之候事は、萬國より願出候儀に御座候。右之通以夷征夷候は、害も除、皇國可爲ニ安全一奉存候。

米露に頼るの得策

彼は更らに日本が、米露、露國に頼るの得策なる所以に付て、左の如く陳述してゐる。

アメリカ、ヲロシヤ儀は、異國中にては、尤信義有之、アンゲリヤ、フランス如き、表裏之儀等無之、殊に兩國共、日本御隣國に候得ば、平日無事

無人島拜
信許可の
説

の節、御和順に被_レ成置_一度、後年萬一外國より事起り候節、屹度御加勢可_レ致儀相違無_レ之候。○
 日本は至て小國に候得共、方今二ヶ國通商相増候共、諸事御差支之事無_レ之、諸品融通御不益筋も無_レ之候。○若又二ヶ國相増候事差支候は、アメリカ一國計通商共、以_レ格別_一御免被_レ仰付、ヲロシヤ、フラン_ス、アングリヤ初、不_レ殘願事不_レ仕様取計可_レ申。其上軍艦引連願事等に出候國有_レ之候は、早々軍艦差出追拂候様可_レ致旨、萬端アメリカえ得と爲_レ吞込_一候得ば、聊御不安心之事無_レ之。○扱又於_レ南地_一一ヶ所拜借相願候事は、幸之事。無人島拜借被_レ仰付可_レ然候。同島之儀は、日本國之内に候得共、總て渡船御停止に付、名計日本之島にて、無用之島も同前、實は近年同島へアメリカ人致_レ住居_一候哉に奉_レ存候。○
 黒田長溥は、何を以て米露は信義の國であり、英佛は表裏の國であると断定したる乎。惟ふに英國と清國との葛藤、若しくは奈翁戰爭等の噂を聞きかちりて、

長溥の誤
解

斯く判断したのであらう。然も米國と露國とを、信義の國と認められたのは、如何なる理由に原く乎。

【六一】 黒田長溥の上書 (二)

黒田は更らに開戦の不可なるを、左の如く陳述してゐる。

二ヶ條

一 アメリカ諸願共、一切御許容無_レ之段、被_レ仰渡_一候得ば、直に及_レ異變可_レ申候。……我兵死亡少く、彼は敗軍多分打取候事、上策に御座候。○此度の合戦にて、以來異國陣を引、再び日本え寇不_レ致儀、明白に候は、多分之死亡有_レ之候。ても、御頓著等可_レ被_レ成様は曾て無_レ之候得共、一度開_二争端_一候は、……以來は日本船見掛次第、大砲打掛、又は及_レ亂妨_一候様相成

開戦不可
論

徐々打拂
論を駁す

薄弱之日本船、皆々被ニ打碎一被ニ奪取一時に海路絶果、莫大之不辨理、江戸大都會一日も立行不レ申事、雖ニ愚人一相辨居候儀に御座候。後年迄心痛之病、此一決斷に御座候。

而して彼は其の決答を延引して、徐ろに武備を整へ、而して後打拂ふ可しとの説を駁して曰く、

是亦不レ宜と申儀にも無レ之候得共、篤と實情を察候に、來春渡來之節、中々以容易に承知致問敷、御返答如何と奉レ存候はゞ、嚴重にて及ニ戰爭候事必定ト奉レ存候。又來春迄之御用意にては勝敗如何可レ有レ之哉。假令勝敗無レ之共、日本軍勢將帥に至迄、數を盡して打死相違無レ之、是無謀之軍、知レ彼不レ知レ己也。最早此場に至り、少し之御恥は御忍被レ成、大なる御恥と不ニ相成一樣、肝要之御儀と奉レ存候。且又信義は、異國逆も相辨居候儀に有レ之候得ば、……以ニ御信義ヲラロシヤ、アメリカえ被ニ仰付一候はゞ、永久可レ奉ニ感服儀と奉レ存候。

斯くて彼は更らに一步を進めて曰く、

三ヶ條

- 一 夫軍に有名、無名有レ之候。方今アメリカより申上候書翰、内味之處は、如何可レ有レ之哉に候得共、素より同國之人民日本海岸にて遇ニ大風候節、厚御取扱被レ下度、且又近國之事に付、以來御親敷仕度旨相願候儀に付、外に害心も先づは無レ之儀に候間、御許容無レ之及ニ戰爭一候得ば、彼は有名之軍、日本は無名之軍に相成、萬國之聞も不レ宜甚心配仕候。

米國と和
親の利益

此れも一種の見解だ。當時の日本人にして、此處までも考へ及ぶものは、先づ卓識者と云はねばなるまい。而して彼は更らに一轉して曰く、

又はアメリカ杯と戰爭始候て、難レ被レ及ニ御手、事六ヶ敷相成候以後、願之趣、御許容に相成候ては、往古より武國之名高き日本之武威衰候哉にも相聞へ、以之外之御事に奉レ存候。其上アメリカは、大邦にて、兵精糧

露國と和親の利益

足、軍船多分に有之(原註 西洋軍艦大砲十五六門より百門以上の大船有之)日本は、御近國に相違無之候間、再三相考候處、何分同國とは御和順被ニ成置候儀、皇國後年迄之御安心と奉存候。彼は一時の和親論者にあらず、徹底的の和親論者だ。而して露國に對しても、又た曰く、

右意見の要領

一 フロシヤ儀は、蝦夷地より續、至て日本御近隣に候へば、是亦輕卒に御取扱被レ成候國には無之候。先年使節差越し候後、今迄先之手を出し不申候へども、此後萬一フロシヤ軍を出し候て、松前より奥羽へ攻入候はゞ、不二一方大害を引出し可レ申事必定に有之候。方今より御和順に被ニ仰付候はゞ、皇國後年まで如ニ泰山一御儀と奉存候。此の如く黒田の意見は、アメリカ、ロシヤと和親を結び、永遠の平和を保つ可しと云ふにあり。而して苟も我より信義を以て交らば、彼も亦た信義を以て交る可し。決して理不盡に彼より手を出して來るが如きことはある可らず。彼の

本意は、交通、貿易にありて、決して別に害心なし。決して掛念するに及ばずとの趣旨である。此れは單に彼我強弱の現状より立言したるのみに止らず、更らに兩國の國情に就て、觀察する所あり。十把一東、戎狄は虎狼、近く可らずとの攘夷的の常套文句とは、頗る其趣を殊にするものがある。

【六二】 黒田長溥の上書 (三)

國防論

黒田は單に米國及び露國と和親貿易の必要を説くに止らず。更らに進んで國防を説いてゐる。

一 アメリカ御處置に不拘、蒸汽船並軍艦、一日も急速に御製造被ニ仰付度奉存候。浦賀を始、所々御臺場、並私領臺場とも、假令數百金之入用にて築立候共、臺場而已にては、守衛嚴重之見込更に無之、是非共西

西洋形商賣船採用の事

異國商賣の利益

洋軍艦無レ之候ては、必勝之利無レ之候。其外可ニ相成一は、諸家一統、軍艦蒸汽船共、御免被ニ仰出一候。様仕度奉レ存候。左候時は、以後浦賀等え異船何百艘來著之節も、中國、四國、九州又は奥羽等之軍艦即時に浦賀え馳參り候得ば、是に越たる御嚴重、御安心之御備は有レ之間敷奉レ存候。彼は此の如く諸大名一般に軍艦蒸汽船等の製造、所有、使用等を公許す可きを論じ、更らに一步を進めて曰く、

一體日本商賣船至て薄弱に候得ば、一ケ年之破船多分に有レ之、敷敷事共に御座候。右に付日本商賣船も、西洋商賣船同様に被ニ仰付一度……商賣船たりとも石火矢少々は備付候事に付、上乘は士分之者、少々乗組候様……右之通に相成候得ば、一統人氣宜、炮術は勿論、武備心掛被ニ仰付一無レ之共、是非心掛候様相成可レ申候。既に日本も往昔は異國え勝手次第に罷越、支那にても倭寇と唱へ、大に恐候由……其頃は勇氣顯然と相分居申候。昇平久敷流弊にて、如何様

武備中興の事

露國富強の因

被ニ仰付一候ても、急に振武の儀如何可有レ之哉、急に武備盛に相成候様思召候は、如ニ往古一統へ勝手次第被ニ仰付一候は、日本之武威、世界へ輝き、萬國恐服無レ疑儀に御座候。……右之通異國えの商賣一統御免被ニ仰付一候は、日本繁昌無疑、且又武備嚴重に相成申候。……格別の御明斷、世界之形態、皇國後來之儀等、得と御賢慮有レ之候は、難レ得御時節、且天運之令然儀と奉レ存候間、此節武備中興、愈以日本武國に仕度奉レ存候間、此段は得と御評議被レ盡度奉レ存候。……

情世上之模様を考候に、年々以萬國相開け、武事心掛厚く候間、連も日本永久鎖國之儀は不ニ相成一時節到來と奉レ存候。後來如何様之御都合に可レ至哉難レ計、好き御時節、武備中興振立候得ば、皇國萬全之良策無レ此上御美事に可レ有レ之と奉レ存候。

記して此に至れば、當時の日本にも開國進取の見識者が皆無で無つたとが判る。

一 フロシヤ盛大に相成候事、ペートル帝、下賤之姿に立、歐羅巴巡見、

異國と一戰の事

軍艦大砲等製作、自身に見覺候以後歸國致し、夫より歐羅巴より右等職人共召抱、於自國製造爲致、速に武備相整、威を世界に響かせ、大邦に罷成候儀に御座候。……二代大將軍之御時、カピタン被召呼、濱御庭にて馬術被仰付候事も有之、又ロンドン國へ御直之御名之御書被下候儀も有之、アメリカへ通商等御免之事、彼是御心配に不及御事と奉存候。……一兵は凶器、戰は逆徳と申言候得共、皇國武國にても、久敷戰爭無之候間……何卒日本も方今異國と少々合戦有之度事に御座候。右に付アメリカ、フロシヤ通商御免に相成候は、佛英兩國推參に相違無之候間、右二ヶ國は表裏之國に付、右船を打碎、御試に相成度、假令兩國とは永久御不和に相成候共不苦、アメリカ、フロシヤ之援兵も有之大丈夫之御事、其上フランス、イギリスは一萬里餘相隔り居候に付、少も御頓著無之儀に御座候。……先年和蘭本國船より申上候時分より、同國え被仰付、軍艦大砲等御用意に相成居候は、最早御全備にも相成居可申、残念之至りに御座

黒田の卓見

候。……且又昨年私え和蘭風説書御内達有之候間、不_レ差置_レ愚有_レ之趣、申上置候得共、何たる御備も無_レ之、是迄と不_レ相替、とても異船不_レ參儀との御評議にも可_レ有_レ之哉。其節より豫御用意候は、如_レ此節御騒動には至間敷、外國えの響無_レ此上、残念至極奉_レ存候。要するに黒田の意見は、米露に頼りて、英佛を制す可しと云ふに止まり、尙ほ一膜を脱せざる憾を免れざるも、其の鎖國制度の斷じて固執す可らざる、國家を維持するには、開國進取の規模に出でざる可らざるを痛論したる如きは、當時に於ては、異常の卓見と云ふを妨げざる可し。

【六三】 高島喜平の意見書 (一)

大名以外の所論

之を要するに一切の意見書を總括するに、純粹の開國論は、一個も是れ無し。

乃ち中津藩主奥平昌服の如きも、米國に貿易を許し、「外々より交易願出候はゞ、彼より差押候様被仰付」と云ひ、米國を以て、他國を制せんとするに過ぎず。乃ち萬國の大勢を察し、鎖國の株守す可らざるを痛説したる筑前國主黒田長溥の如きさへも、米露に結んで英佛と戦ふ可しと云ふに止まる。偶々大名以外に於て、空谷の楚音と云ふ可きは、高島喜平の意見書だ。高島喜平とは、即ち四郎大夫秋帆の改名だ。

高島江川手附とな

高島が日本の兵制改革に貢献したる一大恩人であり、且つ其の危禍に罹つたとは、既記の通りだ。「参照 天保改革篇、五二一六四」爾後彼は廢鋼の身となり、恒に其の門人江川太郎左衛門の保護の下にあつたが、嘉永六年八月四日、江川は彼の一身の引渡方に付き、左の如く上申した。

先年安部虎之助(武州岡部領主)え御預け相成居候高島四郎大夫義は、私飽術師匠にて、熟練之者にも御座候間、見越之儀を以、申上候は、奉忍入候得共、向後御預け替又は此度重き御法會(將軍家慶喪去に付き)も御座候様奉願候。御内合迄に申上置候以上。

丑八月

江川太郎左衛門

高島開國論

而して此の結果、高島は江川の手に托せられ、赦免の身として、再び幕府に江川手附として、召出さるゝとなつた。却説彼の建白は、嘉永六年十月附にて、滔々數萬言、殊に清國の近事を例に援き、且つは豊公征韓以來、我國の歴史的事實を引證し、詳細に我が現状の、以て外國と戦ふに足らざる所以を説明し、且つ我が兵備を、如何に改革す可き乎を開陳してゐる。然も是れは彼が洋兵の開祖として、相當の意見なれば、今更改めて此に紹介するまでもない。それよりも注意を要するは、彼の開國意見だ。

交易利潤は互の事は

一 蠻夷互に有無を通じ、交易仕候義は、彼國之習俗常と仕候義にて、此品を以、彼品に易へ、其利潤は互之事にて、敢て一國之利を貪り候と申趣意に無之、交易は各國民を撫育致し候爲之儀にて、子細無之事と

貿易品代
り物の事

貿易許
否の重大

手輕に相心得候義に御座候處、於本邦一は御深遠之御趣意も有之、御許容難ニ相成一處より、甚齟齬仕候意味に御座候處、彼等本邦之産物多少有無、委敷次第も相心得不申、譬へば有る物を以て、與へざる様に相心得、憤怒を抱き候義は、唯々交易御免之一事に而已相拘り居候義に御座候處、若願之通御免にも相成、双方商法取組、代り物に可ニ相成一産物等委敷承知仕候様相成候場合に至り候得ば、彼等相好候品も無之候に付、却て後悔可仕程之義に御座候。

遠洋乗渡交易仕候義は、莫大之利益有之、品代り物に受取候様無之ては、其詮無之次第に御座候。阿蘭陀方昨今迄無滞入津仕、御用相勤候義も、全く銅御渡に相成候故之義にて、自然銅御渡無之時に至り候節は、外に利潤に可ニ相成一品一種も無御座候間、決して渡來仕候義無御座候。

一 船仕出候には不少雜費も相掛り候義に付、格別之利潤無之候て

不許可の
場合の憂

は、遠洋凌來候て引合兼候趣は、兼而承知も仕候。然る處アメリカ、ロシヤ等交易奉願候哉之趣、右交易御許容之有無は、乍恐本邦治亂兩端に相係候義にて、當時に至り候ては、古之夷狄に無御座候間、小事より大事に及び、不容易御義と竊に心痛仕候。

若彼が願之通御免無之節は、恐くは其儘にて相濟申間敷、必是より兵端を開き、永遠御世話も不絶事に至り、不幸の生靈を水火之中に陥れ、國家之安危も如何と心痛仕候。程之義に御座候處、外に術無之は、無是非一事に奉存候得共、交易一向之義は、凡彼地之風に習ひ、手輕に御取扱に相成候様仕度、其手輕に取扱候と申義は、別に而も無御座、利潤無之代り物にては、逆も引合不申、彼より退候事に相成候間、先御理解被仰波候て、其上にても交易相願候義に御座候は、先假に御免之積に被思召度、兩三年商賣仕候得ば、損益之次第も相分、必彼より退候事に相成申候。

亦卓論

流石に彼は、長崎の町年寄の一人であつたから、能く貿易の原理にも、常則にも通達してゐる。彼の意見は決して机上の空論ではない。

江川太郎左衛門の高島秋帆傾倒

江川の術精修

秋帆之圃囚せらるゝ以來、太郎左衛門朝夕深く之れを歎き、又秋帆の老衰を傷み、時々竊かに貨財を獄中に贈り、且當時の情勢等を其筋の人々へ屢々明解し、衆人の誹毀するをも厭はず哀請致し、終に同月六日執政阿部勢州より違有之、秋帆夫妻共引取、室を邸に授け候て優養致候。(中略) 君(太郎左衛門)の始めて(天保十二年)砲術を高島秋帆に學びたるより、君の哀情に依り秋帆の圃囚を解かるゝ迄十餘年、此間君、或は實際に就き、或は圖書に據り、砲術を考究するが爲め、屢々日夜寢食を忘るゝに至れり。故を以て砲術は精密に進歩し、出獄の後秋帆大に之を歎賞し、本所に移住するに方り、秋帆日々君の弟子より大小砲の手前を學べり。君之を聞感賞して曰、此一事を以ても秋帆先生は西洋砲術に熱心なるを知るべし。其事に熱心なるにあらざれば安んぞ甘んじて前に教授したる者の弟子に教授せらるゝを厭んやと。

秋帆圃囚解けたる後君の手附となれども、君は秋帆を遇するに必師弟の道を盡し、或は酒筵を設る時は秋帆を上席に誘ひ、自から下座に付て其歡を盡せりと。

江川の高島圃囚

に非ずんば、何ぞ今日の盛を得ん、之を高嶋流と稱せんより、寧江川流と呼ぶの正しきに加かすと。君聞て叱て曰、咄、汝の師は何人に其術を受けしや、苟も今日に當て砲術を修むる者は誰か秋帆先生恩のを擔はざる者ぞ。(陸軍歴史所引江川氏秘記)

【六四】高島喜平の意見書(二)

米國開墾案

高島は左の如き意味合をもて、米國に申し諭す可しと云うてゐる。

交易縮少必要の事

其御理解と申大意は、凡左之意味に仕度奉存候。於本邦諸國交易御好無之には無御座候得共、御國小にして、舶來之貨物、國中潰し高も限り有之。又御國に産する處之産物甚少きを以、代り物に御渡可相成。品無之に付ては、交易御取縮に相成候より外無御座。依之往古諸州より渡來致し、交易を御免に相成、右代り物は主として金銀を以御渡にも相成。

貨物積方の事

候處、遂には金銀出方無之處より、銅を以御渡に相成、銅之義も追々出方劣り、後年に至り、渡方差支候處より、阿蘭陀方古格互市之法を被成御改、銅半を被減、半減商賣に被仰付候程之義に相成。

猶又貨物積方不便宜故を以、唐國より積渡候品は、阿蘭陀積渡を御差留られ、阿蘭陀積渡候品は、唐國積渡りを被御差留、是以、同物相嵩まざる爲之御仕法にして、畢竟御國小にして、積方不便宜、同品相嵩利潤無之時は、交易之證難ニ相立、阿蘭陀人も心得候通、纔に丁子三千斤を一ケ年交易之高と御定有之、自然此高を過ぎ持渡候節は、過斤之分は、例格元直々段をも、被減候程之事に有之。然る處銅之義は、近來に至り、必至と出劣、御國用にも差支候程之義に付、猶御仕法御改革之思召も有之候。折柄に有之候得ば、阿蘭陀同様之交易取組方相願候得共、其義は難被爲レ及御沙汰、隨而異國交易之義も、専ら於ニ長崎表一取扱候御法に候間、彼地え罷越、御國産諸品熟覽致し、右直段出產之多少等も悉く承知

兩三年試貿易の事

可致、且又其國より積渡交易可致産物も、諸品名書出並直段等も逐一申立、凡交易之仕法豫め組合相試み候様可致候。

交易之義は、互に國民扶助之爲之義にて、利潤無レ之ては難ニ證立一事に候處、交易方之義に付ては、其筋役人に於て、損益取調、申立候次第も有之候間、先以交易之仕法、篤と承知之上、彌治定之所、再び相願候様可致、其上にて、双方差支無レ之筋に至り候はゞ、願之通御許容可被爲レ成旨被仰渡、双方仕法組合再び相願候義にも至り候はゞ、先假りに交易御免之思召を以、兩三年爲ニ御試御免可被爲成旨、被仰渡に相成候様仕度、且御返輸被下候共、是等之御趣意を以、被仰渡、御國産之諸品も委敷承知爲致、交易取組方も爲レ試候方、永く國家之御爲に宜敷、覬覦之情も、自然と絶候事に成行候儀に御座候。殊更仕法取組試方に付ては、年月も相送り候義に付、其内には海備御萬全にも相成可申、然る上は、交易御差留之思召にも御座候はゞ、何時にても御差留に相成、勝手次

兵端開始
事の場台

産物調査
由の必要理

第に相成候義に御座候。若其節に至り、彼より兵端相開候共、御防禦向行届き候上は、敢て食著仕候義も無之、乍併夷狄と合戦仕候義は、矢張國家之御損害、永遠御爲に不レ宜、御上策には相成申間敷、商賣之義は、今日市中小商賣も同様之義にて、品物代料自然之相場も有レ之、争ひ候處は、専ら利潤之多少に拘り候義にて、利潤薄く有レ之候節は、彼より退き候事に相成候間、怨候義は無レ御座候。交易御免之成否に至候ては、偏に公邊を奉レ怨候次第に相成候間、先年も申上候通、ヲロシヤ蝦夷地を奪候如く、往々邊患をなし候事に成行候は、必定之義にて、蝦夷地方は、捨候ても、無レ是非次第に奉レ存候得共、近來にては諸夷強盛に相成候に付、國家始終之御爲に、不レ宜義と奉レ存候。互に産物之取調も不レ仕、遂に騷擾に相成、自然存亡に係り候様之義も御座候ては、實に不レ容易次第、更に殲滅仕候とて、益熾には相成

所論或は
方便か

候とも、畏縮仕候義は無レ御座候。左候時は、永代御世話も不レ絶義に御座候。本邦之産物、多少有無も相心得候上、彼が望を絶候節は、怨望仕候義は無レ御座候間、永く御安心之場に相成可レ申事に御座候。高島は貿易開始の上は、我が國産が漸次に増加し來る可き一點をば忘却し、國産少く、利潤多からざれば、却て彼より手を引くに至る可しと云うてゐる。此れは或は幕府をして、安心して開國せしむる爲めの方便説かも知れない。若しくは高島彼自身も眞面目に斯く信じてゐたかも知れない。但だ有無相通ずるの大義と、交易の盛衰は、必竟利潤の多少による原理とは、流石に能く心得てゐる。

【六五】 高島喜平の意見書 (三)

各國に對する事

彼は實に能く經濟學の通理、通則を心得てゐる。一國に許せば、各國皆な來る可しとの心配に對して、彼は却て之を以て喜ぶ可しとなし、左の如く説いてゐる。

各國類來却して喜ぶ

一 右様假にも交易御免に相成候て、一國御免に相成候時は、其他追々相願可申、是又御免に相成不申ては相叶申間敷。左候時は際限も無レ之、本邦之膏腴は、彼に可被ニ絞上と奉存候義も可有御座一候得共、左様之次第には無レ之、素より一國御免之上は、諸國願出候義は、當然之義にて、左様相成候得ば、猶更相好候處にて、於本邦一右様莫大之荷物、國中に潰候義は無御座、唐紅毛之荷物だに、外々商賣之仕法と違ひ、緋買緋買も御免之廉に相成居候位之義にて、買持候者無レ之は、潰荷に而巳相捌候義無御座、依レ之上にも諸國相願、御免に相成候上、積渡候品、格別下落仕候時は、彼等引合不申、猶代り物に受取り可申品も無レ之、此處彼等合點仕候時は、渡來致し候様申候ても、渡來

識者の誤解

脇荷

以上は今日から見れば、當然過ぎる程の説であるが、當時の識者中には、未だ此程まで明快に説破し得たものは無かつた。

一 異國互市之義は、識者之議論も有レ之、商賣之仕法は、不ニ相辨一、銅御渡に相成候義に付、異國交易は銅可ニ相渡一事に限り候様存候處より生候説にて、我有用を以、無用に易候と而已相心得候得共、銅御渡に相成候は、阿蘭陀にて本方荷と唱候品に銅御渡に相成、時計、硝子器、玩物等之類は、脇荷と相唱、加比丹始め私之商賣にて、右代り物には、我が無用之品を相渡し、人命を救ひ候藥種類は、専ら脇荷中に有レ之候義に御座候。唐方にては、本賣と相唱、御國必用之藥種等に御座候。

珊瑚珠、時計其外玩物等之類は、別段賣と唱、唐人の私之商賣にて、代り物は、我無用之品を相渡候義に御座候處、古を捨て今を以論候時は、銅御渡之義、無用之事に相聞候得共、二百年前白糸さへ出產乏敷、専ら彼より取寄、無用之砂糖も、文化以來和製漸盛に相成候と申程之義、取分藥種類之義は、一國之性命に相係候品にて、自然久々舶來無レ之節は、名方名醫ありといへども、人命を救ひ候義難ニ相成、阿蘭陀方之義は、交易主と相成候義に無レ之、彼地方動靜を申上候義第一之御趣意にて、右様有用之銅を、海外に御捨被遊候義も、本邦御大切に被レ爲ニ思召、萬民御救被遊候難有御仁政故之義に御座候得ば、何卒干戈を不レ汚、永く平穩に相濟候様仕度奉存候。

一 唐阿蘭陀代り物に相成候品々、銅相除候外、都而我無用之品を以て相渡候義に御座候處、彼國より可ニ積渡諸品相分候上は、其内必御國益に可ニ相成二品も可有レ之奉存候間、御國用に可ニ相成二品而已爲ニ

積渡一右代り物には、我無用之品を以相渡候時は、全く良法之交易と相成候義に御座候間、兩三年交易試として御免に相成候後も、引續交易相願候義にも御座候は、實に御國益に相成候交易に御座候間、彼より渡來相止候迄は、御免に相成候ても、聊害に相成候義は無ニ御座候。

阿蘭陀交易仕法之義は、全く往古出銅過分に有レ之候、砌之法にて、當時商賣之模様不ニ相心得候得共、往々彼より空船を仕出し候て、銅而已積歸候様にも相成候譯に相成候義に御座候間、アメリカ、ロシア等、交易願之義は、程能御取あしらひに相成候方、御爲に宜敷、商賣取組方持渡候品柄により候ては、御國益も相増、國中融通にも相成、且國中出產之諸品を以、代り物に相渡候時は、庶民生計之基も相増、殊に藥種類之義は、舶來員數少く候間、格別高價に相成候處より、貧民容易に服用も難ニ相成、空敷性命を亡ひ候も不レ少候間、萬民御救之御仁澤とも相成候哉

彼を欺く
の不利

に奉_レ存_レ候。聊_レ通親を好_レ候義には無_ニ御座、一應明細に商法取組爲_ニ相試_一候方、國家磐石之安きを保_レ候と申譯に相成候義に御座候。而して彼は一步を進み、智術を以て彼を欺くの不可なる所以を、左の如く説破してゐる。

若又智術を以彼等を相欺き候義に御座候はゞ、言語も通じ兼候夷狄之事に御座候間、如何様にも、其術被_レ施可_レ申候得共、夫は一時之術にて、却て忿怒を相増、彌兵を以て怨を報_レ候様相成候義は必定にて、騷擾に至り候節は、和寇明を侵し、明人内應有_レ之候如く、御武威盛なる御府内近き處といへ共、恐れ憚り候處もなく、強盜之類有_レ之候如く、如何成不所存者、其虛に乘_レ候哉も難計、乍_レ恐兵端相開候はゞ、不容易_一御義と奉_レ存_レ候。

高島至言

高島は元來洋兵の開祖、砲術の師範でありながら、此の如く平和論を主唱したるは、必竟能く彼を知り己を知りたるが爲めであらう。此れは決して臆病漢の

譚言ではなす。

【六六】 高島喜平の意見書 (四)

密貿易防
止の一方

高島は更らに密貿易の行はるゝは、必竟公許貿易の行はれざるが爲めとなし、貿易許可の利益を枚擧して、下の如く説明してゐる。

一 奸商米穀を夷邦へ渡、密賣仕候義、先年より不絶風説も有_レ之、今以折々右様之風説も有_レ之、事實不_ニ相辨_一義に御座候得とも、内密にて異國へ拔_レ候も、表向異國に相渡_レ候も國中_ニ之米穀、其高相減_レ候義は同様之義に御座候處、表向異國に相渡_レ候時は、密賣は自ら相止、一體御國中_ニ之御取締宜敷筋に奉_レ存_レ候。利潤に迷ひ候は、商賣人之常に御座候得ば、乍_レ存犯罪嚴刑を蒙り候者も不_レ少義に可_レ有_ニ御座_一候得共、相罷_レ候義

にも至申間敷、事有に臨み候時は、利潤之爲如何成内應仕候哉も難計義に御座候間、若米穀相願候義にも御座候はゞ、御許容相成候方可然筋歟と奉存候。一、二艘積受候石數も程知候義にて、御國用御差支に相成候程之義は有之間敷、諸向酒造減石被仰付、其分を以相渡候見込に仕候ても、差支無之義と奉存候。殊更蒸汽船其外便捷之船、御造製にも相成候趣に御座候得ば、萬一凶年に至り、御國用差支にも相成候節は、不取敢唐國へ差遣し、積取候義も出來仕候哉と奉存候。

石炭賣渡の事

一、風説之趣にては、石炭懇望仕候哉にも相聞候處、石數不二分、其高により候義にも御座候得共、九州の内、出産も有之、其外出産之國も有之哉に付、穿鑿仕候はゞ、此外出産之國も可有御座、於本邦一蒸氣船御製造相成候上は、必用之品に御座候間、相渡候義は、可レ惜義に御座候へ共、交易取組方最初より之取極に寄り候ては、差止候

貿易反對の論

斯くて彼は更らに貿易を非とする説に對して、左の如く反駁を加へてゐる。

一、外夷交易之義に付ては、後殃難計杯懸念仕候者も御座候得共、二百年前之義は、本邦と雖も不相關一にして、高貴の向にも、耶蘇宗門、信仰有之候程之事に御座候間、所謂上之好む所にて、愚民迷候者尤之次第に御座候。且愚民を煽惑致し、兵を不用して、併吞を計候は、彼が上策に出候處にて、我智恵不足、我不調法とも可レ申哉。或は伊斯把爾亞人呂宋國に通商して、其國兵弱く奪取べきを計り、黄金を貢し、牛皮之覆ふ程之地を借り、終に國を奪候事杯を以、異國通商を嫌候説も有之候得共、是は畢竟其國愚にして、兵弱き故之義にて、右様欺罔被レ致候得とも、

於ニ本邦一は、武勇多智にして、彼が謀計に陥り候義は有レ之間敷候間、意とするにも不足事に奉レ存候。懸念仕候義は尤にも御座候得共、智もなき武もなき國之様に相心得候間、外夷襲來之時は、猶更敗歟可レ仕被レ存候。

對外恐怖を駭す

安穩の見

此の如く二百年前の日本と、現今の日本とは、其の國狀も同じからず。今日に於て開國貿易の爲めに、我が國土を、外人に奪はるゝが如き患は、萬々是れなき所以を説き、呂宋が西班牙に奪はれたるは、其の國民の愚にして、且つ弱なるが爲めなるを説き、日本は武勇多智にして、決して外人の爲めに乘せらるゝ心配なきを説く。惟ふに高島は、深く外國の學問をなし、廣く世界的知識を極めた者ではない。唯だ彼が長崎に於ける實際的見聞と、其の見聞から、割り出したる常識とによりて、斯く判斷したものであらう。然も其説は尤も當地に於て、實行せらる可き安穩のものであつた。

【六七】 高島喜平の意見書 (五)

妖法恐るすに足ら

彼は更らに蘭學の効用を説き、所謂妖法妖術の恐るゝに足らざるを陳して曰く、

先年より兎角妖法妖術等相恐れ候沙汰も仕候得共、一も實跡は無レ御座、妖術を以、勝を制し、人之國を奪ひ候義、自在成ものに御座候はゞ、戦艦火器等に億萬之資財を費し、専ら護衛之術を撰び、武備不レ怠様仕候義は有レ之間敷、殊に妖邪之教、理學相開候ては、都て絶盡候趣、人々迷を取候も、固陋より出候處にて、昔年開けざる時は、火取目鏡にて火を取、遠目鏡にて遠きを望候ても、人々相驚怯恐候由、是のみに限り候義には無レ御座候得共、追々蘭學相開候以來は、右様之義に迷を取、怪み候者も無レ之。

蘭學害無し

國通商之譯により、古に較候ては、醫術其外諸物相開、御國益に相成候義も不レ少、蘭學之義は、都て藝術に係り候書のみにて、術にかゝり候義は、古より華夷之差別なく、其善なるものは、是を取て本邦の用に充候義に有レ之。城堡陣營之製も、皆群藝之内に有レ之候間、外夷之諸術、本邦に相開候義は、第一之御國益に御座候得共、蘭學心掛候者は、耶蘇之妖説に惑溺仕候様申成、終には罪を得候者可レ有レ之も難レ計候得共、蘭學相開け、御國益に相成候義は有レ之候得共、心得違仕、不埒之者は、壹人も承及不レ申、却て聖賢之道を學び、専ら倫道を明に仕候大鹽平八郎が如き凶賊も有レ之候間、聖賢之教も、亦恃に足らざるが如くに被レ存候。

蘭學を以邪道に導候、杯申義は有レ之間敷、外寇防禦之義は、當今計りに限り候義に無レ之、億萬年之後も無レ懈怠、相忘候義は相成申間敷候得共、戰艦之製、火器之術、陣制戦法も、彼と相同じき時は、彼が軍資を費し、

外寇防禦の秘訣

遠洋を凌ぎ、襲來候は、全く彼が損と相成候に付、覬覦之情は、永く相絶、防禦之秘訣は、之に止候義に御座候間、先年愚見も申述、聊心配も仕候得共、逆も私式之微力に及候義に無レ御座、然るに本邦之人情にては、他を學候義を恥と仕候得共、彼が心得にては、他を學候義を、國家之爲、力を盡し候者と感賞仕候義にて、彼は諸國に航海仕、其善なるもの有レ之候得ば、皆之を取候て、自國之欠たる處に補ひ候。

他を學ぶの利益

交易利潤を貪候も、國を富し、兵を強く致し候爲め之主意にして、舊習に固著仕候習俗に無レ御座候間、他を學び候義を、聊恥と仕候義は無レ御座、却て他を學不レ申を、固陋と侮候程之義に御座候。未レ聞用夏禮ニ於夷一之語を能申候者も有レ之候得共、此語は藝術之義には有レ之間敷候間、諸國武備に係候義は勿論、何事も博く探索仕、相開置度義にて、本邦不虞之御備さへ相整居候義に御座候得ば、何等之異船

渡來仕、商賣御免に相成候共、後年之患は、聊無之候間、我が御寛大を御示し、彼を御容れ被遊候。思召にて、御試之爲、兩三年假りに交易御免被仰付、若不便宜事に被爲思召候はゞ、何時も其節御差止め被成度奉存候。

交易利潤と國防費

無用之品を渡、有用之品を取入、殊に彼が強弱を知候一術とも相成、猶交易利益有之候て、聊といへども海防御入用向に被差加候はゞ、御警衛彌御手厚に行届候義と奉存候。交易之義は、御免被仰付候間、御國體に相係り候義無御座候得共、萬一兵端相開候様之義にも御座候ては、實に不交易次第、是等之義は、多年竊に憂懼を懷候義に御座候間、不願ニ身分、心付候儘、此段書付を以奉申上候。以上。

丑(嘉永六年)十月

高島喜平

高島卓見

以上を通覽すれば、如何に彼が貿易通商の通義を辨し、開國和親が日本の國是として、最も安全且つ有利であるとを看破しめたかと判知る。

高見空言となる

若し水戸齊昭をして、彼が如き見識あらしめば、而して阿部正弘をして、彼が如く徹底的に、會通する所あらしめば、癸丑甲寅の間に於ける、我が日本の措置は、今少しく手奇麗に、今少しく公明正大に、今少しく男性的にあつたであらう。然も此の如き意見をして徒らに空言に止めしめたるは、遺憾なれども、當時に於てかくの如き識者の日本に存したるとは、亦た聊か人意を強からしむるものないではない。世間では高島秋帆を、火技の中興、洋兵の開祖と云ふも、彼は寧ろ開國論に於て、平和主義に於て、當時の滔々たる煮え切らない世論の中に於て、一生面を開きたるものと云はねばならぬ。

喜平意見書の批評

秋帆の識見

抑も當時、諸侯伯、幕府の有司は勿論、旗下、諸藩士より浪人、書生に至るまで、上書事を言へるもの幾百人なるを知らず。然れども和戦の利害を擧げ、其兩端を叩きて周詳端々たるなき、秋帆の此書の如きものあるか。鎮撫の非を指斥し、開國交通の已む可からざる所以を反覆して、精確動かす可らざる、秋帆の此書の如きものあるか。佐久間象山、横井小楠は、幕末に於ける開國論の巨擘と稱

秋帆の決

せらる。而かも彼等の開國論を唱へしは、安政以後の事に係り、ペリー初航の當時に在りては、猶
激烈なる攘夷説を抱持し、小楠の如きは、江戸を必死の場所と定め、米夷と鏖戦すべしと豪語し、
象山の如きも亦、『不レ思城下作レ盟耻』と歎ひて、掃蕩の意を洩らせるに非らずや。然らば即ち嘉永
六年に於て、開國の意見を主持せるものは、殆んど秋帆一人のみ。其間四十二年の久しき、全く社
會と隔離せる身を以て、放散後未だ三月ならざるに、此の如き意見を公表せるは、益以て其眼識の
高くして、修養の素あるを見る可く、唯この一篇あり。秋帆千古に朽ちず。
初め秋帆、此書を坦菴に示して、幕閣に進呈せんことを求むるや、坦菴深く其言議の大膽にして、
鎖鎖派の怨嫉を買はんことを危く、頗る難色あり。秋帆毅然として曰く『國家の危に臨み、一身の
安を謀るは、丈夫の所爲に非らず。此言一たび達せば、萬死憾む所なし』と。坦菴其志の奪ふ可か
らざるを見、これを正弘に進む。正弘が鎖鎖の時論紛囂せる間に立ちて、開國和親の策を決せる、
秋帆の建議、蓋し與りて力ありきと云ふ。(徳川三百年史)

【六八】 暗愚なる將軍家定

諸侯皆攘夷説

幕府は舊例を破りて、彼理要求の對策を、諸大名其他に諮問した。然るに其の
答案は、寧ろ意外にも攘夷論が多數であつた。幕府當局の意は、恐らくは諸大
名が和親論を出し、衆議此の如きが故に、幕府も枉げて衆議に従ひ、祖法を尋
酌して、姑らく彼の請を容るとの、口實を得るつもりであつたかも知れない。
されど何を云うても水戸齊昭が、攘夷論の音頭取りなれば、其の大勢は自然に
之に傾いた。何れの時代にも大言壯語は、一般に極めて通用が善い。乃ち其の
善いものを採りて、自から通用の善い位地に立たんとするは、是亦た常情と
云はねばならぬ。

諮問は對内的政策

豫想を裏切られたる幕府當局は、諸大名が、攘夷的意見書を提出せざる様、そ
れぞれ手を廻はしたと云ふ説もある。そは兎も角も、此の諮問は、幕府に取り
て、對外政策としては、何等得る所無かつた。然も對内政策としては、當時の
形勢、是亦た已む可らざるものあつたであらう。
斯る場合に將軍家慶の喪は發せられた。彼は嘉永六年六月十九日より疾み、二

將軍家慶死

十二日には逝いた。惟ふに彼理の來航は、彼の病因たらざるも、其の病勢を亢進せしめたるに最も力あつたであらう。彼理將軍を殺すと云はざるも、其實は之に近かつた。而して七月二十二日に至りて、其喪を發した。享年六十一、將軍たる十七年。彼は人物として其父家齊に及ばず、然も亦た家齊程の我儘者でもなかつた。

家慶の人

要するに善く云へば、溫良謹慎、悪く云へば平凡小心と云ふ可きであらう。家齊の死後、水野忠邦に任じ、天保改革を行ひ、中途にして失廢し、爾來専ら阿部正弘に任じ、姑息ながらも大過なく、其の危局を把持した。

家定後編

然も彼の世子家祥—家定と改む—は、平凡と云はんよりは、寧ろ暗弱であつた。彼は家慶の三男にして、母は跡部茂右衛門の女、文政七年四月八日生、文政八年二月より若君様と稱し、十一年四月四日元服、家祥と名け、天保十二年五月西丸に移り、嘉永六年七月より上様と稱す。時に歳三十。

實際政治と將軍賢

苟も賢相あれば、將軍の明暗、賢愚は問ふ所にあらずと云ふも一説だが、然

愚の關係

も事實は決して然らず。將軍は全くの床間の飾物同様の看を做しつゝも、尙ほ大事に際しては、其の裁決を仰がねばならぬ事あり。況んや中外の形勢容易ならず、正に是れ内憂外患一時に來らんとするの際、賢將軍と愚將軍とは、其の得失最も較著と云はねばならぬ。然も徳川氏の末期に際して、家定の如きもの出で來りたるは、何となく天が徳川時代を厭ふ爲めに、故らに然したのではあるまいかと思はしむる程だ。

家定の暗愚

彼は其の身體に缺陷ありて、男女の交をも解し得なかつたと云ふ説がある。そは何れにもせよ、彼が暗愚であつたとは、其父家慶亦た能く之を知つてゐた。故に家慶は齊昭の七男一橋慶喜を愛して、行く／＼は徳川家の正宗を繼がしめんとの意あつたとも云ふ。

將軍は年既に三十餘なれども、兒童の如く、常に鷺鳥を逐回して樂みとせられ、又豆を煮て、之を近臣に賜ひ、西洋小銃を輸するに及んで、其の劍付筒を取りて、近臣を追回しなどせられ、又疾ありて、政をさくと能はず。唯延

幕府立場の困難

中僅に儀容を失はざるのみ也と云へり。(安政紀事)
彼は果して斯くばかりの暗愚であつたかは、保證の限りでないが、兎も角も水
平以下の人物であつたことは、疑を容れない。
されば斯る時勢に斯る將軍を戴くことは、幕府の有司は勿論、諸大名に取りて
も、何れも心細き限りであつたことは、云ふ迄もあるまい。正に是れ時艱にし
て偉人を憶ふの際、幕府の立場の愈よ困難なる以て知る可し。

【六九】 大船建造の公許

捕盜御繩の施設

幕府は盜を捕へて繩を緲ふの策に出で、米艦來航以來種々の施設に著手した。
六月二十二日には若年寄本多越中守、其他川路、江川の徒に海岸巡視を命じ
た。七月一日には既記の如く、諸大名等に開鎖に付て諮問した。水戸齊昭の隔

大船建造の禁令

日登城は、七月三日に達せられた。七月十七日には、質素節儉の厲行を下し
た。而して二十一日に至りて、品川灣に砲臺十一所を築くことを命じた。
八月六日には安部虎之介預り人、高島四郎太夫を、江川太郎左衛門家來に引渡
した。(參照 六三―六七)八月十日には訓練の際は、隨時に空砲打放差支なき旨
を令し、同日萬石以上の面々は、當地に従來憚りて持越さざる鐵砲も、今後は
勝手に取寄せ差支なしと令し、八月十四日には三奉行に軍艦製造の事を議せし
め、十五日には肥前國主松平(鍋島)齊正に、大砲五十門を鑄造せしむ。九月朔
日には、公儀献上品の省略を仰せ出された。而して十五日に至りて、愈左
の令を下すに至つた。
一 荷船の外、大船停止之御法令に候處、方今之時勢、大船必要之儀に付、
自今諸大名大船製造致し候儀、御免被成候間、作事方并船數共、委細相伺
差圖可受之旨被仰出候。尤右様御制度御變通被遊候も、畢竟御祖宗之
御遺志御繼述之思召より被仰出候事に候間、邪宗門御制禁等之儀は、彌

大船建造の畫

右不許可
指合

以先規相守、取締、向別て嚴重可被ニ相心得一候。此令の發すると共に、島津齊彬は直ちに大船十五隻を造つた。抑も大船製造の事は、天保九年以來、水戸齊昭の屢ば建白したる所にして、實に嘉永六年から十六年以前だ。彼は建白のみならず、天保九年戊戌六月、侍臣に命じ、西洋の式に倣ひ、一軍艦長廿四間、幅三丈八尺七寸のものを作り、日立丸と名け、海防の用に供せんとした。然も幕府は其の祖法に觸るゝを以て之を許さず、僅かに雛形のみに止んだ。天保十二年水野忠邦執政の際にも、屢ば此件に付建白したが、省られなかつた。

兩度の御書拜見仕候。……扱海船之義云々御高諭共謹承仕候。再三申談仕候處、此堅牢の船製作、軍艦を相兼申候義は、全く本邦の制のみには無之、西洋諸蠻の造作をも參考仕候御趣意共伺候。上は、御法度にも被載候通り、鎖國之御趣意嚴重被仰出候次第共、全く邪宗門等の譯合のみとも心得不申、深遠之尊慮より被仰出候義と奉存候間、只

今と相成、御法度御改めと申義は不ニ容易一義と奉存候。殊に軍艦を弘く造作御免之義は、後弊如何に可有之歟。西國其外國持大名等種々工夫も致し、異様の製作等忒に出来候は、御法度御取締りにも拘り、御大切の義と奉存候に付、御内聽に入候迄も無之、難ニ相成一義と熟評仕候。折角御懇に蒙仰候義に候へ共、別段取調にも難及、此段御請仕候。謹言。

九月十九日(天保十二年辛丑)

水野越前守
土井大炊守
堀田備中守
眞田信濃守

此にて見れば、水野等は、將軍の内聽にも入れず、彼等限りにて、造船の免許建議を打切つたものと思はる。然も「別段取調にも及び難く」と云うたる程に

て、殆んど齒牙にも掛けなかつたことが判知る。尙ほ同年閏九月三日附にて、水野の答書がある。

再び不許
可指令

船艦の事に付、同列共へ再應尊示之所、御請延滞に付、尙又魯西亞其餘外夷蠶食之高論、毎に奉ニ感嘆一候。御書面一同も、拜見仕候。いかにも貴論の通りに可有之候へ共、堅牢船之義は、過日一同より御請仕候通り、何分指支申候。折角度々被ニ仰下一候。處ニ相整、何共恐縮之至に奉存候。其後海防に付ての尊翰は、同列之内、取扱候者より御請可ニ申上候。如レ例官務紛冗、乍ニ遅延一御請如レ此に御座候。恐々頓首。

閏(九)月二日

忠 邦

再啓交易御許容無之様にとの御義、御尤に奉レ存候。何れも其心得に罷在候間、浸潤の願等に拘泥候義は不仕候。御降心可レ被下候。以上。

幕府不用
心

水野忠邦にして、尙ほ此の如き見解であつたとすれば、其他は推して知る可き

だ。言ふも詮なきことながら、幕府の不用心は、其の當局の何人に拘らず、實に幕府彼自身の責任と云はねばならぬ。

品川御臺場新築

建設掛員

嘉永六年の八月初旬に不虞の備として品川海中へ砲臺十一座を新築すべしとの令ありて其委員を命ぜらる。宿老は阿部伊勢守、牧野備前守、松平和泉守、松平伊賀守、少老は遠藤但馬守、本多越中守、勘定奉行は松平河内守、川路左衛門尉、目付は戸川中務少輔、堀織部、勘定吟味役は竹内清太郎、勘定吟味格代官江川太郎左衛門、勘定組頭岡田利喜太郎、後藤一兵衛、中村爲彌にて、その餘奥右筆、勘定徒目付等の役々なり。其經畫はすべて江川英龍の指圖に出づ。一番より三番までは同じ九月より築立。明る安政元年四月に至て成功し、土庫井水まで備れり。四番五番は同年の正月より築立、五月に至て成功す。六番は僅に水面を出るまで築立て中止せり。これに用ひし土は、高輪泉岳寺境内の山、元松平駿河守下屋敷の山及び御殿山を撃崩して埋立たり。始めは十一座まで築立らるべき積りなりしに、經費のおびたしきに堪がたく、中途にして工事を停めらる。右六座を築立るに要せし經費は、凡そ七十五萬二百九十六兩、永百八文三分なりとぞ。此工事を請負しものは、一二三番、及び六番の四座は大工棟梁平内大隅、四番五番の二座は勘定所用達岡田治助なりとぞ。已に成功の後、一番は松平大和守忍、二番は松平肥後守津三番は松平下總守川四番は松平相模守因五番は酒井左衛門尉、六番は眞田信濃守へ警衛を命せられたり。(徳川太平記)

經費

第十三章 布恬廷渡來

〔七〇〕 ブチャーチン長崎に來る

先口外人

元來日本の招かざる客の先口は、米國でもなく、英國でもなく、固より佛國でもなく、露西亞であつた。然るに文化年間レザノーフの使節として長崎來航以來、姑らく跡を潜めてゐたが、其間に米國が堂々と日本に乗り込んで來た。此の趨勢を偵知したる露國が、いかで手を啣へて傍觀す可き。彼等が米國の日本に事あらんとするを知るや、直ちに其の對策を講じ、復たブチャーチンをして、日本を見舞はしめた。

船長ネヴ
エルスコ
イの樺太
探檢

露國の東方經營は、ニコラス一世に至りて、更らに一大濶歩を加へ來つた。彼は一八四七年(弘化四年)ムラヴィエフ將軍を東部西伯利亞總督に任じ、彼をして經營の仕に當らしめた。彼は其の任地に來るに先ち、露都ペテルスブルグに於